

船橋市緑の基本計画

【改定第3版】（案）

歩こう・ふれよう

「緑・水・ふるさと、ふなばし」

令和8年●月

船 橋 市

はじめに

本市は、海から源流域までたどれる水系特性があるほか、南部には貴重な干潟・浅海域「三番瀬（さんばんぜ）」、内陸部には河川の源流域となる斜面緑地、北部のふなばしアンデルセン公園や県民の森といったまとまった緑地が残っており、市街化が進んでいる一方で、特徴ある緑の自然環境がみられるまちとなっています。

近年、大規模地震や激甚化・頻発化している豪雨災害といった自然災害、人口構造の変化、生物多様性の確保や気候変動への対応など、様々な社会情勢の変化により緑に求められる役割にも変化が起きています。

緑は様々な機能によって私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらすかけがえのない財産であり、現在残っている緑の保全と新たな緑の創出により水と緑のネットワークを形成し、適切な管理によってそれらの機能を十分にいかしながら、将来を担う子どもたちに継承していくことが私たちの責任だと考えています。

本計画は「歩こう・ふれよう「緑・水・ふるさと、ふなばし」」を緑の将来像とし、本市独自の緑の総合的な施策を取りまとめ、市民のみなさまと行政が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくための共通目標・指針として策定いたしました。

今後、本計画を十分に活用し、都市の中でどこにでも緑が目に入り、触れ合うことのできる都市と緑が共生するまちづくりの実現に努めてまいりますので、市民の皆様には一層のご理解と協力をお願い申し上げます。

令和8年〇月

船橋市

目 次

第1章 緑の機能.....	1
第2章 緑の基本計画と船橋の緑を取り巻く背景・課題.....	5
1 緑の基本計画の必要性と意義.....	6
2 緑の基本計画の位置づけ.....	7
3 船橋市緑の基本計画改定の背景.....	11
4 市と緑の機能ごとの現況.....	12
5 市民の緑に対する意識.....	26
6 今回の緑の基本計画改定の課題と考え方.....	29
第3章 計画の基本方針.....	31
1 緑の将来像.....	32
2 計画の基本方針.....	34
3 計画の目標.....	35
第4章 計画実現のための施策.....	37
1 守る.....	40
2 増やす.....	44
3 はぐくむ.....	52
4 いかす.....	56
5 親しむ.....	60
第5章 地域別計画.....	67
第6章 計画策定後の進行管理.....	91
資料編.....	99
1 改定の経緯.....	100
2 市民の緑に対する意識に関する資料.....	105
3 用語の解説.....	115

第 1 章

緑の機能

第1章 緑の機能

都市の緑には大きく分けて次の5つの機能があり、市民の生活環境や生態系にとっても重要な役割を果たしています。

1. レクリエーション

—健康の維持・やすらぎ・コミュニティの場の形成—

公園や緑地は遊びやスポーツ、学習活動の場といった様々な用途で利用され、緑を介して様々なコミュニケーションが生まれます。

また、緑は私たちに精神的なやすらぎを与え、ストレスを緩和する働きもあり、健康を維持・増進するレクリエーションの場として、暮らしを豊かにする役割を果たしています。

2. 防災

—都市の安全性の向上—

緑地は雨を浸透させ、貯えておく機能があり、河川の氾濫などの水害や土砂災害の防止に役立ちます。

また、地震に伴って発生する火災に対して、樹木は延焼防止の役割を果たすため、公園や街路の樹木は焼け止まりに大きく役立ち、避難場所や避難路と成り得ます。

さらに、樹木は建物の倒壊被害軽減に役立ち、避難者に空間と時間の余地を与え、公園などのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援活動の拠点として利用されます。

3. 景観形成

—地域らしさや潤いのある景観の創出—

四季折々に変化する自然地の緑や住宅地の緑、沿道の並木・草花、水辺などは、美しい景観を形成する大切な要素となります。都市の歴史・文化は、人と自然環境が織りなす風土により伝えられてきたものであり、こうした背景を持つ緑は、ふるさとの歴史的景観を継承する重要な要素です。





4. 自然環境の保全

—生きものの生息・生育の場の確保—

豊かな生態系は生きものの多様性によって維持されるとともに、生きものとのふれあいは、次世代を担う子どもたちの情操を育むうえでも重要です。

緑は、酸素を供給していのちを育み、生きものの生息・生育を支えています。このため、都市において、様々な形で生きものが生息できる環境を保全し、相互に連続させていくことが求められます。

5. 都市環境の保全

—温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和等—

地球温暖化は、生態系に大きな影響を与えることから、その防止を図ることが世界中の課題となっています。樹木などの植物は、光合成作用を通して空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を供給する重要な役割を持っています。

また、ヒートアイランド現象に対し、樹林地や草地は、コンクリートやアスファルトに比べて日中温まりにくく、夜間も放熱しにくいという性質があるだけでなく、緑陰効果による日射の低減や、蒸散作用によって空気中の熱を奪い、低温化するという働きがあります。

さらに、大気の浄化や、騒音防止といった生活環境の保全にも役立っています。

第 2 章

緑の基本計画と船橋の緑 を取り巻く背景・課題

1. 緑の基本計画とは
2. 緑の基本計画の位置づけ
3. 船橋市緑の基本計画改定の背景
4. 市と緑の機能ごとの現況
5. 市民の緑に対する意識
6. 今回の緑の基本計画改定の課題と考え方

第2章 緑の基本計画と船橋の緑を取り巻く背景・課題

1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、平成6年6月の都市緑地保全法（現：都市緑地法）の改正において創設された、市町村が中長期的な視点に立って策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

緑の基本計画の必要性と意義

- 個性あるまちづくりを進める上で、「緑のあり方」に対する市民の関心の高まりに応え、ビジョンを明確化していく必要があります。
- 都市の緑は何も施策を講じないと失われていく恐れがあるため、確実に保全していくためには長期的で総合的な計画が必要です。

これらを整理し、緑のあり方とその実現方針を示すことが、市民に最も身近な地方公共団体である市の役割として求められています。

緑の基本計画策定による効果

〈市民〉

- 緑への関心が高まっている市民のニーズに対し、基本方針等を示すことにより対応することができます。
- 緑豊かな生活環境を形成していくために、市民をはじめ事業者などの多様な主体の参加や協力によってまちづくりが推進されます。

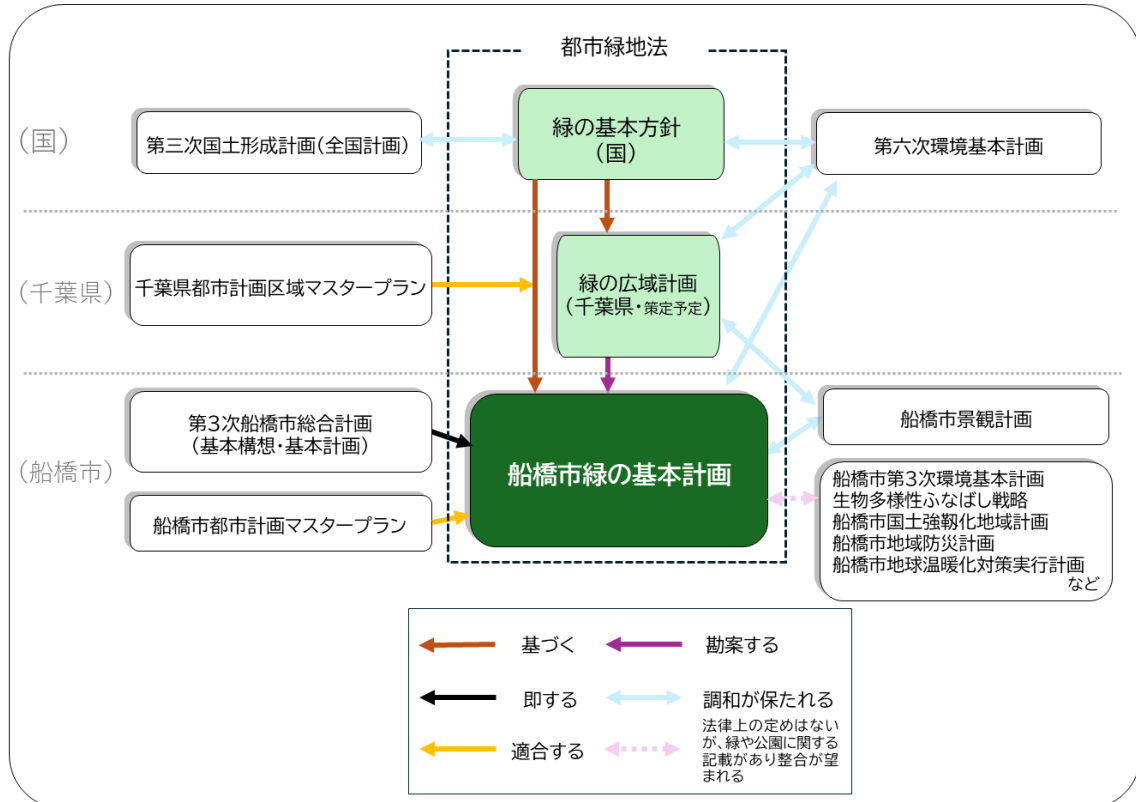
〈市〉

- 本市の目指す緑の将来像の実現に向けて、緑豊かな都市形成を行うための指針となります。
- 計画の目標実現へ向けて、行政内部での合意形成が促進されます。
- 重点的、効率的な事業の推進が可能となります。

2. 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、国による「緑の基本方針」のもとに位置づけられ、都道府県による「緑の広域計画」を勘案しています。また、市の総合計画に即し、都市計画マスタープランと適合しながら、環境基本計画や景観計画などと密接な関係を持っています。

緑の基本計画の位置づけ



緑の基本方針とは

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条の2第1項の規定に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が定める、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等です。

令和6年12月に策定され、将来的な都市のあるべき姿として「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」が示されました。

また、都市計画区域を有する都市緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については「緑被率が30%以上となることを目指す」ことが明記されました。

さらに、都道府県が定める「緑の広域計画」及び市町村が定める「緑の基本計画」について、以下の3つの都市の実現に向けた取り組みや関連する指標等を位置づけることを促しています。

①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、環境への負荷が小さい緑豊かな都市を実現し、カーボンニュートラルの実現に貢献する。

②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

行政や民間事業者、住民、NPO法人等の多様な主体の連携による緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する。

③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させる。

緑の基本方針

市街地における
緑被率30%を目指し、
豊かに暮らせる
まちづくり



緑の基本方針の概要ビジュアル・全体ビジョン（国土交通省）

国・県の動向

- ◆平成 29年6月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行され、民間活力を最大限活かしながら、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進することが示されました。また、前年に制定された「都市農業振興基本計画」にて、都市農地の緑地としての保全が方向づけられたことを受け、緑地の定義に農地が明記されました。
- ◆令和 3年 10月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指し、おおむね5年間の分野別施策（「農業・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）や国・地方自治体・国民の各主体レベルでの指標設定等が定められました。
- ◆令和 4年 3月に、千葉県は、広域的見地から定める都市計画の基本的な方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を変更しました。「豊かな自然を継承し、持続可能な街」を含む4つの基本理念のもと、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をテーマに、緑施策については、船橋市の恵まれた自然環境を尊重しながら「循環性と持続性をもつ、人と環境にやさしい都市」を目標とすることが定められています。
- ◆令和 4年 12月、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを踏まえ、令和5年3月に、新たな「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。「生物多様性国家戦略」とは、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画です。2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するため、5つの基本戦略とそれに基づく行動計画が示されました。
- ◆令和6年5月の「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行では、国際社会において、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている一方で、我が国は世界と比較して都市における緑地の充実度が低く、また減少傾向にあることを背景に、国主導による戦略的な都市緑地の質・量両面での確保・保全支援や、民間投資を後押しする仕組み等が示されました。
さらに、同年12月には、都市における緑地保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するために「緑の基本方針」が定められ、将来的な都市のあるべき姿として、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」という全体目標が掲げられました。
- ◆令和8年1月に策定された「グリーンインフラ推進戦略 2030」では、グリーンインフラ（自然の多様な機能を活用した社会資本）の活用が当たり前の社会の実現に向け、分野横断的な環境整備策や、実装のための国土交通省の個別事業等を体系的に整理・公表しています。

3. 船橋市緑の基本計画改定の背景

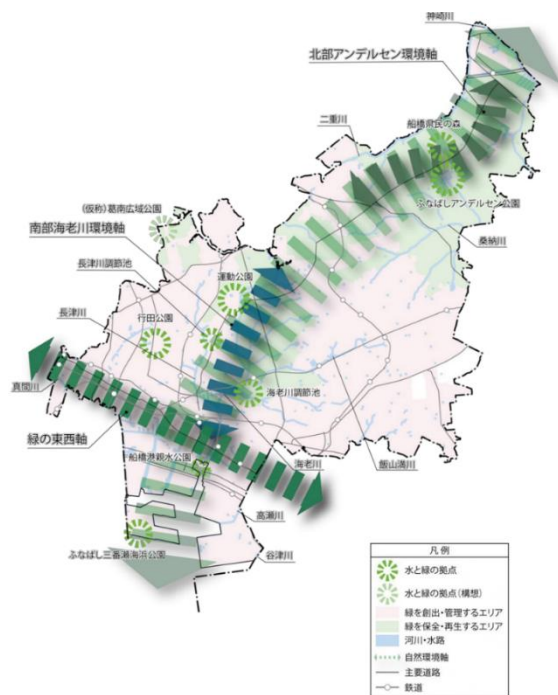
船橋市緑の基本計画は平成9年3月に策定し、平成19年10月および平成29年3月に改定を行いました。

近年、気候変動や激甚化する災害への対策、生物多様性の確保、さらには快適な都市環境の創出といった視点において、緑が果たしている役割や発揮している能力があらためて注目されるようになりました。また、令和4年に「第3次船橋市総合計画」や「船橋市都市計画マスタープラン」が策定されたとともに、平成29年と令和6年に都市緑地法等の一部を改正する法律も施行されました。

本計画は令和7年度に中間年度を迎えたことから、これらの社会情勢や法改正等の変化を踏まえ、現状に合った計画とするために改定を行うこととしました。

◆「水と緑の環境づくり」の基本的な考え方

- 豊かな自然環境を生かしたうるおいとやすらぎのネットワークの形成を目指します。
- 河川の整備や調節池の多目的利用等により、水と親しめる水辺の環境づくりを目指します。
- 健全な水循環系の再生により、水質が保全され、快適な生活環境を有するまちづくりを目指します。
- 新たな緑の創出・保全や、地域の特性を生かした公園づくりを進め、より身近で自然に親しみ、やすらぎを感じられるまちを目指します。
- 社会資本整備や土地利用等に関しハード・ソフト両面において、グリーンインフラが持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを目指します。



船橋市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針図（水と緑の環境づくり）

◆船橋市緑の基本計画の経過

年月	本市の経緯
昭和58年10月	スポーツ健康都市宣言
平成4年3月	「ふなばしのみどり2001年計画」策定
平成4年9月	福祉と緑の都市宣言
平成9年3月	「船橋市緑の基本計画」の策定
平成19年度	「緑化重点地区計画」の見直し（市内6地区）
平成19年10月	「船橋市緑の基本計画」の改定（改定第1版）
平成24年度	「緑化重点地区計画」の見直し（市全域）
平成29年3月	「船橋市緑の基本計画」の改定（改定第2版）
令和4年3月	「第3次船橋市総合計画」策定
令和4年11月	「船橋市都市計画マスタープラン」策定
令和8年度	「船橋市緑の基本計画」の改定（改定第3版）

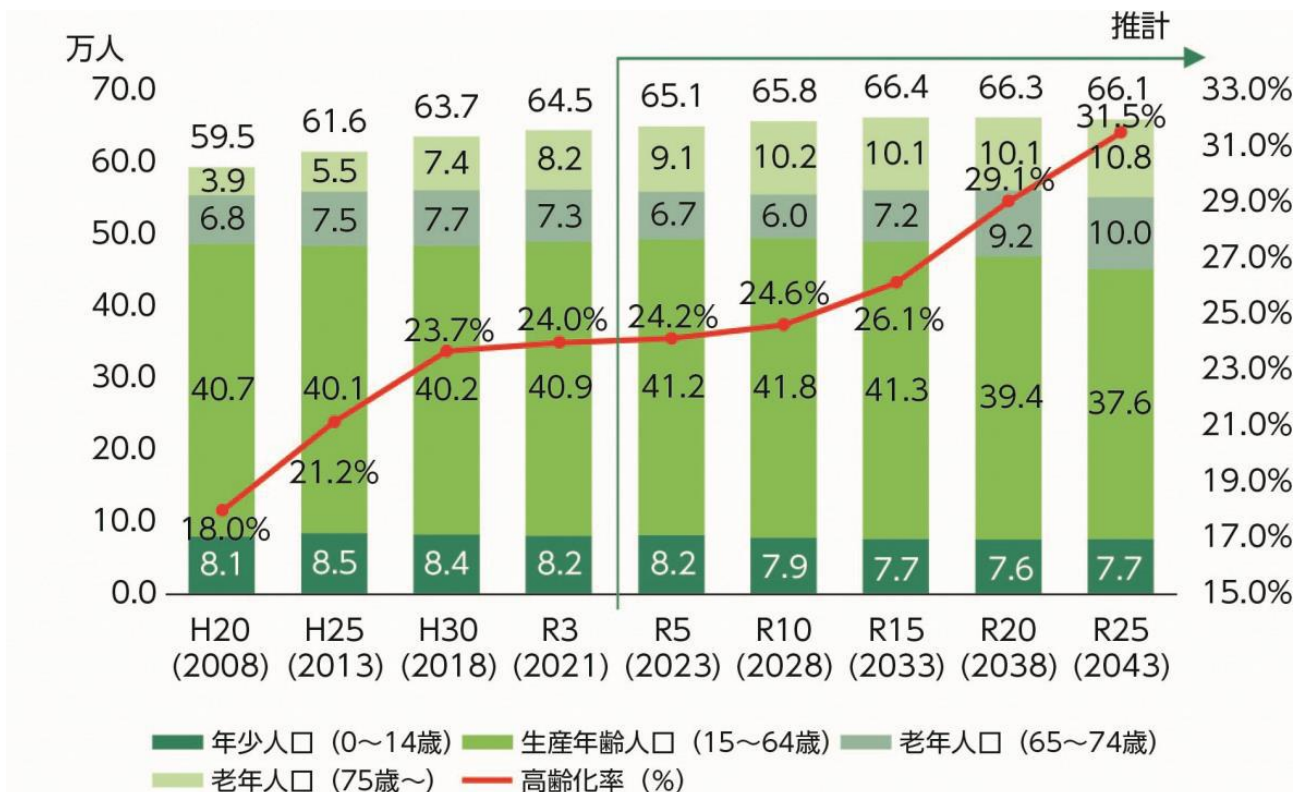
4. 市と緑の機能ごとの現況

人口

全国的に多くの地方公共団体が人口減少に転じる中、これまで堅調な人口増加が続き、令和7年には、中核市最大の約65万人に到達しました。今後も、総人口は令和15（2033）年の66.4万人まで増加すると見込んでいます。

しかし、人口動態を見ると、社会動態（転入者数－転出者数）は、近年プラス約3千から4千人で推移していますが、自然動態（出生者数－死亡者数）は、平成29（2017）年からマイナスに転じています。

本市の人口構造は、少子高齢化の進行により、今後さらに変化することが見込まれます。年齢区分別の人口を見ると、年少人口（0～14歳）は既に減少しており、今後もその傾向が続きます。生産年齢人口（15～64歳）は、令和10（2028）年まで緩やかに増加し、その後減少します。老年人口（65歳以上）は増加し続け、令和25（2043）年までに高齢化率が3割を上回る見込みです。

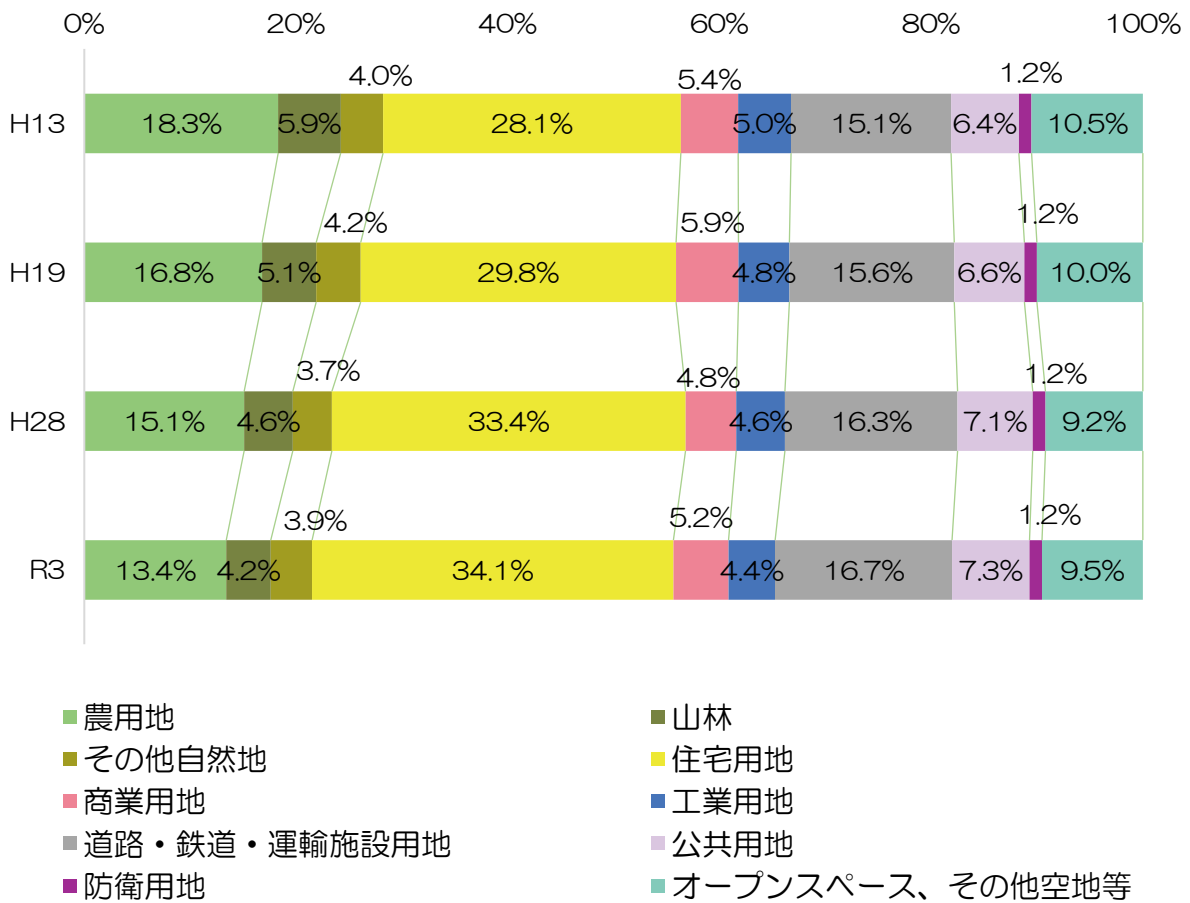


本市の年齢区分別人口の将来推計（出典：第3次船橋市総合計画（令和3年度））

土地利用

船橋市の土地利用の構成は、住宅用地、商業・業務用地、工場用地等の「都市的土地利用」が約78%、緑を多く含む、農用地、山林、河川・水路等の「自然的土地利用」が約22%となっています。人口増加が続いている本市では住宅需要が高く、年々自然的土地利用が減少し、住宅用地が増加していく傾向が続いています。

都市生活と自然環境のバランスがとれた快適なまちづくりを進めるべく、今後も周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図る必要があります。



船橋市の土地利用分類別面積・構成比の変化

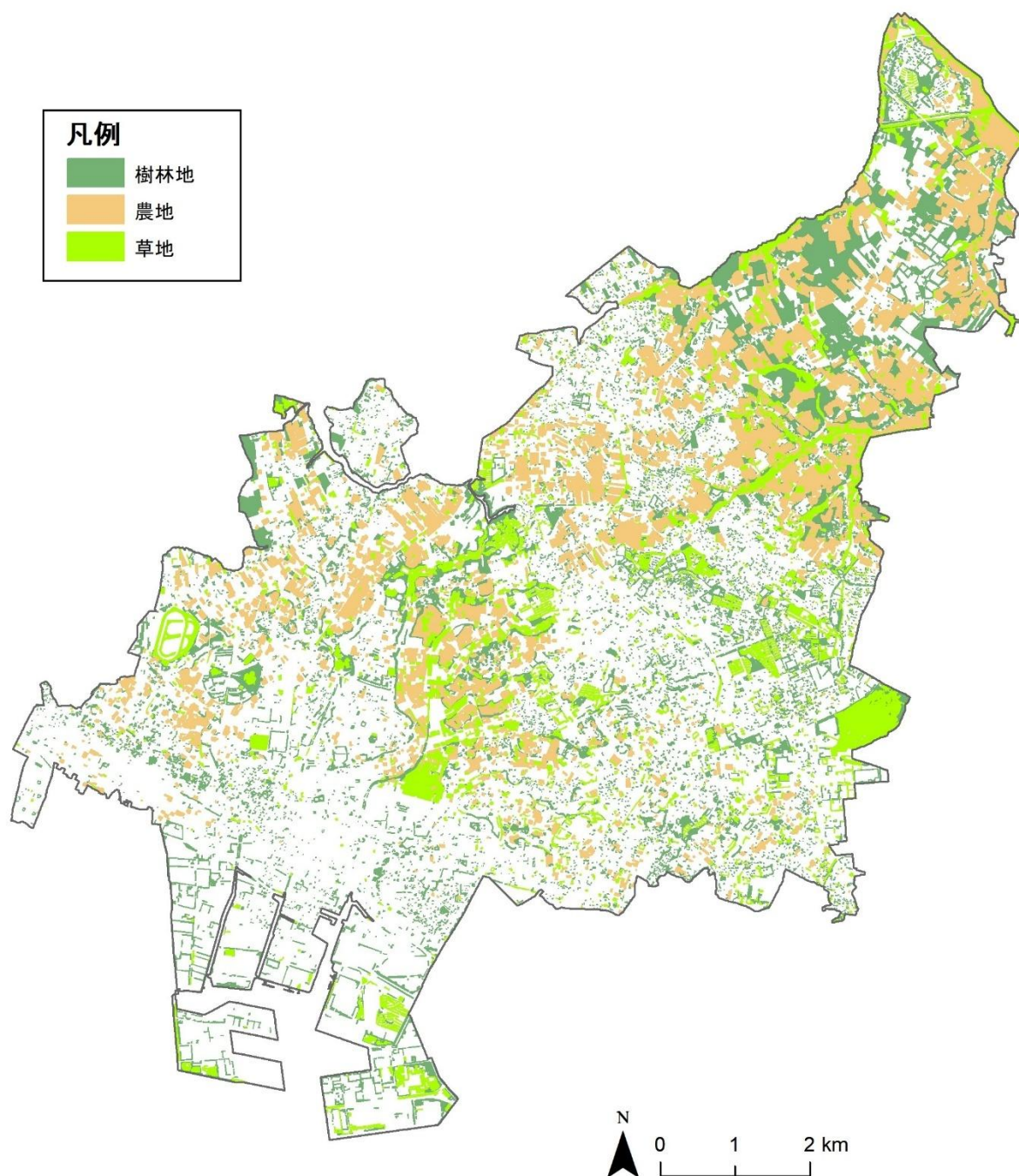
※船橋市都市計画マスタープラン（令和4年度）「土地利用現況」グラフ、及び都市計画基礎調査（令和3年度）より作成
 ※端数処理により、合計が100.0%にならない場合がある

緑の現況

①緑被の現況

船橋市の緑被率は26.4%となっています。

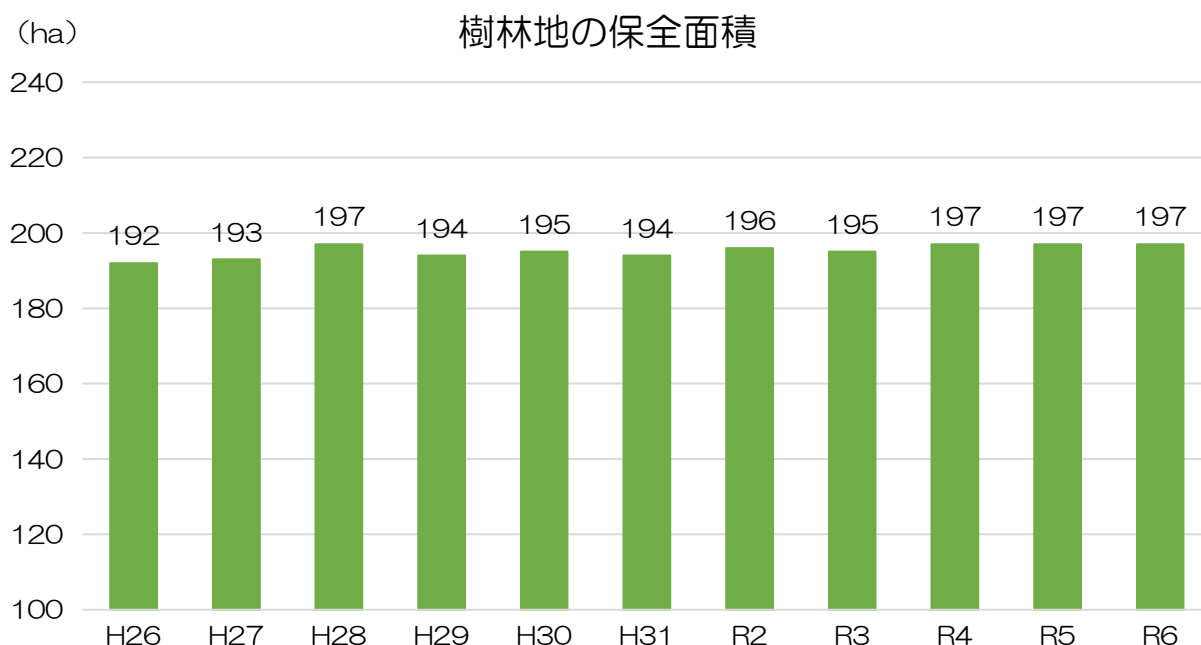
※緑被率とは、一定の地域において樹木、草地、農地などの「緑」に覆われている地表面の面積が、全体の面積に占める割合(%)です。航空写真などで測定され、自然の豊かさや都市の環境指標として使われます。上記の数値については、令和6年1月撮影の航空写真の画像を用いて算出したものです。



緑被地の分布図

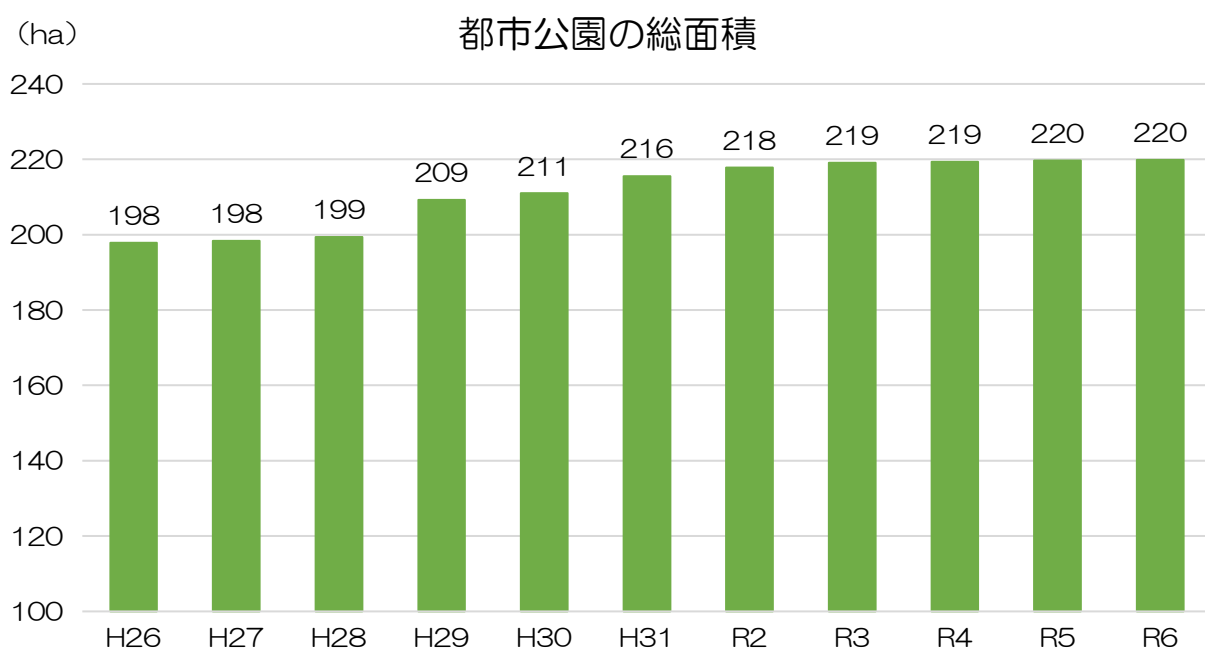
②樹林地の保全面積

都市緑地や指定樹林制度等により保全している樹林地の面積は 197ha となっており、平成26年と比較すると5ha 増加しました。新規の緑地開設や指定により増加している一方、指定樹林として保全していた民有林の所有者がいなくなってしまうことによって管理が難しくなり、手放さざるを得なくなるとなるなど減少につながる状況も発生しています。



③都市公園の総面積

都市公園の総面積は 220ha で、平成26年と比較すると 22ha 増加しています。近年では土地の確保が難しいことなどから、大幅な面積の増加はなくなっています。



緑の機能ごとの現況

本市の緑が有する機能について、各機能に関連する要素を有する緑に対してポイント・ランク付けを行い、その現況を整理しました。

1. レクリエーション —健康の維持・やすらぎ・コミュニティの場の形成—

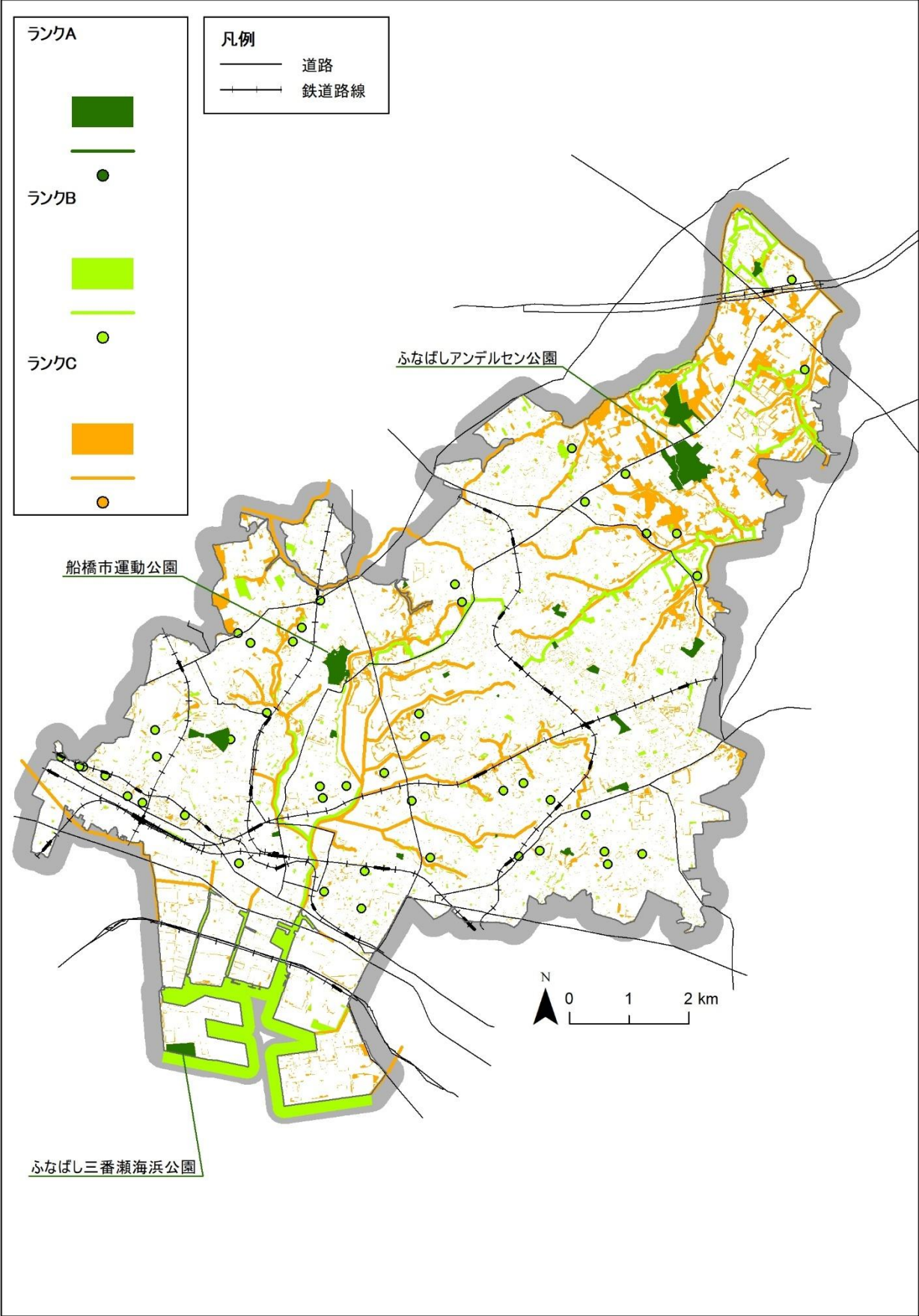
都市の中の身近な公園は、市民の日常的な憩いの場となっています。また、大規模な公園やボール遊びができる公園は、市民の多様なレクリエーション需要に応え、都市の快適性にも寄与しています。一方、開放型の緑地や水辺、市民の森・県民の森などは、自然とのふれあいの場として活用されています。

レクリエーション機能による緑のランク付け

要素	緑被地	公園 都市			自然散策路・遊歩道・プロムナード	社寺林	市民の森	県民の森	水辺			
	樹林地	都市基幹公園	ボール遊び可	その他の公園					河川	海・海岸	調整池・調節池	
レクリエーション機能	自然とのふれあいの場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	身近な遊びや健康維持増進の場		●	●	●	●	●	●				
	広域圏におけるレクリエーションの場		●					●		●		
	活発なアクティビティを実施できる場		●	●								
ポイント		1	4	3	2	2	2	2	3	1	2	1
ランク		C	A	A	B	B	B	B	A	C	B	C

注：ランクA（3ポイント以上）、ランクB（2ポイント）、ランクC（1ポイント）

- ・自然とのふれあいの場：市民が水や緑を感じ、ストレスを軽減できる場所
（例：身近な樹林地や水辺）
- ・身近な遊びや健康維持増進の場：市民が日常的に身近な遊び場、健康維持増進、地域コミュニティ活動を行える場所
（例：身近な都市公園、自然散策路等）
- ・広域圏におけるレクリエーションの場：規模が大きく、比較的遠方からも市民が集まってレクリエーションを行える場所
（例：大規模な都市基幹公園、県民の森、海・海岸）
- ・活発なアクティビティを実施できる場：ボール遊びや運動など、市民が活発にアクティビティを実施できる場所
（例：大規模な都市基幹公園、ボール遊びができる公園）



緑のレクリエーション機能の現況

◆レクリエーション機能の高い公園等

●船橋市運動公園（昭和40年開設 計画面積19.4ha）

スポーツ健康都市宣言の中心施設として運動公園があります。テニスコート・陸上競技場・野球場・体育館・プール・バスケットボールコート・自由運動広場・ディスクゴルフコースなどの施設が充実しており、いろいろな種類のスポーツを本格的に行うことができます。これからも、市民の高いレクリエーション需要を満たすため、公園内の老朽化した施設の改修や再整備を行うとともに運動施設の照明のLED化等に対応していきます。



運動公園プール



バスケットボールコート

●ふなばし三番瀬海浜公園（平成29年開設 計画面積8.3ha）

東京湾最奥部の浅い海域「三番瀬」は、春から初夏にかけて潮干狩りが楽しめ、一年を通して野鳥の観察や富士山の撮影ができるポイントとしても知られています。

その三番瀬に隣接するふなばし三番瀬海浜公園は、プールやテニスコート、野球場を備えた海辺のスポーツ・レクリエーション施設として親しまれてきましたが、プール跡地に芝生・噴水広場や展望デッキ等を再整備し、平成29年4月に全域を都市公園として開設しました。また、同年7月には環境教育の拠点となる三番瀬の自然環境を学べる環境学習館がオープンしました。学習館は、「知る」「考える」「学ぶ」の3つのゾーンで構成され、三番瀬の魅力を体感しながら、三番瀬や環境について家族や友だちと楽しく学べる施設です。



ふなばし三番瀬環境学習館



そうそうシアター

●ふなばしアンデルセン公園 (平成8年開設 計画面積 39.4ha)

昭和62年に市制施行50周年の記念事業として開設した「ワンパク王国」に、「メルヘンの丘ゾーン」「子ども美術館ゾーン」を拡張し、平成8年に都市公園としてふなばしアンデルセン公園を開設しました。

整備には、世界的な童話作家H.C.アンデルセンの生誕の地で、本市と姉妹都市であるデンマーク王国オーデンセ市の全面的な協力を受け、開設後も様々な交流事業が行われています。

平成19年には、4つ目の「自然体験ゾーン(里山の水辺)」を開設し、本公園を主会場に全国都市緑化ふなばしフェアが開催されました。平成23年に「花の城ゾーン」を加え、5つのゾーンからなる総合公園となっています。

季節を問わずたくさんの草花が楽しめ、公園スタッフと一緒に園内を歩いて植物を観察する「自然観察会」なども開催されています。

また、花壇の植え付けから管理、花緑イベントの補助を行う「花と緑のボランティア」も活動しており、市民との協働により施設の活性化を図り、愛着を感じていただける公園づくりを目指しています。

田んぼ

田植え

樹林地や里山の自然環境を学べる「自然体験ゾーン」では、子どもたちの自然環境体験学習の場として、田植えや稲刈りなどの活動や自然観察会などが開催されます。

カザグルマ

とかげネット

アンデルセン童話をイメージした遊具と四季の風を感じることができる「花の城ゾーン」は小さな子どもがいる家族連れにおすすめです。

森のアスレチック

わんぱく城

自然の中で自由にのびのびと遊べる「ワンパク王国ゾーン」では、アスレチックに大すべり台、にじの池、小動物たちとのふれあい広場など、子どもはもちろん、大人も童心にかえって遊べます。

風車

デンマークの風車や農家など、牧歌的な田園風景が広がる「メルヘンの丘ゾーン」では、太陽の池でボート遊びも楽しめます。また、メルヘンの丘を中心として、一般の方から公募した「ガイドボランティア」による園内施設の説明もあります。

太陽の池

子ども美術館のワークショップ室

作品をつくる楽しさを体験できる「子ども美術館ゾーン」には、8つのアトリエと多様な企画展が行われる展示スペースがあり、それぞれのテーマに合わせたプログラムを実施しています。企画展に合わせたワークショップでは、作家と一緒に制作体験ができ、アンデルセンスタジオでは童話の登場人物になって演じる感動を体験することができます。

2. 防災 ー都市の安全性の向上ー

本市には、海老川、桑納川、神崎川等の緑豊かな源流域があります。この源流域の緑地は、雨を浸透させ、貯えておく機能があり、洪水の緩和、地下水や湧水の保全に役立っています。

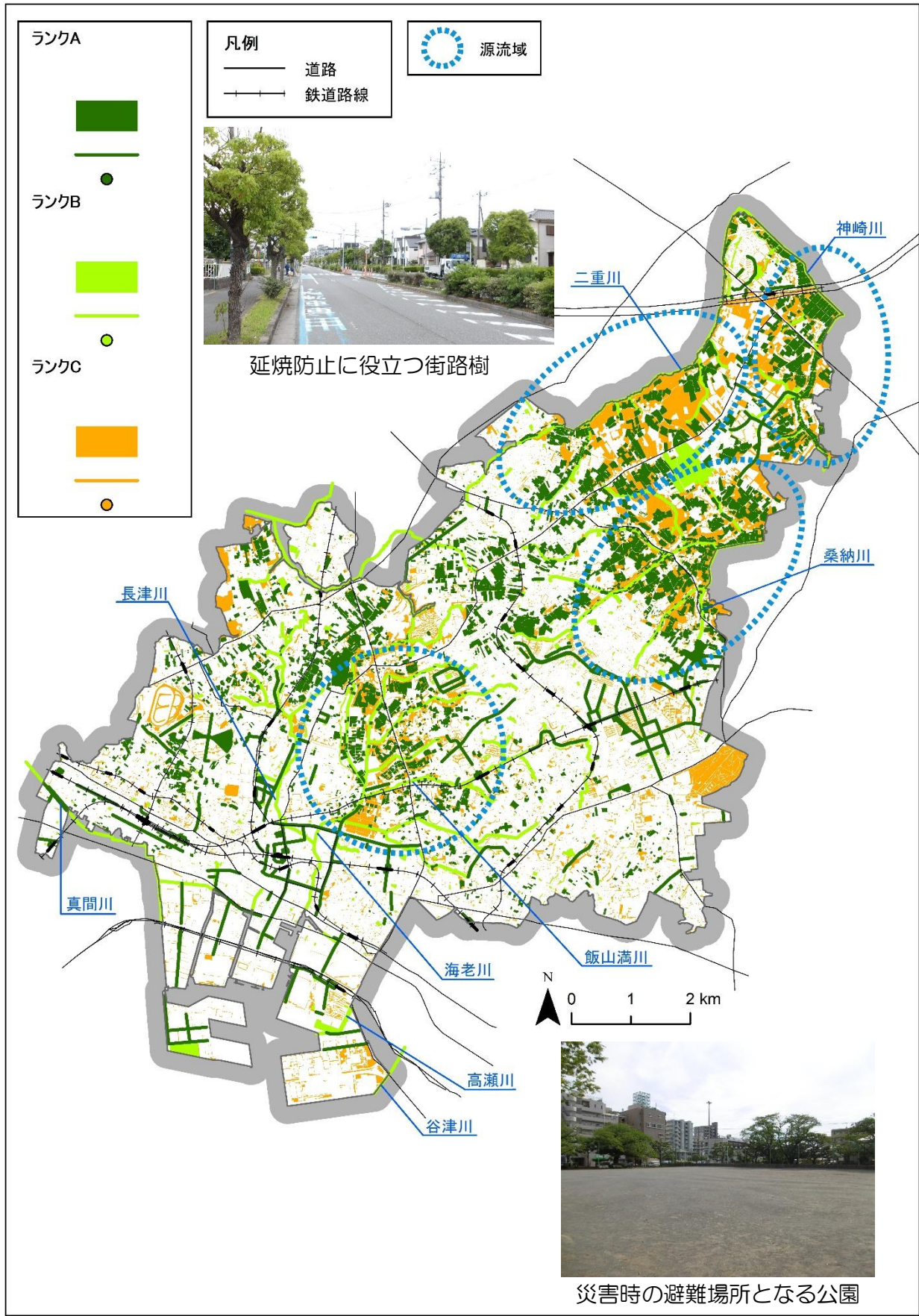
一方、災害時の避難場所に指定されている公園が多数ありますが、公園等のオープンスペースや緑化された道路は、市街地の延焼を防止し避難空間・経路の確保に役立つとともに、救援活動の拠点にもなります。

防災機能による緑のランク付け

要素		緑被地			都市公園		緑化された道路	水辺	
		樹林地	農地	草地	避難場所に指定された公園	その他の公園		河川	調整池・調節池
防災機能	自然災害の予防 ・被害拡大防止	●	●	●	●		●	●	●
	火災の被害拡大防止		●		●	●	●	●	●
	発災時の身近な 避難路・避難地		●		●	●	●		
	災害時の避難場所 ・拠点施設				●				
ポイント		1	3	1	4	2	3	2	2
ランク		C	A	C	A	B	A	B	B

注：ランクA（3ポイント以上）、ランクB（2ポイント）、ランクC（1ポイント）

- ・自然災害の予防・被害拡大防止：雨水の貯留浸透による内水氾濫発生防止や、地震・大雨による崖崩れなどを予防する緑や施設、洪水や地震による津波の威力の低減に寄与する樹林地や、水位情報を発信する調整池
（例：保水機能の高い樹林地・農地、水を一定程度貯留できる調整池、海辺・河川沿いの樹林地、水位計を有する調整池等）
- ・発災時の身近な避難地・避難路：発災時に市民が一時的に近隣に避難するための場所
（例：身近な公園・避難が可能な農地、避難路となる道路）
- ・災害時の避難場所・拠点施設：地域防災計画に定められた避難場所や拠点施設
（例：一時・広域避難場所に指定された公園）



緑の防災機能の現況

3. 景観形成 —船橋らしさや潤いのある景観の創出—

本市には、市の中心部を流れ海から源流域までたどれる海老川や、市街地に自然的な緑の景観を提供する斜面緑地など、魅力的な緑が数多くあります。

また、昔の海岸線の名残を伝えるクロマツの林やタブノキが生育するほか、市内各所にふるさとの風土の歴史を刻んだ巨樹・名木が点在しています。北部地域には豊かな自然と穏やかな田園からなる景観がみられます。

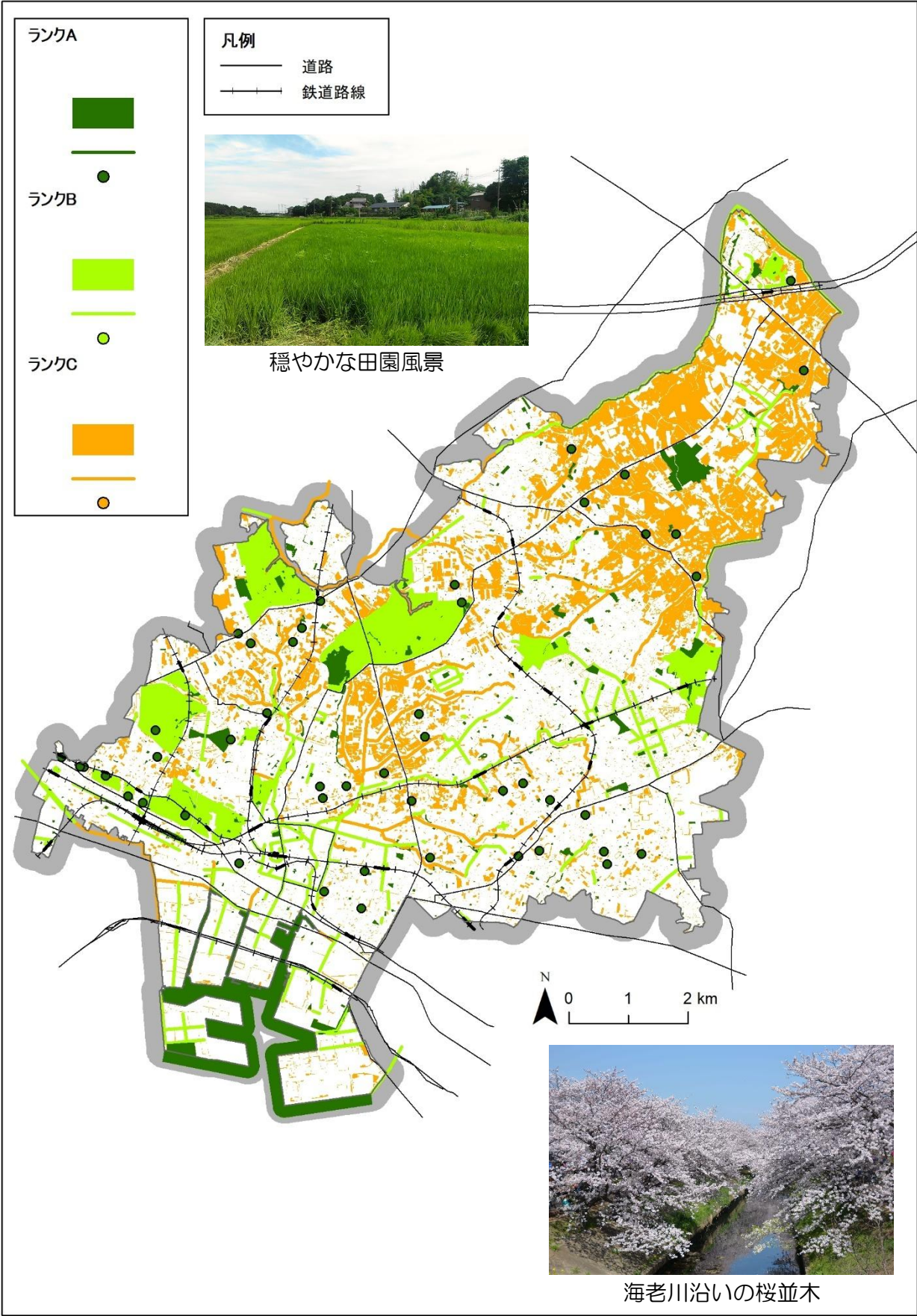
また、市内各所に設定されている風致地区や地区計画は、住宅地等における緑の景観の保全や創出に重要な役割を果たしています。

景観形成機能による緑のランク付け

要素		緑被地		都市公園		緑化された道路	社寺林	市街地		水辺			
		樹林地	農地	都市基幹公園	その他の公園			風致地区	地区計画	一級・二級河川	その他の河川	海・海岸	調整池
景観形成機能	自然・田園の景観	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	都市の景観			●	●	●	●	●	●			●	
	人々の活動の景観			●	●		●	●	●	●		●	
ポイント		1	1	3	3	2	3	2	2	2	1	3	1
ランク		C	C	A	A	B	A	B	B	B	C	A	C

注：ランクA（3ポイント以上）、ランクB（2ポイント）、ランクC（1ポイント）

- ・自然・田園の景観：自然風景や、自然と人間とが相互に働きかけてできた田園や里山の風景（例：優良な農地、樹林地、公園・緑地、巨木、松林、河川、海岸など）
- ・都市の景観：良好な街並みを形成する都市や集落といった人工物の風景（例：港湾、緑化された道路・住宅地、歴史や文化を持つ社寺林など）
- ・人々の活動の景観：人々の暮らしや活動の賑わいといった人の風景（例：景観の向上に向けた活動や三番瀬や海老川などの季節を感じさせるようなぎわいの風景）



緑の景観形成機能の現況

4. 自然環境の保全 ー生きものの生息・生育の場の確保ー

本市では、南部や鉄道沿線を中心に都市化が進んでいますが、北部には緑地や湧水などの自然的な環境要素がまだ多く残されています。また、市の中心部に位置する海老川源流域にも河川沿いの斜面緑地や水辺といった自然的な環境要素があるほか、また南部地域には三番瀬の干潟が広がるなど、これらは豊かな生きものの生息・生育の場となっています。

5. 都市環境の保全 ー温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和等ー

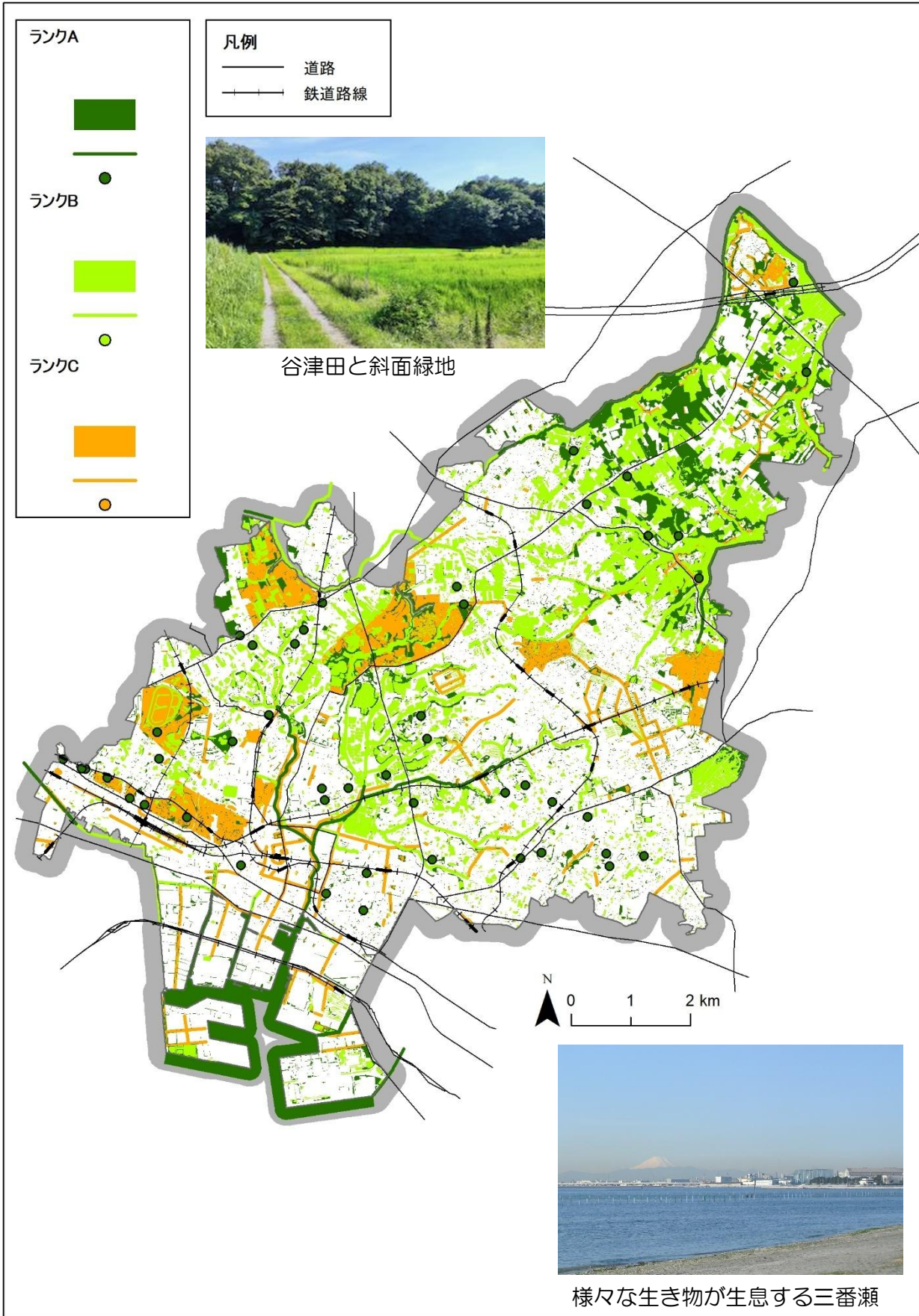
海老川、桑納川、神崎川等の源流域などに分布するまとまった樹林地は、二酸化炭素の吸収源として都市の環境を保全する役割を担っています。また、市街地の緑は、騒音の低減のほか、ヒートアイランド現象の緩和にも効果があり、公園や道路の樹木を充実していくことで緑陰を形成し夏の日差しを和らげる効果もあります。

環境保全機能による緑のランク付け

要素	緑被地			公園 都市		自然散策路・遊歩道 ・プロムナード	緑化された道路	社寺林	市街地		水辺			
	樹林地	草地	農地	都市基幹公園	その他				風致地区	地区計画	一級・二級河川	その他の河川	海・海岸	調整池
環境保全機能	都市の緑の骨格の形成	●									●		●	
	歴史的風土や優れた自然	●						●			●		●	
	快適な生活環境の形成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	生物多様性の保全	●	●	●	●				●			●	●	●
ポイント	4	2	2	2	1	1	1	3	1	1	4	2	4	2
ランク	A	B	B	B	C	C	C	A	C	C	A	B	A	B

注：ランクA（3ポイント以上）、ランクB（2ポイント）、ランクC（1ポイント）

- ・都市の緑の骨格の形成：市の自然環境の基盤となる緑や水辺
(例：まとまりのある樹林地、一級・二級河川等)
- ・歴史的風土や優れた自然：本市の優れた歴史的風土を残す緑や優れた自然を有する場所
(例：樹林地、海・海岸、一級、二級河川)
- ・快適な生活環境の形成：ヒートアイランド対策などの市民が快適な生活を行うために必要な施設や緑が維持された地域
(例：緑陰を提供したり騒音を低減するまとまりのある樹林地、身近な都市公園、緑を巡る自然散策路、水辺等)
- ・生物多様性の保全：動植物の生息・生育場所や移動場所になる緑被地や水



自然環境と都市環境の保全機能の現況

5. 市民の緑に対する意識

令和6年度に実施した市民アンケートを集計・分析した結果、緑に対して下記のように感じていることがわかりました。（アンケートの実施結果については、資料編に記載しています。）

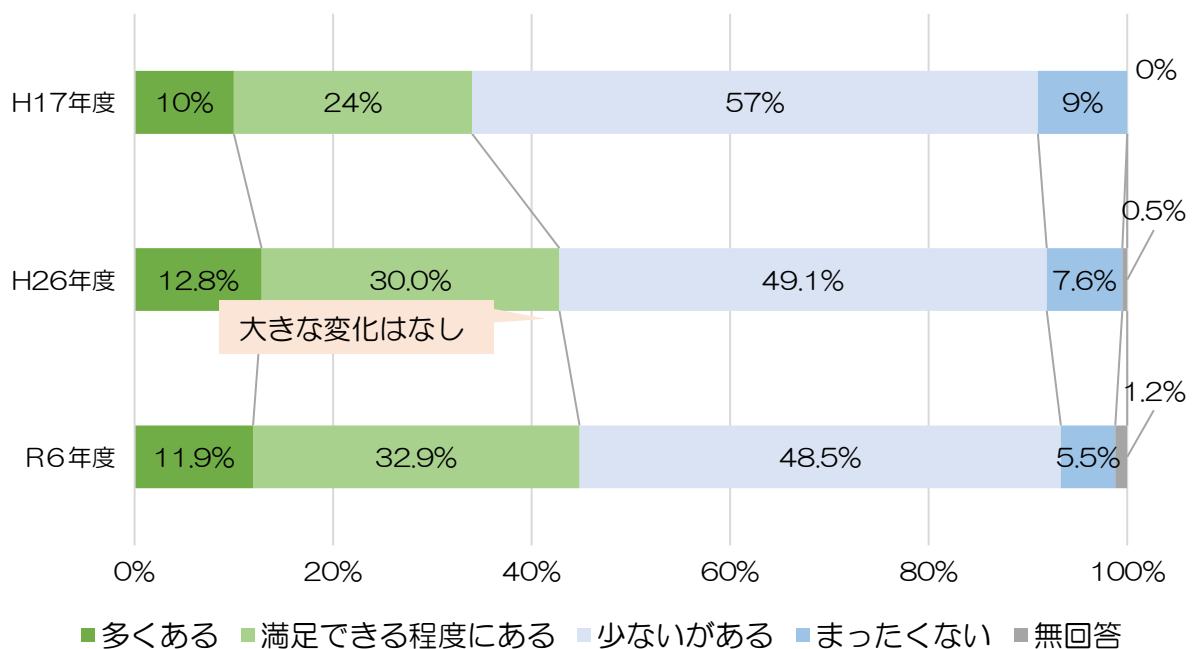
【①緑への満足度について】

【質問】「船橋市緑の基本計画」では、都市の中でどこにでも緑が目に入り、ふれあうことのできる、都市と緑が共生する街づくりの実現をめざしています。お住まいの近くで日常的に目に入りふれあうことのできる緑はありますか。

⇒「多くある」「満足できる程度にある」を合わせて**44.8%**となり、前回（平成26年度）のアンケート結果とあまり変わらない結果となりました。

■集計結果

	回答数	回答比率
多くある	176	11.9%
満足できる程度にある	486	32.9%
少ないがある	716	48.5%
まったくない	81	5.5%
無回答	18	1.2%

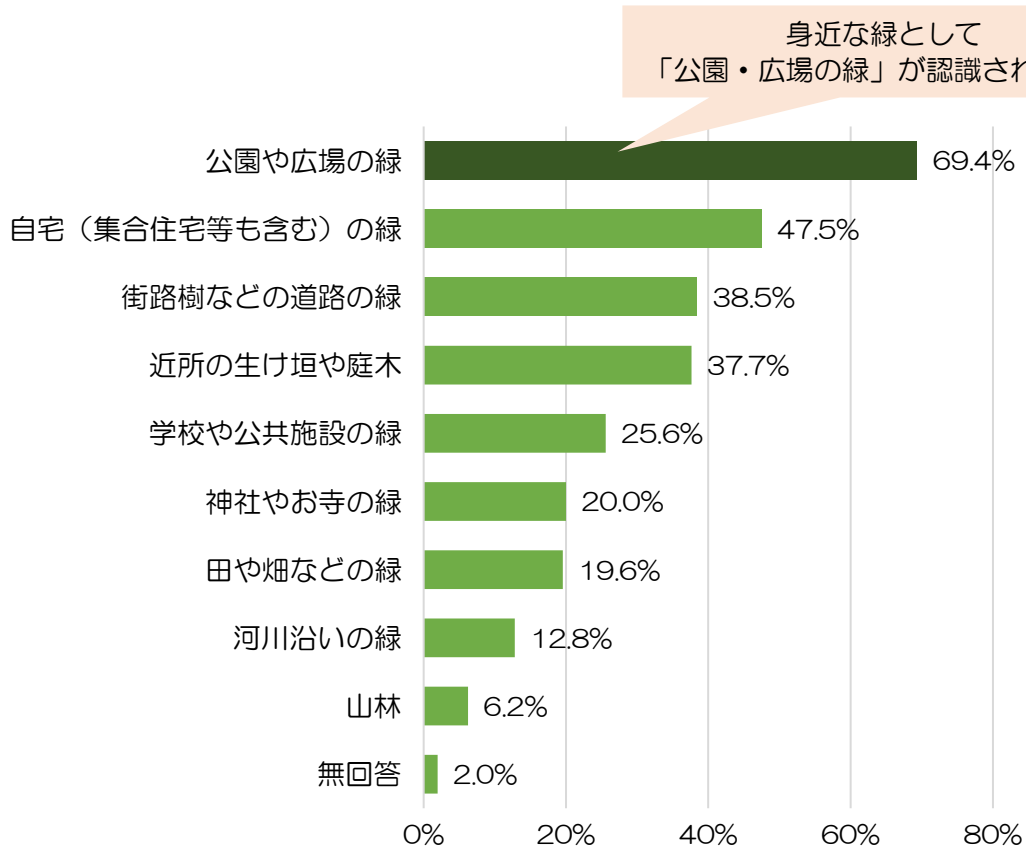


【質問】 お住いの近くにあるのはどのような緑ですか。（複数回答可）

⇒1位は「**公園や広場の緑**」で回答者の**約70%**の方が選択しました。2位「**自宅（集合住宅等も含む）の緑（47.5%）**」、3位「**街路樹など道路の緑（38.5%）**」と、なっています。

■集計結果

	回答数	回答比率
公園や広場の緑	958	69.4%
自宅（集合住宅等も含む）の緑	656	47.5%
街路樹などの道路の緑	531	38.5%
近所の生け垣や庭木	520	37.7%
学校や公共施設の緑	353	25.6%
神社やお寺の緑	276	20.0%
田や畑などの緑	270	19.6%
河川沿いの緑	177	12.8%
山林	86	6.2%
無回答	27	2.0%

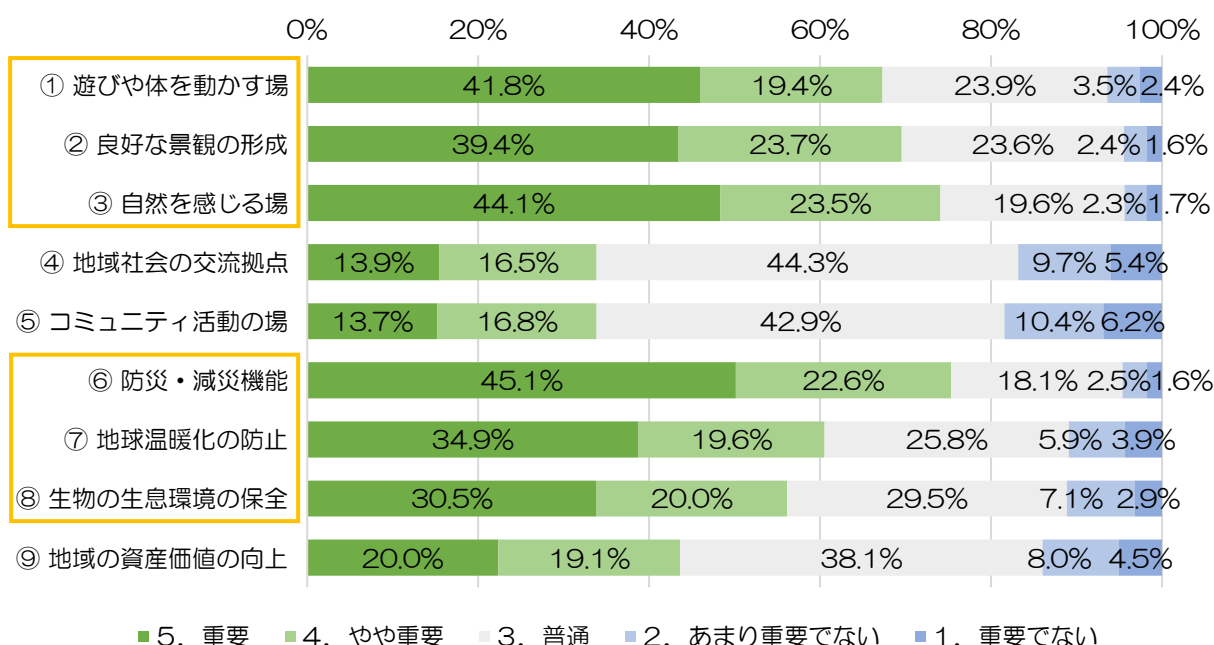


【②緑に求める役割について】

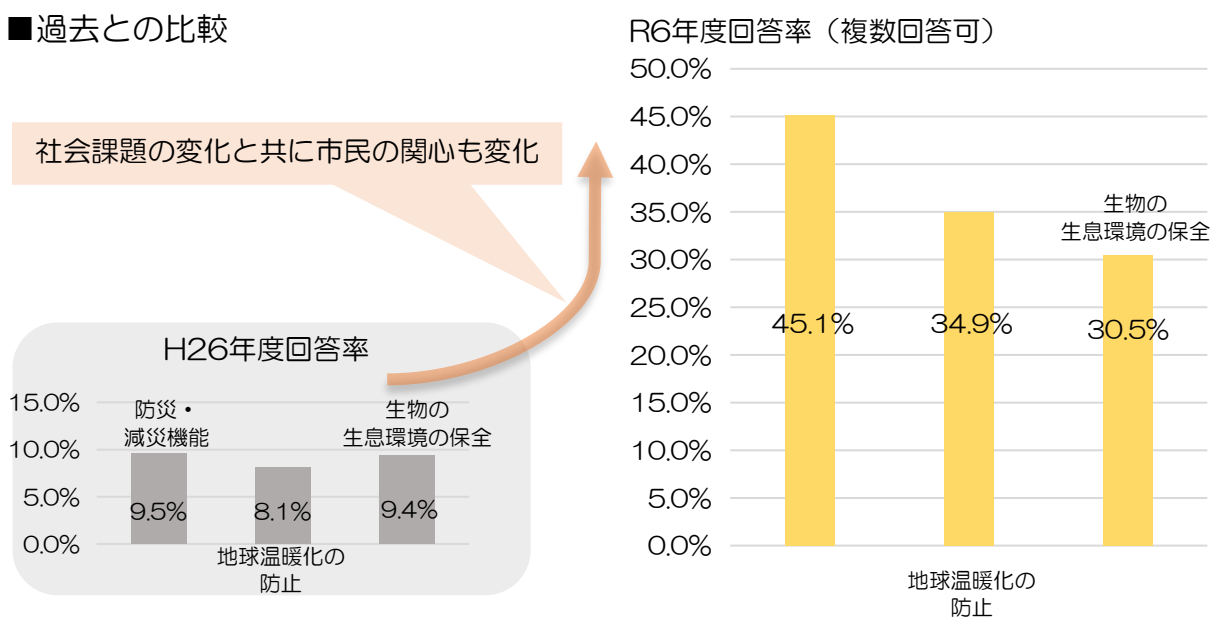
【質問】公園や緑が社会の中での役割を果たすためには、どのようなことが重要だと思いますか。

⇒「遊びや体を動かす場」「良好な景観の形成」「自然を感じる場」が重要視されています。また、前回結果（平成26年度）よりも、「防災・減災機能」「地球温暖化の防止」「生物の生息環境の保全」といった機能が注目されており、防災や環境への関心が高まっていることが分かりました。

■集計結果



■過去との比較



※平成26年度アンケートでは、「災害時の避難場所や延焼防止」「地球温暖化防止などの都市環境の改善」「生きものの生息環境の保全」という項目でしたが、わかりやすく比較するため表記統一しています。

6. 今回の緑の基本計画改定の課題と考え方

都市化が進む本市において今回の緑の基本計画改定では、本市における緑の現況やアンケート結果から下記の4点を課題と解決のための考え方として改定を行いました。

本市が抱える課題と解決のための考え方

●自然の力を活かしたニーズへの対応

都市人口の増加や災害の激甚化等といった、都市環境の変化に伴う市民のニーズが高まっています。これらのニーズに対応するべく、緑の持つ様々な力を活用するグリーンインフラの促進を通じ、緑の機能・効果を発揮させていきます。

●地域のニーズに適合した公園のあり方の検討

本市の一人当たり都市公園面積は目標である5㎡に届いておらず、近隣市等と比べても少ない状況です。また、公園の地域偏在や利用の少ない小規模公園の増加、公園の利用方法の多様化への対応などの様々な課題があります。都市公園の拡充に努めるとともに、地域社会の多様化に合わせ、多様な利用形態やニーズに対応できるような公園のあり方を検討していきます。

●市民協働・官民連携の推進

公園や緑地のさらなる魅力を引き出すため、また公有地に限定しない包括的な緑の保全・創出と適切な活用を促進していくためには、色々な立場の方の協力や知恵が必要です。引き続き市民との協働を進めるとともに、民間施設を含めた緑化推進のため事業者との連携を推進していきます。

●緑への関心の向上

本市の市民の緑への関心は、決して高いとは言えません。より多くの市民が緑により関心を持っていただけるよう、本計画や緑に関する取り組みについての周知をはじめ、身近な緑に親しむ機会の創出、緑に関する市民活動への支援について推進していきます。

第 3 章

計画の基本方針

1. 緑の将来像
2. 計画の基本方針
3. 計画の目標

第3章 計画の基本方針

1. 緑の将来像

歩こう・ふれよう 「緑・水・ふるさと、ふなばし」

本市には、海から源流域までたどれる海老川が市の中心部を流れているほか、昔の海岸線の名残を伝えるクロマツの林やタブノキ、市街地に自然的な緑の景観を提供する斜面緑地など、魅力的な緑が数多くあります。




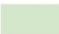
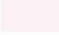






これらの緑は、私たちの生活に安らぎを与えるだけでなく、防災・減災、都市環境の改善、生物多様性の保全などのさまざまな機能を有しています。

南部地域では源流域から海岸線まで緑と水に親しみながら散策でき、北部地域では豊かな自然と穏やかな田園風景のなかを散策できるようなネットワークを形成することや、旧海岸線に残る美しいクロマツの林やタブノキを後世に残すことは、本市の魅力を維持することにつながります。

また、まちなかのいたるところで緑が目に入り、身近なところに快適な公園がある、そして緑の多面的な機能をいかした環境に配慮した快適なまちづくりは本市の魅力を一層高めることにつながります。

このような、子どもからお年寄りまでが緑と水にふれあいながら歩ける都市を目指し、市民すべてが船橋をふるさととして健康に末永く暮らせる緑豊かなまちづくりを市民の皆様とともに実現していきます。

凡例

-  水と緑の拠点
-  水と緑の拠点(構想)
-  骨格となる緑を保全するエリア
-  緑の機能の発揮に向けて適正な管理を推進するエリア
-  緑を創出・管理し、周辺とのネットワーク形成を促すエリア
-  社寺林
-  街路樹
-  河川・水路
-  多自然川づくり実施河川
-  主要道路
-  鉄道



緑の将来像図

2. 計画の基本方針

次の4つの基本方針のもとに、緑の保全・創出・育成を進めることにより緑の将来像を実現していきます。

基本方針1

人と緑と生きものが共生しふれあえる、水と緑のネットワークをつくります

本市の中心部には海から源流域までたどれる海老川が流れ、多様な緑があります。また、北部にはふなばしアンデルセン公園や船橋県民の森、ふるさと感じさせる田園風景や社寺等も含めた自然豊かな風景が残っており、これらが船橋市の自然特性となっています。

その特性を活かし、さらに、生物多様性の保全に寄与させるには、これらの自然を保全し、それぞれをつないでネットワークを形成していくことが大切です。

また、その緑と生きものと共生しふれあえるように、既存の施設や自然的な資源の保全と新たな施設の整備などにより、特徴的な景観軸である「緑の東西軸」と、「南北環境軸」を形成する「南部海老川環境軸」や「北部アンデルセン環境軸」、さらには、東部の住宅地において街路樹や公園等をつなぎ良好な都市環境をもたらす「東部緑の都市環境ネットワーク」を形成していきます。

基本方針2

多種多様な緑をいかし、船橋らしい風格ある緑の都市をつくります

豊かな自然、川や海の水辺、社寺林などの歴史的に継承されてきた緑、地域毎の特徴ある緑など、本市には多種多様な緑があります。地域の多種多様な緑の特性に合わせて、樹林地や公園、街路樹、民有地の緑により風格ある緑の都市をつくっていきます。

基本方針3

安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします

都市の緑には、第1章に記載した「緑の機能」にあるように、レクリエーション、防災、景観形成、自然環境の保全、都市環境の保全といった様々な機能があります。市街化が進んでいる本市では、新たな緑の創出だけでなく、緑がもつ様々な機能をいかすグリーンインフラの取り組みを進めるとともに、それぞれの機能が発揮される質の高い緑となるよう維持・管理を行っていきます。

基本方針4

市民・事業者との連携により、緑を守り育てていきます

市街化が進んでいる本市において、効果的な緑化を図るには、計画的な緑の骨格・拠点づくりを進めることとあわせ、市民・事業者主体による緑化の推進と創出された緑の管理運営を展開し、良好な緑の存在を市民が実感できる緑豊かな環境づくりを進めることが必要です。都市の緑化を一層推進するために、緑化に関する情報の提供や各種支援などの普及・啓発活動を市民に対して行うとともに、市民・事業者との協働事業を推進することで一緒に緑を育てていきます。

3. 計画の目標

目標年度を令和 27 年度（中間年度：令和 17 年度）とします。

【目標 1】 緑の確保

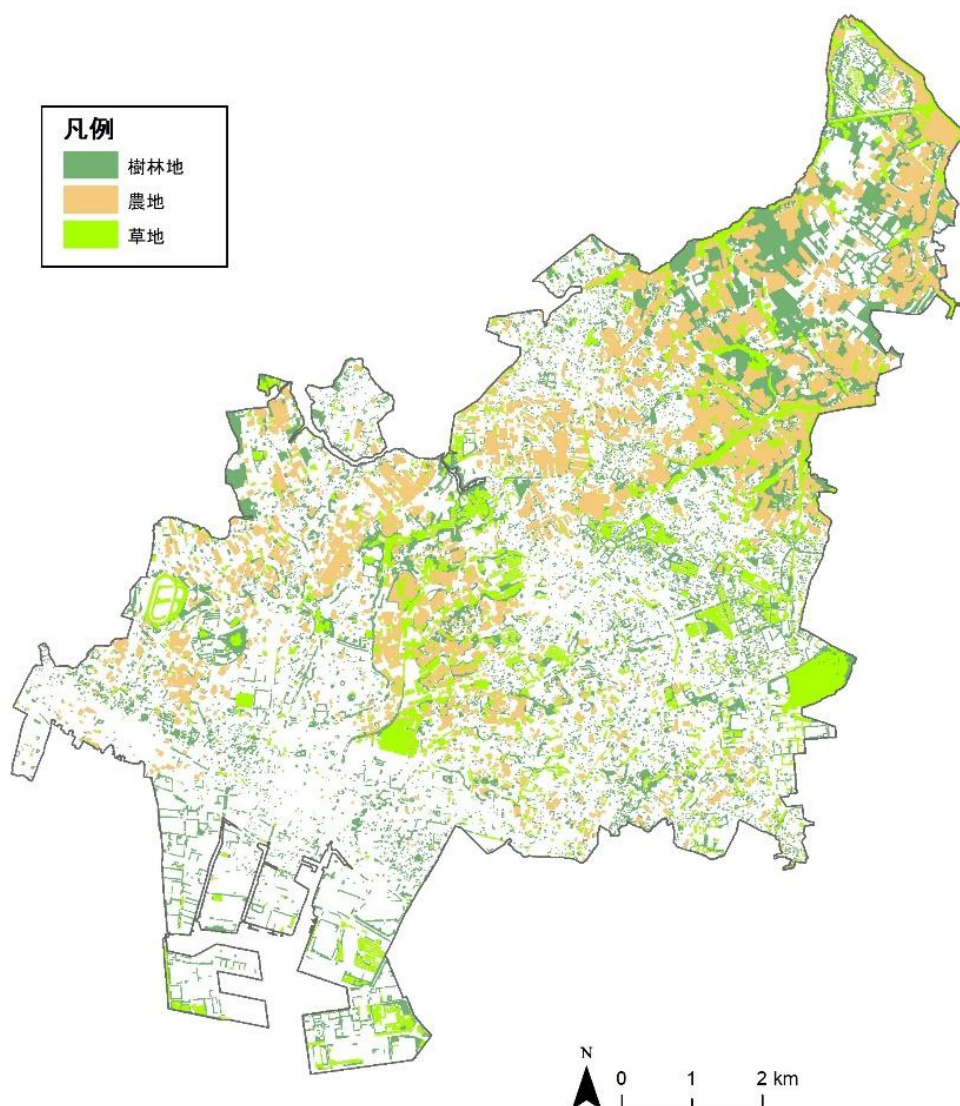
人口増加及び市街化が進む本市では、市内全域での緑の保全と新たな緑化の推進により緑の減少を食い止め、緑の増加を目指します。

また、緑の保全及び新たな緑化の推進は、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現にもつながります。

国の目標である緑被率 30%を見据え、緑の保全や緑化推進により数値の上昇を目指します。

船橋市の緑被率 **26.4%**（令和 6 年度）

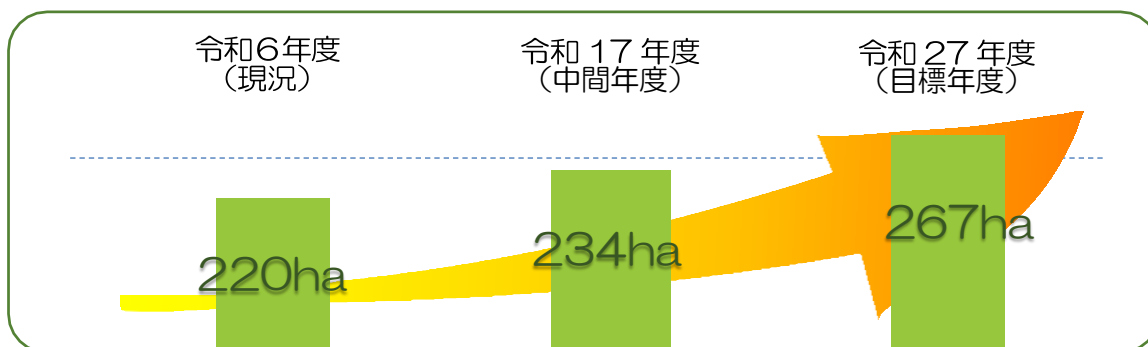
目標：適切な保全と緑化の推進により上昇を目指します。



緑被地の分布図

【目標2】都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。



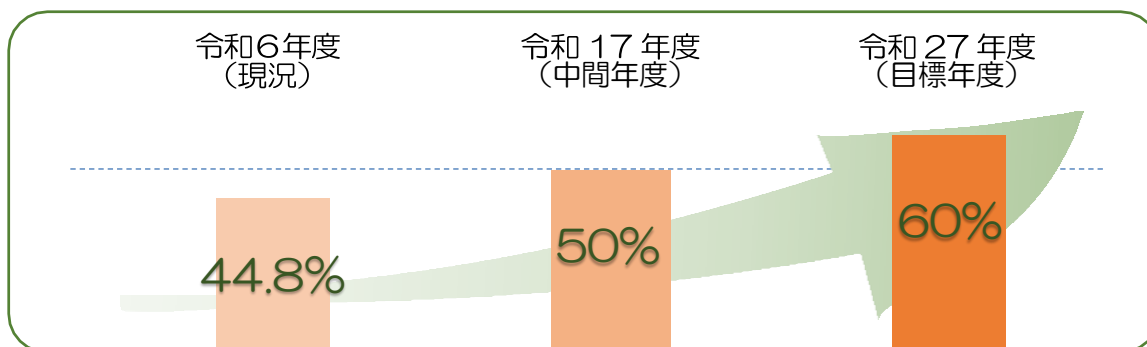
※目標の総面積には、市で整備を行う公園のほか、民間事業者による宅地開発行為等に伴い整備される公園の予測面積を考慮しています。

(参考) 令和6年度末時点での市民一人あたり公園面積は $3.39 \text{ m}^2/\text{人}$ です。

仮に目標とした総面積から計算すると、令和17年度で $3.54 \text{ m}^2/\text{人}$ 、令和27年度で $4.05 \text{ m}^2/\text{人}$ となり、市民一人あたり $5.00 \text{ m}^2/\text{人}$ を目指し、公園整備を推進していきます。

【目標3】緑に対する満足度の向上

緑の量を確保するだけでなく、Well-beingの実現に向け、緑の満足度の向上を図ります。グリーンインフラとして緑の多様な機能をいかしていくとともに、市民や事業者などの多様な主体との連携により緑を身近に感じてもらうことで、市民の満足度が高い緑を目指します。



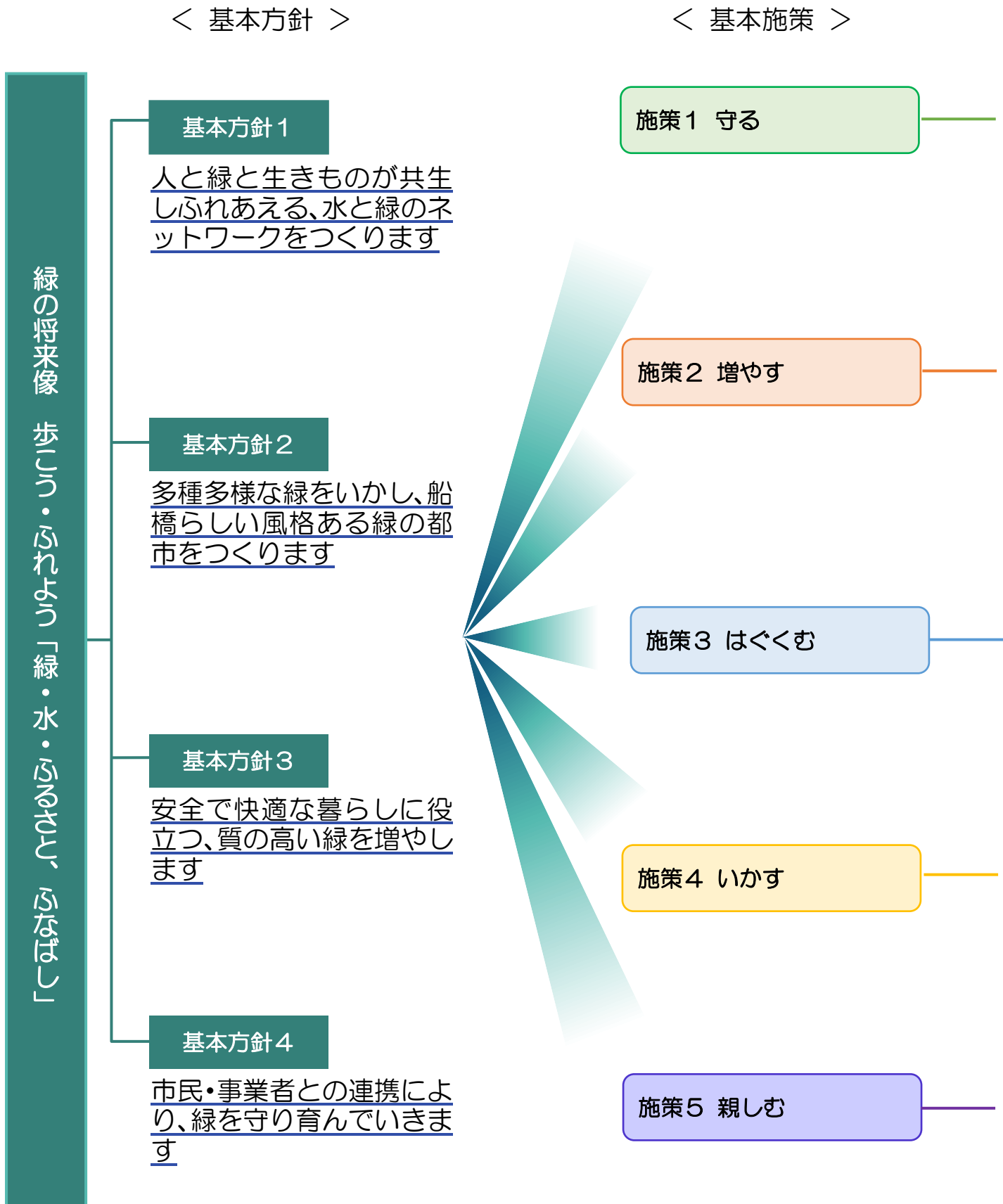
※満足度の割合については、令和6年度に実施した市民意識調査と「船橋市の公園と緑に関するアンケート」において、「お住まいの近くで日常的に目に映りふれあうことのできる緑はありますか」という問いに関し、「多くある」及び「満足できる程度にある」と回答した方の合計から算出しています。

第 4 章

計画実現のための施策

第4章 計画実現のための施策

4つの基本方針に沿って緑の将来像を実現するために必要な取り組みを、緑へのアプローチ方法から整理し、「守る」「増やす」「はぐくむ」「いかす」「親しむ」の5つの基本施策として体系化しました。さらに基本施策を具体化した28の個別施策により計画を推進していきます。



< 個別施策 >

1-1 樹林地の保全

1-2 農地の保全

1-3 巨樹・名木の保全

1-4 特別緑地保全地区の指定

1-5 風致地区制度の活用による緑の維持

2-1 公園緑地の整備・確保

2-2 地域に合わせた公園づくり

2-3 特色ある公園等の整備

2-4 自然を生かした水辺環境の創出

2-5 道路緑化の推進

2-6 公共施設・公共空間の緑化

2-7 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

2-8 立体的な緑の推進

3-1 適正な樹木管理

3-2 公園施設の適正な維持管理

3-3 市民・事業者との連携による管理

3-4 緑化活動への支援

3-5 公園緑地の管理手法の検討

3-6 緑化推進委員会の開催

4-1 防災機能の確保

4-2 雨水貯留・浸透機能の確保

4-3 公園の再整備による活性化

4-4 地域の活性化のための公園利活用

4-5 緑のリサイクルの推進

5-1 花のあふれるまちづくり

5-2 市の花の普及・啓発活動

5-3 緑に触れ合う機会の創出

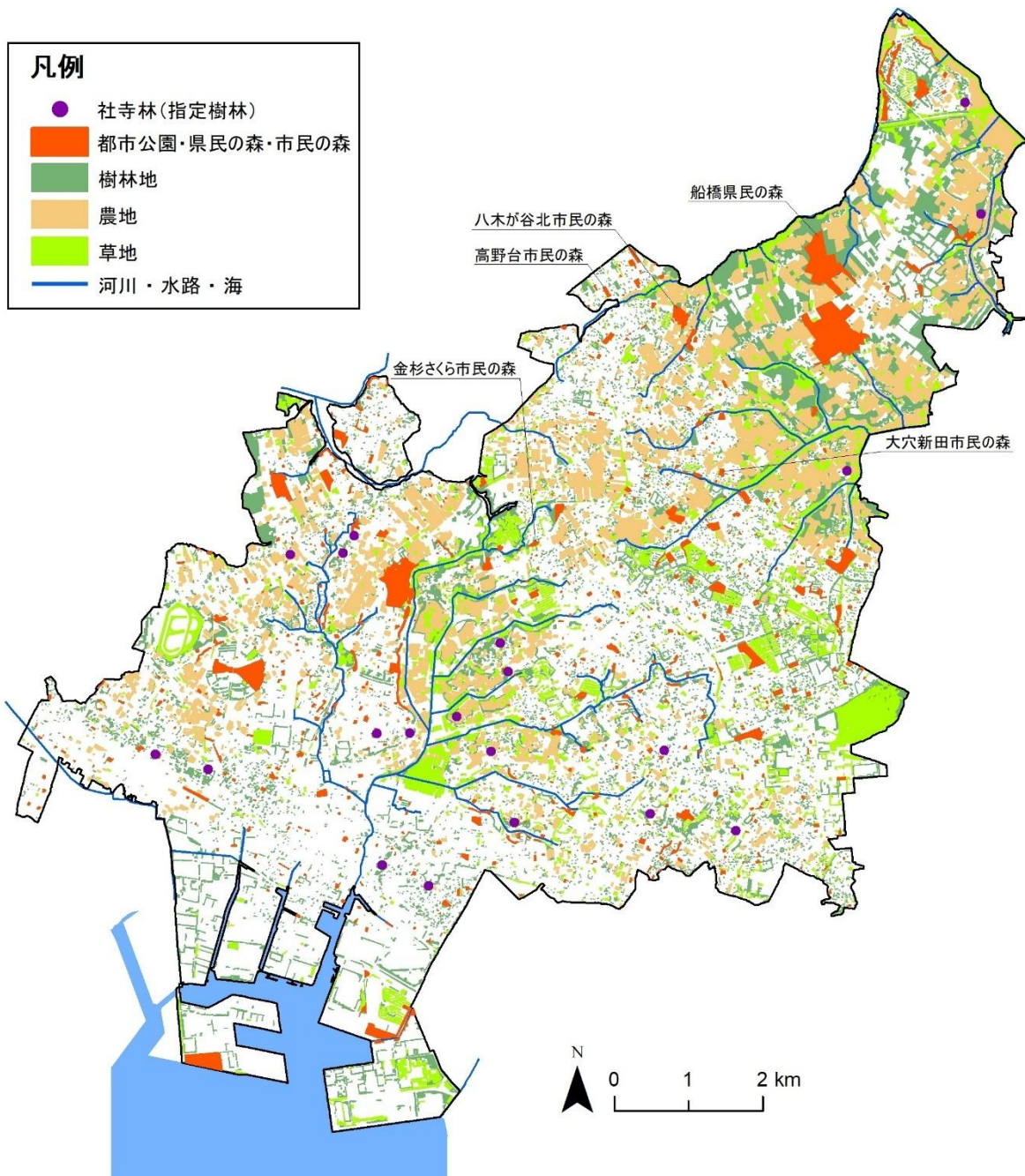
5-4 緑に関する情報発信

基本施策1 守る

河川沿いに残る斜面緑地や、北部地域の樹林地や田園風景、緑の東西軸を形成する樹林地、社寺林等は本市の代表的な緑であり、生物の生息・生育環境の保全や船橋らしい景観形成に寄与しています。市内4か所の風致地区では制度に基づく規制・誘導により地区内の樹木や樹林地を維持し、良好な生活環境が形成されています。

また、都市農業が盛んな本市では、農地は貴重な緑地空間として、健全な都市環境の保全に寄与しています。

これらの水と緑のネットワークを形成する重要な緑を守るため、緑の持つ機能や地域に応じた適切な保全と、都市農業の振興による緑地保全を推進します。



緑被地分布とその保全状況

1-1 樹林地の保全

市内に残る貴重な樹林地を、買収や借地による都市緑地化や市民の森制度による保全・活用を図ります。また、民有の樹林地を所有者に維持していただくため、指定樹林制度を活用し所有者への費用助成を行います。



八木が谷北市民の森

■「都市緑地」…

自然環境の保全、都市景観の向上を目的とする敷地面積がおおむね 0.05ha 以上の緑地（夏見緑地・長津川緑地など）。

■「市民の森制度」…

緑地の保全とともにその利用も兼ねる制度であり、主に樹林に覆われたおおむね 0.5ha 以上の土地について所有者と借地契約を結び、市民に開放している森（大穴新田市民の森・八木が谷北市民の森など）。

■「指定樹林制度」…

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例第7条の規定に基づき、市内の健全な樹林を指定し、それらを所有者に保全していただき、保全に要する経費の一部として助成金を支給する制度。

<目標値>

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
樹林地の保全面積	197ha	203ha	210ha
都市緑地面積	41.3ha	47.6ha	54.1ha

具体的 取組

- 樹林地の機能評価手法の検討
- 都市緑地による樹林地の保全
- 市民の森による樹林地の保全・活用
- 指定樹林制度の活用による民有樹林地の保全

1-2 農地の保全【新規】

都市における緑地空間の確保に寄与する畑や水田、果樹園などの農地は、生産緑地制度や農業振興地域制度の活用などにより、都市にあるべき緑として船橋市農業振興計画等に基づき適切に保全していきます。



小松菜の栽培

また、河川沿いに残る谷津田は、生物の生息・生育空間の確保や雨水貯留・涵養機能などの重要な役割を担っています。しかし、耕作放棄地となっている場所や、事業用地として転用されている場所もあるため、様々な主体と連動しながら、谷津田の保全と利活用について検討していきます。

具体的
取組

- 船橋市農業振興計画に基づく農地保全
- 多様な主体と連携した谷津田保全の検討

1-3 巨樹・名木の保全

故郷の風土の歴史を刻んだ巨樹を保全するため、指定樹木制度の活用を図ります。また、巨樹の他に地域に親しまれている木などを名木として保全するため指定要件を検討します。さらに、これらの樹木の立ち枯れ対策への支援についても検討します。

■「指定樹木制度」とは…

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例第7条の規定に基づき、市内の健全な樹木を指定し、保全に要する経費の一部として助成金を支給する制度。

<目標値>

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
指定樹木本数	114本	120本	130本

具体的
取組

- 指定樹木制度による巨樹、名木の保全
- 保険制度による所有者の負担軽減の実施
- 樹木の立ち枯れ対策への支援の検討
- 景観重要建造物等助成制度による景観重要樹木の保全

1-4 特別緑地保全地区の指定

都市における良好な自然環境に寄与する緑地を一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する特別緑地保全地区の指定を検討します。また、特別緑地保全地区を指定した際には、樹林地の機能維持増進を目的とした実施計画を策定し、樹林の更新を含めた適切な維持管理を行います。

具体的
取組

- 指定場所の検討
- 実施計画に基づく適切な維持管理による保全

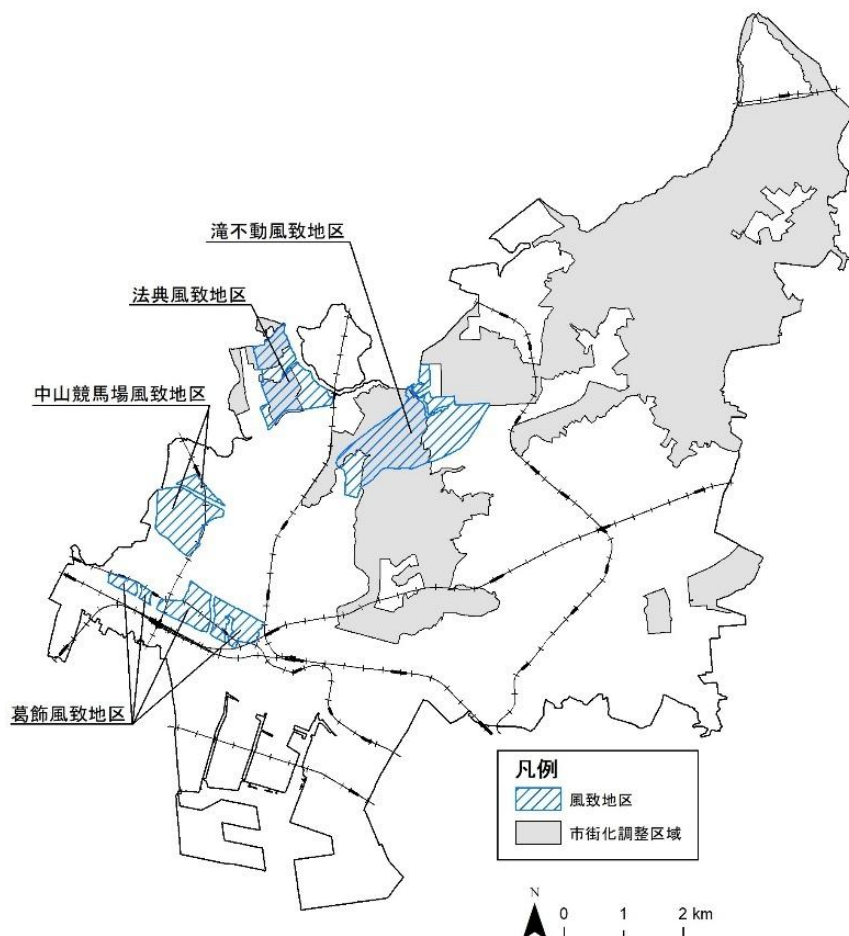
1-5 風致地区制度の活用による緑の維持

風致地区は都市において自然的な要素に富んだ良好な景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区であり、本市では下図の4地区を指定しています。

船橋市風致地区条例に規定された規制（建築等の各種行為に対し建築物の高さや規模等を抑えるなど）に対する許可や指導を行っていくことで指定地域内の住環境と緑地環境の調和を図ります。

具体的
取組

- 条例に基づく許可及び指導



風致地区の位置図

基本施策2 増やす

都市機能の充実がもたらす生活の利便性と、海や川、緑地など恵み豊かな自然がもたらす安らぎの両面を享受できる暮らしは、本市の魅力のひとつです。市街化が進むなか、このような都市と自然が調和した暮らしを次世代へ引き継いでいくためには、いまある緑を保全するだけでなく増やしていくことも重要です。

本市ではこれまでも積極的に公園緑地の整備に取り組んできましたが、人口増加と密集した土地利用の進展による用地取得の困難さから、十分な量の確保に至らず、全国あるいは県下、周辺市と比較しても一人当たりの公園面積が少ない状況です。

公共施設に関しては、市庁舎や出張所などでシンボルとなるような緑化を行い、まちの景観形成に大きな役割を果たしてきました。しかし、主要な公共施設の緑化は、まだ十分とはいえません。また、道路についても、街路樹整備をはじめとした道路緑化を進めることが必要です。

民有地については、新規宅地や工場等の事業所への緑化指導などにより市民、事業者、行政のそれぞれが協力しながら都市の緑の創出を進めてきました。船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例、船橋市環境共生まちづくり条例では、新規宅地等への緑化指導や緑化協定制度的による緑地の創出などを行っています。

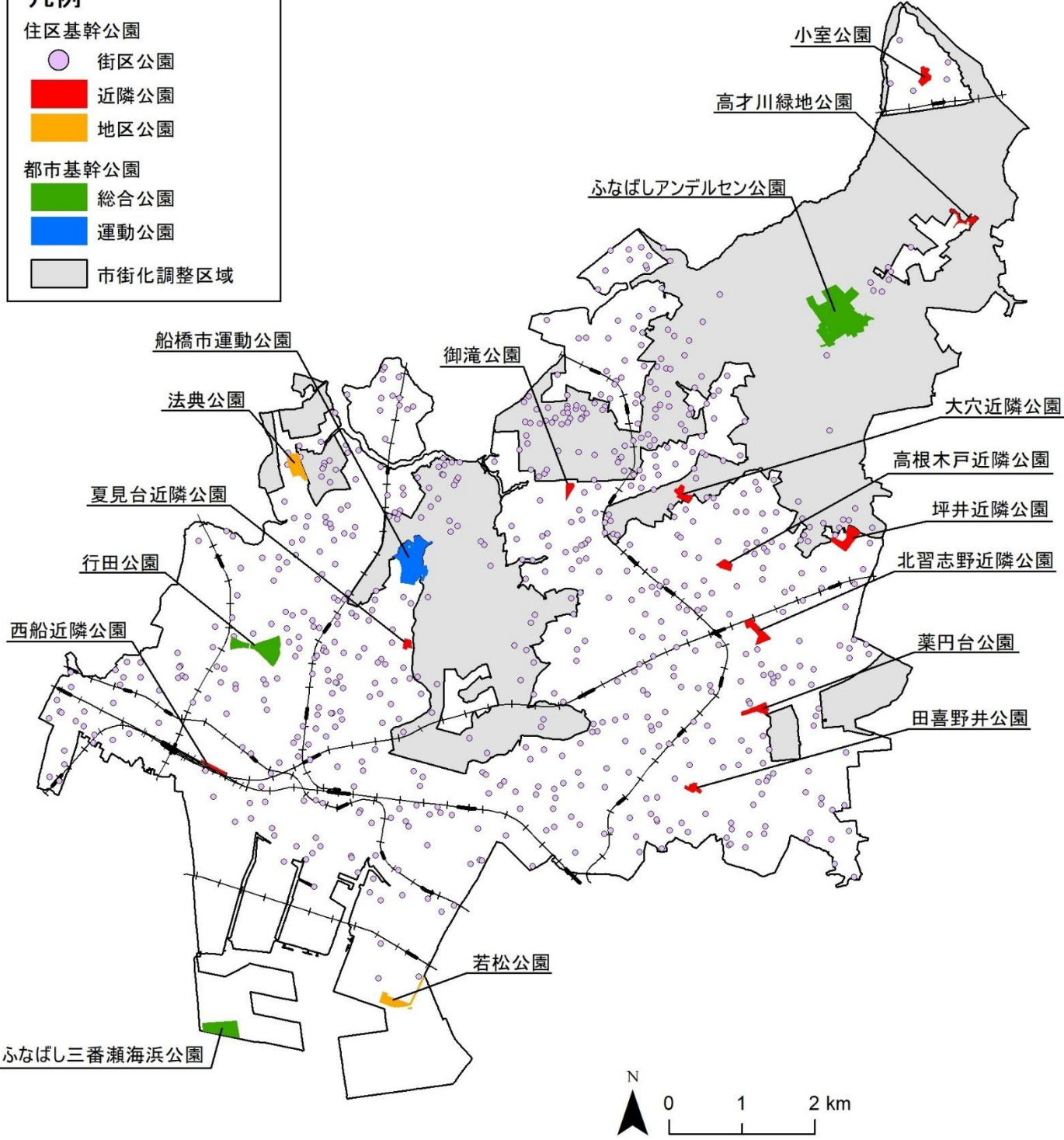
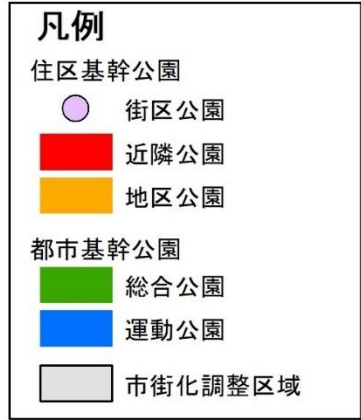
新たな緑の創出に向け、地域ニーズに合わせた都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に応える都市基幹公園の整備を推進していくとともに、公共施設や民有地において視覚的に緑量を感じ、緑の効果が高いような立体的な緑を創出することにより、緑が豊かに感じられる都市づくりを推進します。



緑豊かな街路樹



公共施設へのシンボルとなる緑化による緑のまちづくり



公園緑地の整備の現況

2-1 公園緑地の整備・確保

市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区の公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。

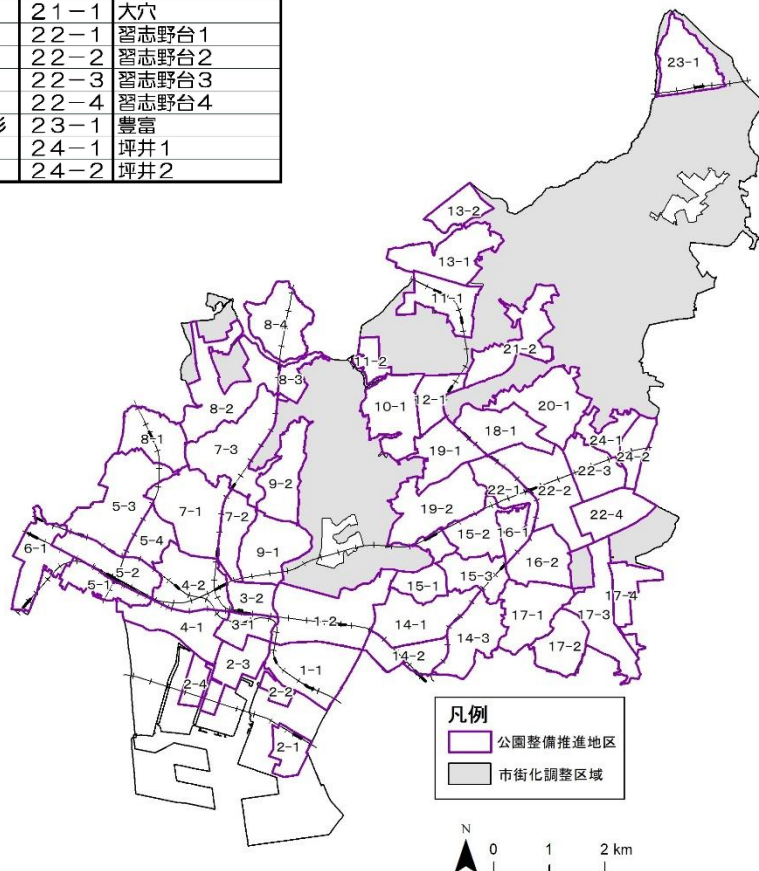
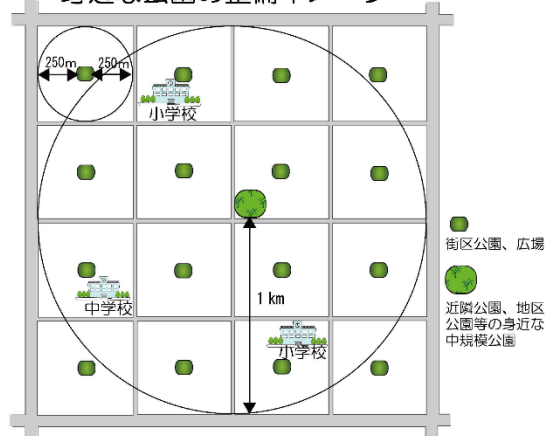
また、市街地の公園不足に対応するため、既存国有地や生産緑地の活用、公共施設等の上部利用などの用地を立体的に活用する制度の利用など、限られた用地を活かしながら公園整備を検討していきます。

既に宅地化された市街化区域内で、まとまった公園用地の確保が難しい場合に、隣接する市街化調整区域において公園整備を進めることを検討していきます。

公園整備推進地区の一覧

地区番号	地区名	地区番号	地区名
1-1	宮本1	12-1	三咲
1-2	宮本2	13-1	八木が谷1
2-1	湊町1	13-2	八木が谷2
2-2	湊町2	14-1	前原1
2-3	湊町3	14-2	前原2
2-4	湊町4	14-3	前原3
3-1	本町1	15-1	二宮・飯山満1
3-2	本町2	15-2	二宮・飯山満2
4-1	海神1	15-3	二宮・飯山満3
4-2	海神2	16-1	薬円台1
5-1	葛飾1	16-2	薬円台2
5-2	葛飾2	17-1	三山・田喜野井1
5-3	葛飾3	17-2	三山・田喜野井2
5-4	葛飾4	17-3	三山・田喜野井3
6-1	中山	17-4	三山・田喜野井4
7-1	塚田1	18-1	高根台
7-2	塚田2	19-1	新高根・芝山1
7-3	塚田3	19-2	新高根・芝山2
8-1	法典1	20-1	松が丘
8-2	法典2	21-1	大穴
8-3	法典3	22-1	習志野台1
8-4	法典4	22-2	習志野台2
9-1	夏見1	22-3	習志野台3
9-2	夏見2	22-4	習志野台4
10-1	高根・金杉	23-1	豊富
11-1	二和1	24-1	坪井1
11-2	二和2	24-2	坪井2

身近な公園の整備イメージ



公園整備推進地区

具体的
取組

- 公園不足地区における優先的整備の推進
- 借地による新規公園の整備
- 借地公園の買収や都市計画決定による恒久性の確保
- 土地区画整理事業や再開発事業との連携
- 既存国有地の活用
- 隣接する市街化調整区域での公園整備
- 建築物上部や人工地盤等の立体的な土地利用による公園整備の検討
- 生産緑地の活用による公園整備の検討

2-2 地域に合わせた公園づくり

地域のニーズに対応するため、公園整備の際には地元町会・自治会等にヒアリングを行うことで市民のニーズを把握し、利用者が愛着を持てる公園づくりを行います。また、地域の中のこどもの遊び場として誰もが楽しめる公園づくりを推進します。

さらに、各公園の立地や地域特性に応じて公園機能の整理・再編等についても検討していきます。

具体的
取組

- 整備内容の地元ヒアリング
- 地域や周辺の状態を踏まえた公園機能の整理・再編の検討

2-3 特色ある公園等の整備

地域特性を生かした公園や特徴的な施設を整備し、特色のある公園等の整備を促進します。また、スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るため新たな運動公園の整備を検討します。

・ふなばしアンデルセン公園：

北部アンデルセン環境軸の拠点として、さらには、市のレクリエーション活動の中心として、良好な自然環境を活かした魅力ある公園を持続するべく、老朽化した施設の改修や再整備も行いながら、機能・魅力を維持していきます。

・船橋市運動公園：

スポーツ健康都市宣言の中心施設である運動公園は、市民の高いレクリエーション需要を満たすため、公園内の老朽化した施設の改修や再整備を進めます。

・(仮称) 二和地区近隣公園：

公園が不足する二和地区の二和東5丁目市有地において、地域のニーズを把握しながら公園を整備します。

・大穴近隣公園：

市民が気軽に運動やレクリエーションに親しむことのできる大穴近隣公園については、引き続き拡張区域の整備を図ります。

・(仮称) 葛南広域公園：

都市化が進み広域的な利用に資する公園が不足している県北西部の葛南自然ふれあいモデル地区に構想された広域公園の早期具体化について、周辺市と連携して千葉県に要望していきます。

・海老川調節池：

千葉県が行う海老川調節池の整備において、周辺地区のまちづくりにあわせ、水や緑に親しめるような公園的な多目的利用が図られるよう協議していきます。

具体的
取組

- ・ 特色ある公園の整備
- ・ 新たな運動公園整備の検討

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

三番瀬等の海を身近に感じられる場所を確保するとともに、河川や調節池、湧水地等と一体的に利用できる公園緑地や遊歩道などの水や緑と触れ合える親水拠点を整備・保全します。また、河川の改修にあたっては自然環境の保全および再生を目的として多自然川づくりにも取り組みます。



木戸川の多自然川づくり

具体的
取組

- ・ 海を身近に感じられる空間づくり
- ・ 河川や調節池、湧水地等と一体的に利用できる親水拠点の整備・保全
- ・ 多自然川づくりの推進・保全

2-5 道路緑化の推進

道路整備にあたり、計画的な道路緑化を推進するため、幅員などの道路構造に加え、周辺の土地利用状況や歩行者通行量など街並みや地域特性を考慮した上で、街路樹の導入を検討していきます。

また、花壇、プランターの設置などの街路樹以外の道路緑化手法についても検討していきます。



習志野台のケヤキ並木

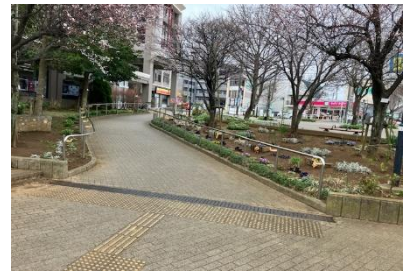
具体的
取組

- 道路への街路樹整備の検討
- 新たな道路緑化手法の検討

2-6 公共施設・公共空間の緑化

公共施設の新設や建て替えの際は、地域の景観に配慮した緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入していくよう検討します。

また、駅前などの多くの人が行き交う公共的な空間に、視覚的に緑量を感じられるような緑や花壇を設置していきます。



薬園台駅前広場グリーンスポット

具体的
取組

- 公共施設敷地内及び公共建築物の緑化
- グリーンスポット等の整備による駅前などの公共空間の緑化

2-7 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保存と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。

また、開発などにより帰属される公園についても、地域に合わせた整備内容とするため、遊具等の整備内容について事業者と協議を行います。

具体的
取組

- 条例に基づく緑化指導、開発指導
- より良い緑化推進に向けた指導内容の研究

2-8 立体的な緑の推進

市街地における緑の視覚的効果と夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。



緑のカーテン

具体的
取組

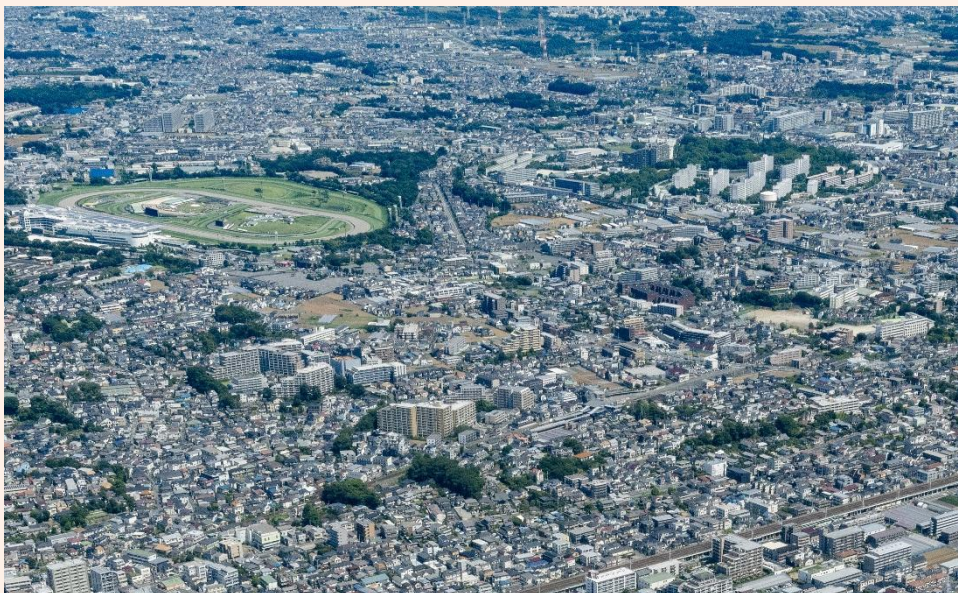
- 屋上緑化及び壁面緑化の緑化率への算定による推進
- 緑のカーテン事業の推進

コラム 風致地区～船橋の緑と景観を守るために～

昭和30年代後半からの高度成長により、私たちの生活は経済的豊かさを得た反面、私たちが住んでいる街から急速に自然が損なわれ、緑を失った街の景観は落ち着きを失い乱雑化しました。

木々の緑は、豊かな人間生活を築くうえで、私たちの心に安らぎを与え、街に潤いとゆとりをもたらすなど限りない恩恵を与えてくれます。

このような貴重な緑を開発から守り、調和のとれた街の景観を創り出すために、特定の地域を指定し、土地の利用を制限する「風致地区」という制度があります。都市の良好な自然的環境に富んでいる地域を、都市計画の中で風致地区に指定し、別に定める「風致地区条例」によって地区内での建築物の高さや規模を抑えるなど、各種の開発行為に対して一定の規制をすることによって緑にあふれた秩序ある街並みを維持しています。



中山競馬場風致地区（左奥）と葛飾風致地区（手前）

船橋市の風致地区

風致地区名	面積 (ha)	区 域	風 致 の 特 徴	指定年月日 (昭 和)
葛 飾	95.0	東中山、西船、海神、印内町	小規模な多くの神社が散在	13.10.22 (変更) 48. 2.27
中山競馬場	89.1	古作、行田、印内、上山町、行田町	中山競馬場を中心とする平坦な台地	13.10.22 (変更) 44. 4. 9
法 典	107.2	藤原	森林におおわれた台地	13.10.22 (変更) 60.11. 8
滝 不 動	217.0	夏見台、馬込町、金杉台、金杉、金杉町、二和西	不動尊、運動公園、御滝公園、市営霊園などの風致景観	13.10.22 (変更) 48. 2.27
計	508.3			

基本施策3 はぐくむ

都市の緑の様々な機能を十分に発揮させるためには、適正な管理により質の高い緑として育てていくことが重要です。

これまで市においては、緑を良好な状態に保つため、市民と連携し維持・管理に努めてきましたが、近年では周辺環境の変化や利用形態の多様化、管理面積の増大などもあり、必ずしも適切な維持・管理ができていない状態ではなく、このことから市民からの苦情・要望が増えるなど、維持・管理に係わる新たな体制づくりや市民のニーズに対応していくことが課題となっています。

これらの課題を解決するため、現況を正しく把握するとともに予防的な管理を含めた管理計画を定め、より樹木・施設共にそれぞれの特性に合わせた計画的・効率的な管理を推進します。

また、地域に合った親しまれる公園として管理・活用していくためには、市民との協働や事業者との連携を引き続き推進します。

3-1 適正な樹木管理

公園・緑地及び街路樹の管理について、樹木管理マニュアルに基づきそれぞれの樹木の特徴を生かし、植樹も含めた樹木のライフサイクルを意識した管理を行います。

また、街路樹については道路交通に支障をきたさないような樹種や樹木間隔の確保など適切な街路樹の在り方について検討していきます。



正伯公園のクスノキ

具体的 取組

- 樹種や立地特性に合わせた効率的・計画的な剪定の実施
- 緑陰を生み出す樹木の育成（ヒートアイランド対策）
- 樹木のライフサイクルや育成環境を意識した管理の検討

3-2 公園施設の適正な維持管理

遊具等の公園施設については定期的な点検により安全確認を行うとともに、長寿命化計画に基づき適切に更新を行います。

また、犯罪や事故防止のため適正な夜間照明の照度を確保するとともに、順次LED化を進め、死角となるような施設や植栽についても改善を図ります。

具体的 取組

- 定期的な点検の実施
- 長寿命化計画に基づく施設の更新
- 適正な夜間照明の照度の確保

3-3 市民・事業者との連携による管理

地域に密着した公園、住民のコミュニティ形成の場として地域の皆様に愛着心をもっていただくことを目的として、地域での管理を推進します。また、事業者との連携による管理方法なども検討していきます。

さらに、市民緑地制度による民有緑地の管理を推進するとともに、みどり法人への指定について検討します。



認定市民緑地
(ららテラスグリーンパーク)

<目標値> 公園等清掃委託制度の委託箇所

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
清掃委託箇所	331箇所	340箇所	350箇所

■「市民緑地制度」とは…

都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設のことで、制度上、以下の2つの手法により設けられます。

- ①市民緑地認定制度：民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度（都市緑地法第60条）。
- ②市民緑地契約制度：地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地（土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設）を設置管理する制度（都市緑地法第55条）。

具体的
取組

- 公園等清掃委託制度の推進
- 事業者との連携による公園管理の検討
- 市民緑地制度の推進及びみどり法人への指定の検討

3-4 緑化活動への支援

緑の保全に寄与する市民活動団体への表彰や、助成金の活用等により活動の幅を広げる支援を行います。

また、町中の貴重な緑である生垣の視覚的効果や防災効果を高める適正な管理をしていくため、所有者に対して生垣管理に対する助成を行います。

■「生垣助成」とは…

延長が30m以上で、樹容が美観上特に優れている箇所を所有者の申請により指定し助成する制度

具体的
取組

- ・緑の保全に寄与する団体への支援
- ・生垣助成による民有地の沿道緑化への支援

3-5 公園緑地の管理手法の検討【新規】

増加していく公園緑地の質を維持・向上させるため、効率的・効果的に維持管理するための手法（指定管理者制度、包括的管理委託等）について検討します。

具体的
取組

- ・指定管理者制度、包括的管理委託等による管理の効率化の検討
- ・地域特性に合わせた公園管理の在り方の検討

3-6 緑化推進委員会の開催

緑の基本計画の各施策を推進するにあたり、地域の緑化活動の実情の把握や各施策の課題解決に資するため、地域・市民活動団体・事業者等の代表と市で構成する緑化推進委員会を運営します。

具体的
取組

- ・緑化推進委員会の開催

コラム 船橋の名木10選

名木が町の美観に果たす役割を認識してもらい、樹木愛の形成と一層の緑化意識高揚を図るため、財団法人船橋市緑の基金が、平成3年に市民の推薦による市内の「名木コンクール」を行い、名木10選を選定しました。

どの樹木も歴史性に優れており、その堂々たる風格と力強さに圧倒され心を奪われます。市内に残る名木を訪ね歩き、その魅力を感じてみませんか。

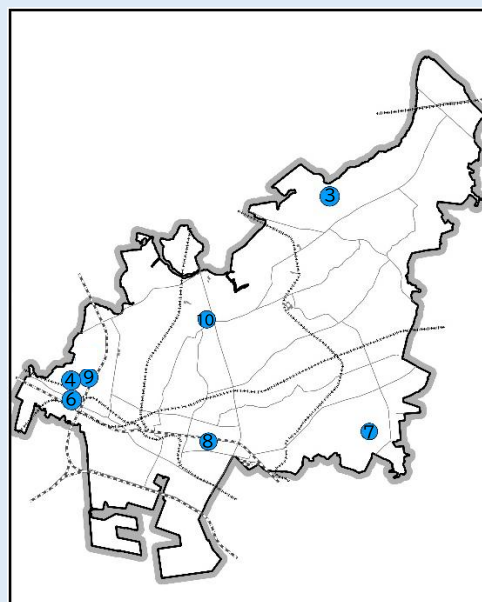


葛飾神社の黒松



二宮神社のイチョウ

船橋の名木10選		所在
1	熊野神社のタブノキ	古作3丁目
2	俱利伽羅不動尊のエノキ	飯山満町3丁目
3	王子神社のケヤキ	八木が谷5丁目
4	葛羅の井のケヤキ	西船6丁目
5	神明神社のクロマツ	飯山満町1丁目
6	葛飾神社のクロマツ	西船5丁目
7	二宮神社のイチョウ	三山5丁目
8	道祖神社のイチョウ	東船橋1丁目
9	光明寺のヤブツバキ	印内2丁目
10	大野家のスタジイ	金杉2丁目



※「熊野神社のタブノキ」、「俱利伽羅不動尊のエノキ」は枯損により、「神明神社のクロマツ」は平成5年の落雷により伐採されています。

※見学は所有者の許可を得てから行いましょう。

基本施策4 いかす

都市の緑は、「第1章 緑の機能」で紹介したように多様な機能を有しています。本市においては引き続き人口増加が見込まれる一方、少子高齢化や気候変動への対応など中長期的な社会課題への対応が求められている中で、これら緑の機能を賢くいかすグリーンインフラの取り組みを推進することが重要です。

グリーンインフラを推進するためには、公園・緑地だけでなく、道路、河川、防災、まちづくりなど様々な部門が分野横断的に取り組む必要があります。

また、公園を柔軟に活用した地域活性化につながる取り組みについても検討していきます。

4-1 防災機能の確保

都市公園の整備や再整備の際には、周辺状況を考慮した上で地元町会・自治会等と協議し、非常時に利用できる防災施設をはじめ耐火性の高い樹種の導入、耐震性貯水槽などによる水の確保、災害時に利用できるトイレの設置などの防災機能の強化を図ります。

また、防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討していきます。



防災パーゴラ・収納ボックス・かまどベンチ



災害時にトイレとして使用できるベンチ

具体的
取組

- 一時的な避難場所となる広場空間の確保
- 耐火性の高い樹種等による延焼防止機能の確保
- 災害時に活用できる防災施設の整備
- 防災公園の整備の検討

4-2 雨水貯留・浸透機能の確保【新規】

緑には雨水を地中に浸透・貯留させるダムのような機能があります。この機能によって、雨水が河川や下水道に急激に流入することを防ぎ、水害発生を防止しています。また、雨水を一時的に貯留・浸透させるための植栽空間（雨庭）など、緑による雨水貯留・浸透機能がよりいっそう発揮されるよう、取り組みを検討していきます。

また、公園内への雨水貯留槽の設置などによる雨水の流出抑制についても検討していきます。



雨水貯留槽の設置
(高根木戸近隣公園)

具体的
取組

- 立地特性に応じた雨水貯留・浸透機能の確保の検討
- 地下水の涵養につながる樹林地等の環境改善手法の検討

4-3 公園の再整備による活性化

施設の老朽化や、近隣住民の年齢層の推移などから起こる利用形態の変化による利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。

また、公園の再整備の際には子育て支援や高齢化対応の充実を図るなど周辺地域のニーズや取組を踏まえて、機能の集約や分配などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討します。

具体的
取組

- 老朽化した都市公園の再整備
- 都市公園の再整備に合わせた機能集約・再編の検討

4-4 地域の活性化のための公園利活用

地域の活性化につながる、朝市やチャリティーイベント、プレーパークなどの開催場所として公園等を活用していくとともに、地元町会・自治会などからの求めに応じ、地元が主体となった公園独自の利用ルールの制定を検討していきます。

また、Park - PFIなどの制度を活用した公園及び地域の活性化につながる民間活力の導入について検討します。

加えて、ロケ地の紹介をしている「ふなばしロケーションズ ふなロケ」を通して映画やドラマなどの撮影を誘致し市に愛着を感じてもらえるよう公園を活用していきます。



公園を活用したプレーパーク

具体的
取組

- 地域でのイベントへの活用
- 地域協働での公園利用のルール作り
- 民間活力の導入による公園の活性化の検討
- ふなロケによる公園の活用

4-5 緑のリサイクルの推進

樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、土壌改良材等として活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。また、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。



再生木材を利用したベンチ

【進行管理の指標】

木材を使用する施設の整備において、再生木材使用製品の整備割合 100%を目指します。

*再生木材とは、廃木材と廃プラスチックを主原料とした環境にやさしいリサイクル素材で、ベンチ等の製品に使用されています。

具体的
取組

- 再生木材の使用の推進
- 伐採樹木の利活用方法の検討

コラム グリーンインフラの取り組み

インフラとはインフラストラクチャーの略で、道路や鉄道、公園、上下水道、ダムなど経済や生活を支える土台となる施設です。

これまでも自然の持つ多様な機能を活かしたインフラ整備進められてきました。たとえば、河川を多自然川づくりにより改修することによって、水辺の生物の生息・生育環境を創出することができます。さらに、河川周辺に湿地を再生し、大雨の際には河川から氾濫した水を受け止める場として整備することで、治水施設として機能するだけでなく、平常時には生物の生息・生育場所や自然を学ぶ場所として機能させることができます。

自然の多様な機能をグリーンインフラとして活用することで、持続的で快適な都市・生活空間の形成や防災・減災、暑熱対策、生物多様性の確保、地域経済の活性化、温室効果ガスの削減、循環型社会の形成などの様々な社会課題へ対応することが期待されています。

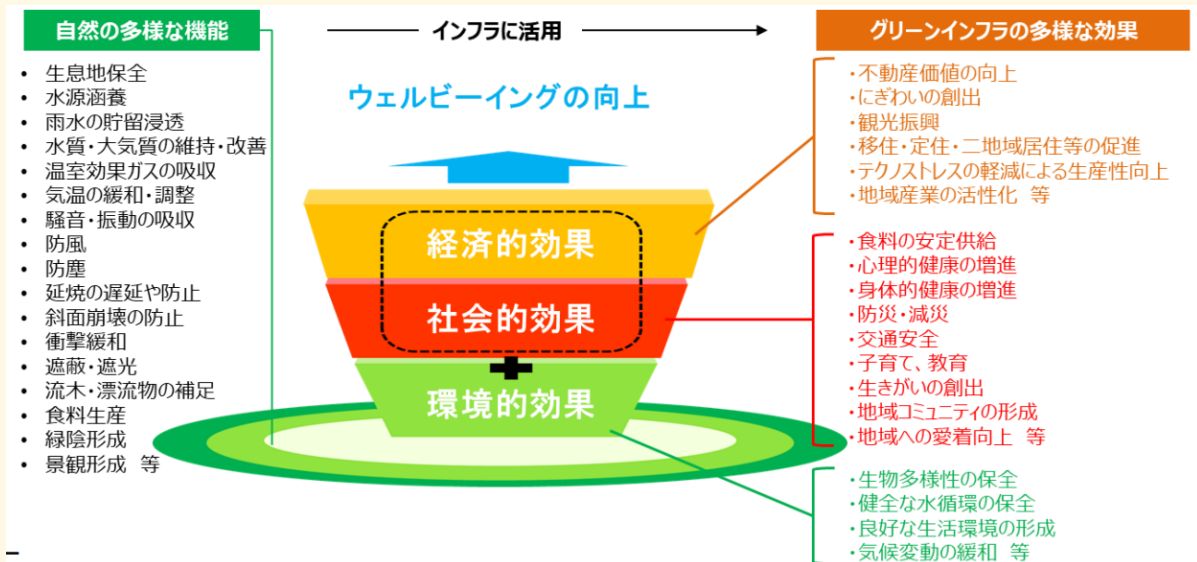
具体的な取組としては、多自然川づくりや透水性舗装、グリーンストリート（緑道）、レインガーデン（雨水浸透緑地帯）の整備、緑地や遊水機能を備えた公園の整備、温室効果ガス吸収機能を高める適正な樹木の管理などがあげられます。

グリーンインフラの活用が当たり前の社会をめざし様々な取り組みを進めていきます。

【グリーンインフラの定義】

グリーンインフラとは自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するものです。

これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できます。



(出典：グリーンインフラ推進戦略 2030)

基本施策5 親しむ

都市の緑化を推進するためには、行政だけでなく地域住民や事業者が緑の役割や大切さを学び、緑に親しみ興味を持つことが重要です。それにより、緑について考え、緑を育む活動を理解し、小さなことからでも緑に関する活動を実施していただくことで、地域の緑を増やしていくことにつながると考えています。

緑に触れ、楽しみ学ぶ機会や緑化に関する情報の提供などの普及・啓発活動を行い、緑に親しむまちづくりを推進します。



緑と花のジャンボ市

5-1 花のあふれるまちづくり

花のあふれるまちを目指し、公共施設や公共空間、さらには自宅での花の育成・管理を様々な形で支援します。

また、各事業で花苗の共有や管理についての協力などにより花関連事業の活性化について検討します。

・ふれあい花壇事業：

公園等清掃委託をしている公園等に花壇を設置し、市民団体等が花苗の植え替えや水やりなど花壇の管理を行います。今後は、花苗サポーター事業とも連携し、維持管理の負担軽減等に資するような取り組みを検討します。



<目標値>

	令和 6 年度	令和 17 年度	令和 27 年度
実施箇所	98 箇所	110 箇所	120 箇所

・花いっぱいまちづくり助成事業：

花のあふれるまちづくりのため、公共的な空間に花を植えている団体に、その費用の一部を助成します。今後は、より使いやすい制度になるよう手続き等を見直し、参加団体の増加を図ります。



<目標値>

	令和 6 年度	令和 17 年度	令和 27 年度
事業参加団体	30 団体	40 団体	50 団体

・花苗サポーター事業：

花苗サポーターに登録いただいた市民に、種から花苗をつくるまでの育て方を講習しながら、種や必要資材を配布して花苗づくりをお願いします。作成した花苗のうち、一定個数を公共施設用として納品してもらい、残りは自由に育ててもらうことで、花のあふれる街を目指します。



<目標値>

	令和 6 年度	令和 17 年度	令和 27 年度
花苗サポーター	66 人	100 人	150 人

• 花壇コンテスト：

個人や団体が、街中で管理している花壇のコンテストを開催し、優秀者を表彰します。今後は、事業推進のため、他の花関連事業のとの連携や、審査期間の柔軟化など参加しやすい環境や作りを検討します。



<目標値>

	令和 6 年度	令和 17 年度	令和 27 年度
コンテスト出場団体	28 団体	30 団体	35 団体

具体的
取組

- ふれあい花壇事業
- 花いっぱいまちづくり助成事業
- 花苗サポーター事業
- 花壇コンテスト
- 各事業間の連携

5-2 市の花の普及・啓発活動

市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。

ヒマワリについては学校や保育園といった公共施設で育てることや、種を配布することで市民が親しめる機会を創出します。

カザグルマについては自生地の保護を最優先課題としつつ、市民団体等との共同による挿し木講習会の開催やイベント等での苗の配布により周知を図ります。

どちらも、配布数の増加や配布箇所の拡大等により周知を強化していきます。



カザグルマの挿し木講習会

具体的 取組

- ヒマワリの種の配布
- カザグルマの挿し木講習会の開催
- イベント等でのPR
- 市民団体等と協力したカザグルマ自生地の保全

5-3 緑に触れ合う機会の創出

緑と花のジャンボ市を引き続き開催するとともに、様々なイベントや取り組みなどを通じて緑を身近なものとして触れ合える機会の創出を推進します。

・緑と花のジャンボ市：

植木や花苗などの販売を行う「緑と花のジャンボ市」を毎年2回（春・秋）開催します。現在は、年2回とも天沼弁天池公園で開催していますが、今後は市内の別の地域での開催も検討するとともに、植木や花苗の販売だけでなく、展示スペースや体験コーナーなどの内容拡充についても検討していきます。

・ビオトープ事業の推進：

生物の生息空間を意味するビオトープについて、市民・市民団体・専門知識を有する方と協力し、保全等の検討を進めます。学校においては環境教育や地域の交流の場としても活用できるよう、推進体制を検討していきます。

・環境学習プログラムの実施：

ふなばしアンデルセン公園での自然体験やふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館での環境学習などに併せ、環境に関する活動をしている市民活動団体とも協力しながら環境学習プログラムを作成し、実施していきます。

・緑の散策路の普及・推進：

自然散策マップやお散歩マップの周知を図り、それを活用した散策会等の開催により普及していきます。



自然散策マップは
こちらのQRコードから
ご覧いただけます。

自然散策マップ

・開放型の都市緑地の整備：

緑地保全を第一の目的とする都市緑地の整備においても、市街地おける貴重な緑に触れ合う空間として市民が利用できる開放型の緑地整備を推進します。

・シンボルツリーなどの植樹による地域のシンボルとなる緑づくり：

公園の整備や再整備に合わせ、地域のシンボルとなる樹種を選び、それを地域住民に植樹してもらいイベントなどを行うことで、緑を増やすとともに緑に興味を持ってもらう機会や公園に愛着を感じてもらおうきっかけを作ります。

<目標値>

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
シンボルツリー植樹箇所	5箇所	10箇所	15箇所

具体的
取組

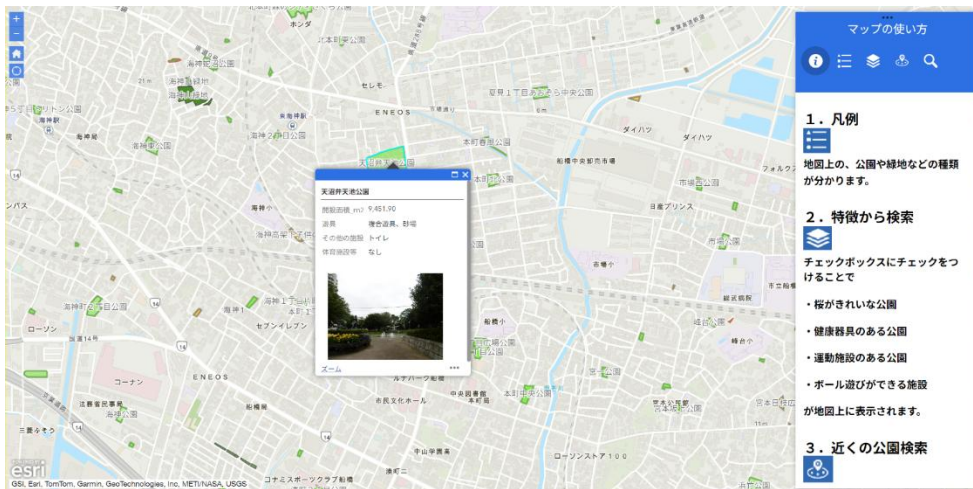
- ・緑と花のジャンボ市
- ・ビオトープ事業の推進
- ・環境学習プログラムの開発
- ・緑の散策路の普及・推進
- ・開放型の都市緑地の整備
- ・シンボルツリーなどの植樹による地域のシンボルとなる緑づくり

5-4 緑に関する情報発信

公園等の位置や施設情報を配信する公園マップの充実を図ることで公園等の活用促進を図ります。

また、身近な場所での緑化に関する情報を発信していくとともに、まちづくり出前講座やイベント等を活用して緑の基本計画自体の周知を図ります。

加えて、優良緑地確保計画認定制度の活用や、市内に残る優良な緑地の自然共生サイトへの認定申請により、将来に向かって優良な緑地を残していくための機運醸成を図ります。



公園マップは
こちらのQRコードから
ご覧いただけます。

市内の公園を地図上で検索できる「公園マップ」

具体的 取組

- 公園マップによる情報提供及び内容の充実
- まちづくり出前講座やイベント等を活用した緑の基本計画の普及
- 緑地の登録制度の活用

コラム 市の木・市の花

サザンカ



ヒマワリ



カザグルマ



市の木 「サザンカ」

市の木は昭和48年に開催された千葉（若潮）国体に向けての記念事業として市民からの応募により制定されました。（昭和45年11月10日）

市の花 「ヒマワリ」 「カザグルマ」

第24回全国都市緑化ふなばしフェア開催を契機として、市民アンケートを基に2種類の花を制定しました。（平成19年10月2日）

「ヒマワリ」～子どもたちの夢を育む花～

広く市民に親しまれており、太陽に向かって咲き、力強く、将来の船橋市の子供たちに勇気と希望を与える花であることから選ばれました。

「カザグルマ」～大切に守り育てる花～

船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして大切に保護し、保存していくべき花であることから選ばれました。

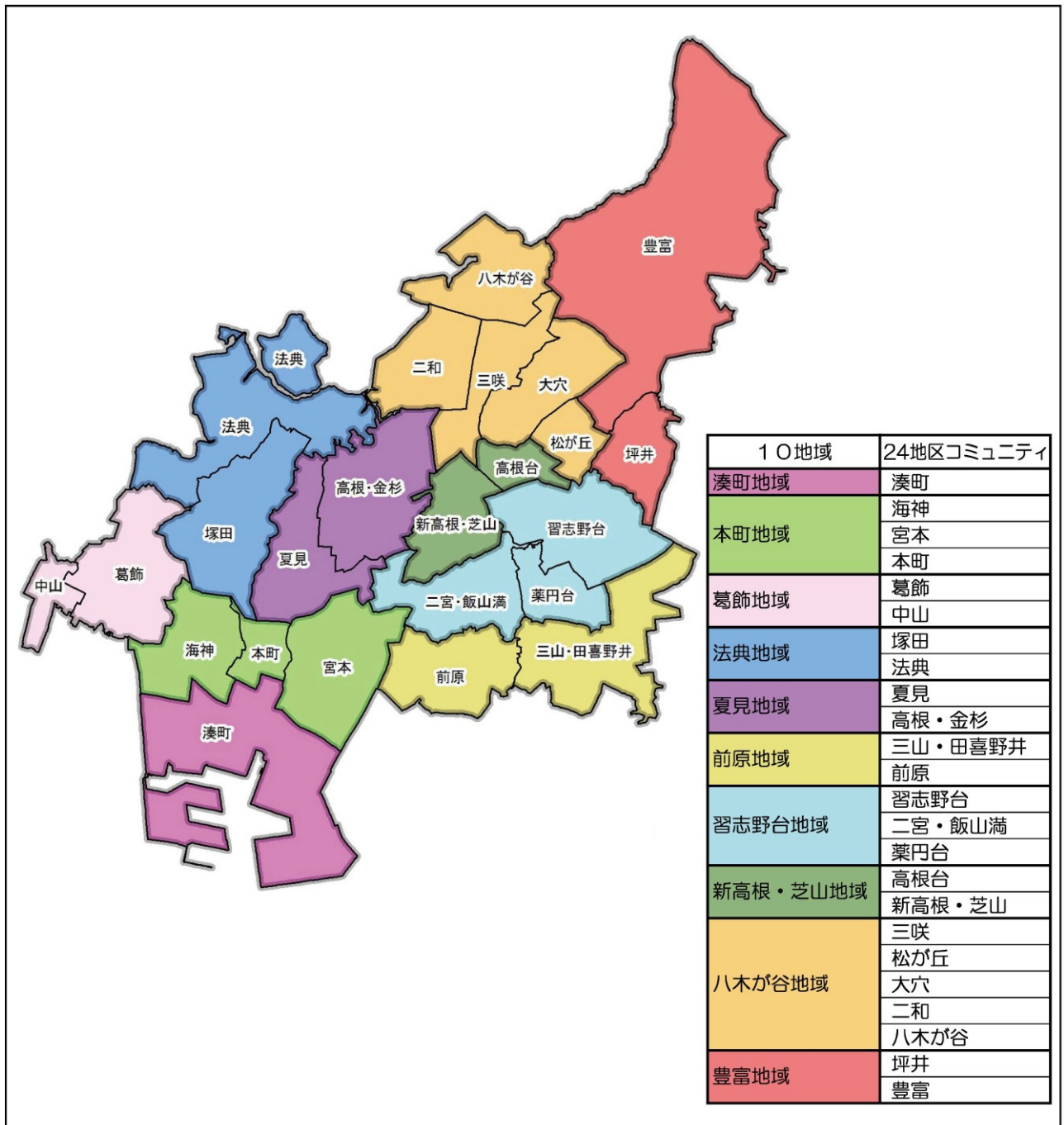
第 5 章

地域別計画

第5章 地域別計画

地域区分の考え方

緑の基本計画では、市民のみなさまの具体的な意見をできる限り反映し、地域の個性や特性を活かした計画とするため、24 地区コミュニティをもとに市域を 10 の地域に分け、地域相互や隣接市のネットワークを考慮しつつ「地域別計画」を策定していきます。なお、この地域区分は、船橋市都市計画マスタープラン（令和 4 年 11 月改定版）の地域別構想の地域区分と整合を図っています。



船橋市都市計画マスタープランにおける
船橋市の 10 地域区分

1. 湊町地域

地域の概要

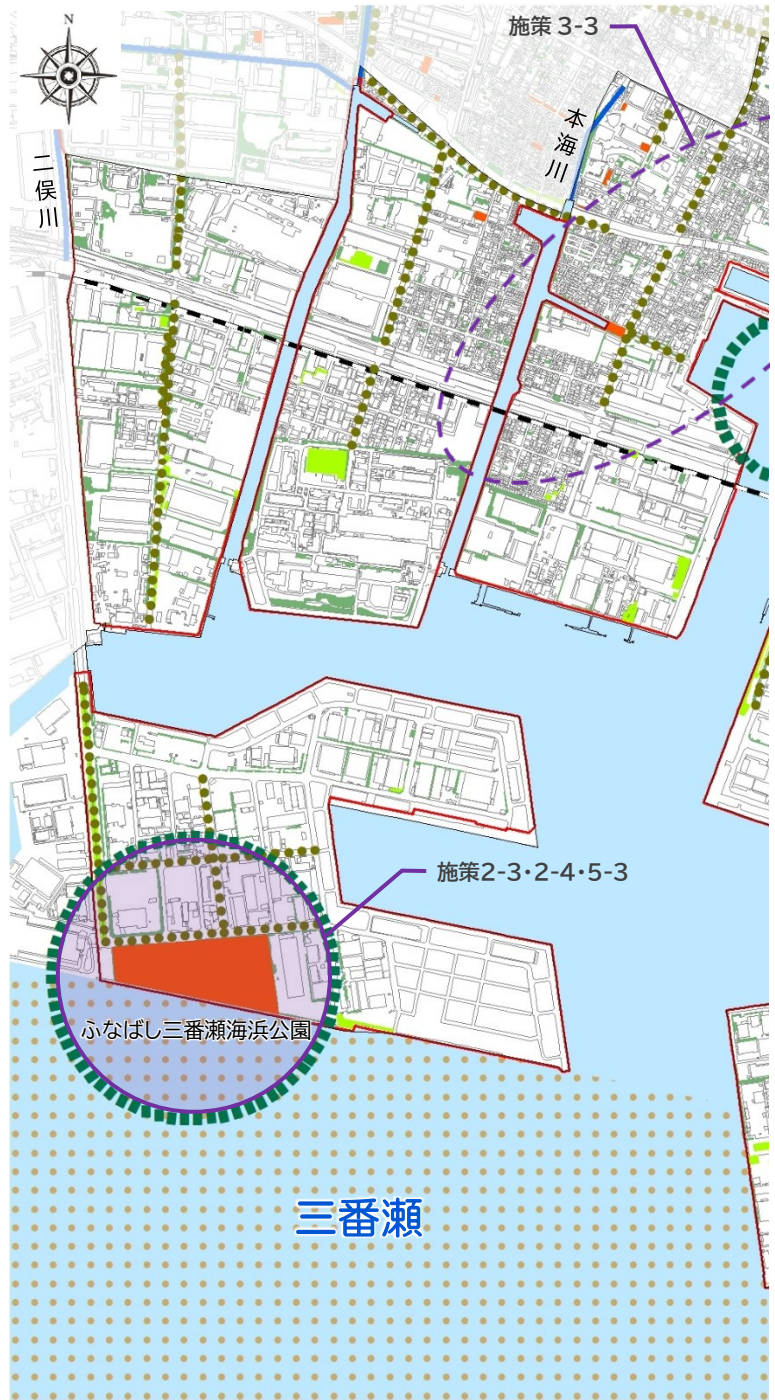
この地域の北部は船橋宿の一角を形成し、また、漁師町として古くから漁業が盛んでした。海老川河口を利用し、港が発達し、江戸と房総を結ぶ物資の集散地として栄え、明治期には塩田も開発されました。のりの養殖や漁業は現在も行われています。

現在の地域の大部分が、戦後からの埋め立てにより形成されました。近年では、臨海部に大型物流施設が立ち並び、南船橋駅周辺では、大型商業施設や多目的アリーナが整備され官民連携による市有地活用事業等により新たな玄関口としての拠点が形成されています。

現況と課題

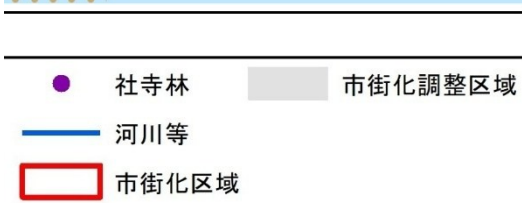
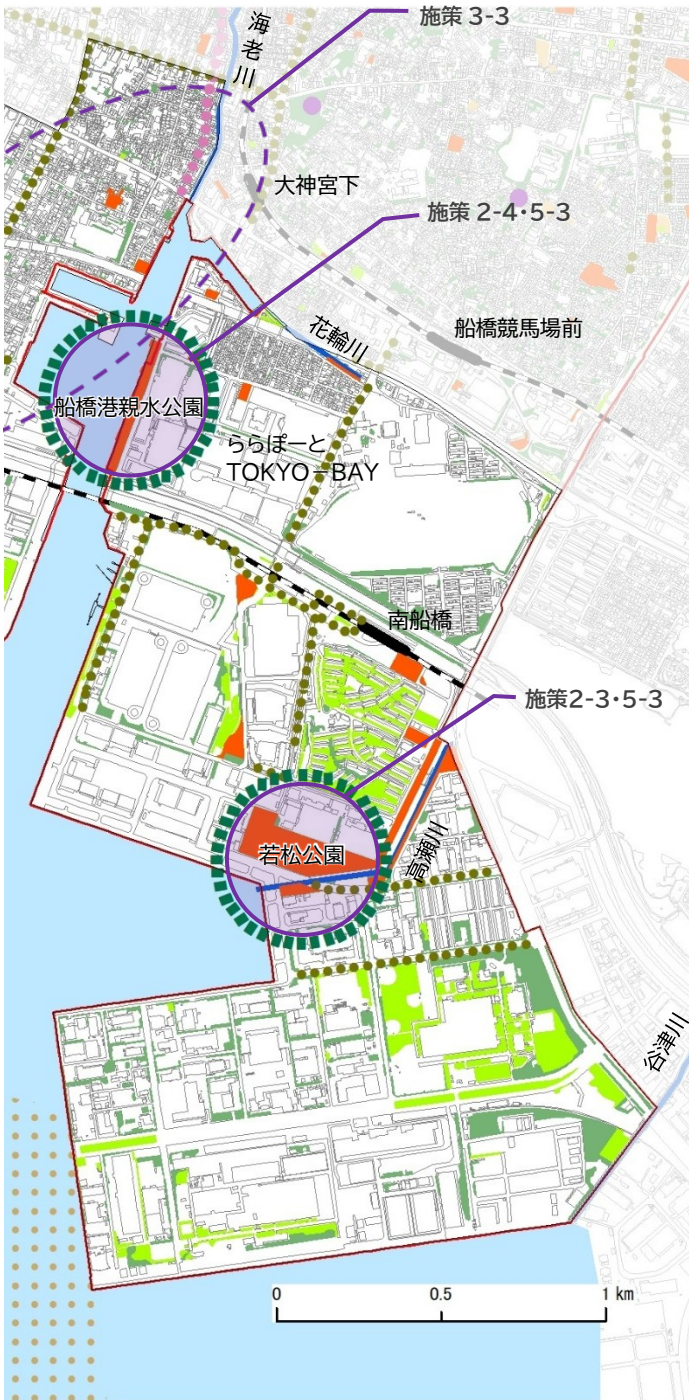
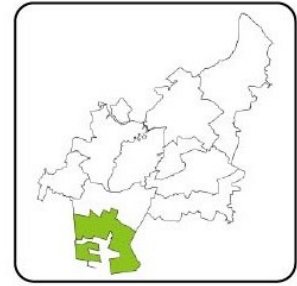
- 船橋港親水公園やふなばし三番瀬海浜公園は、レクリエーションの拠点や市民の憩いの場となっていますが、その他のほとんどの水際線は、港湾施設、流通施設、工場等で占められ、市民が海を身近に感じる場が限られています。
- 様々な生き物の生息環境となっている三番瀬の保全・再生が課題となっています。
- 地域の中央を流れる海老川は東京湾に注いでいます。水質は改善されてきていますが引き続き水質の浄化とあわせて河川と海岸線を生かした、水と緑のネットワークづくりの促進が課題となっています。
- 住宅地では公園の整備が十分とは言えず、地域全体の公園の満足度は低い傾向にあります。地域の特性にあわせた公園や緑地の整備、住宅地や道路の緑化等を進めることにより、都市の良好な環境を形成する必要があります。
- 本地域では特に若年層の緑への関心が薄く、活動に積極的に参加してもらうための仕組み作りが課題となっています。

地域の現況と施策の方針図



- 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
- 公園不足地域
- ▨ 市街化調整区域

- 凡例**
- | | | |
|---------|----------------|-------------|
| ■ 都市公園等 | ■ 草地 | ▨ 風致地区 |
| ■ 樹林地 | ●●● 水と緑の拠点 | ●●● 散策路 |
| ■ 農地 | ●●● 水と緑の拠点(構想) | ●●● 緑化された道路 |



主な関連施策

2-1 公園緑地の整備・確保

地域内の公園が不足している地区においては、利用者のニーズに対応した公園整備や既存公園の改修を進め、身近な公園の充実を図ります。

2-3 特色ある公園等の整備

5-3 緑に触れ合う機会の創出

ふなばし三番瀬海浜公園について、引き続きスポーツ・レクリエーション施設として活用するとともに、ふなばし三番瀬環境学習館を中心に、自然への理解を深める場としても活用していきます。

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

船橋港親水公園やふなばし三番瀬海浜公園の利活用を図るとともに、親しみとuringのある水際線における回遊性の創出や海辺と内陸部を結ぶ水と緑のネットワークの形成を検討します。

2-6 公共施設・公共空間の緑化

目に映る緑の量を増やすため公共施設や駅前広場等の空地の緑化を進めます。

3-3 市民・事業者との連携による管理

公園の確保が難しい地区においては市民緑地認定制度等を活用し、事業者との連携を図りながらオープンスペースの確保を進めます。

2. 本町地域

地域の概要

江戸時代においては、佐倉道を中心に行徳道、上総道等の交通路が交差することから、「船橋」と呼ばれる宿場町として発達しました。また、古くは海岸に面し、漁業が営まれていたため、海に関わる神が祭られ、「海神」という名の由来ともなっています。

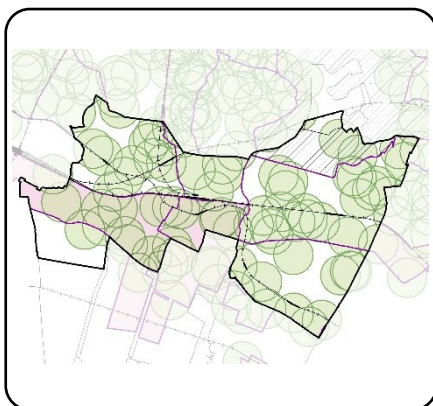
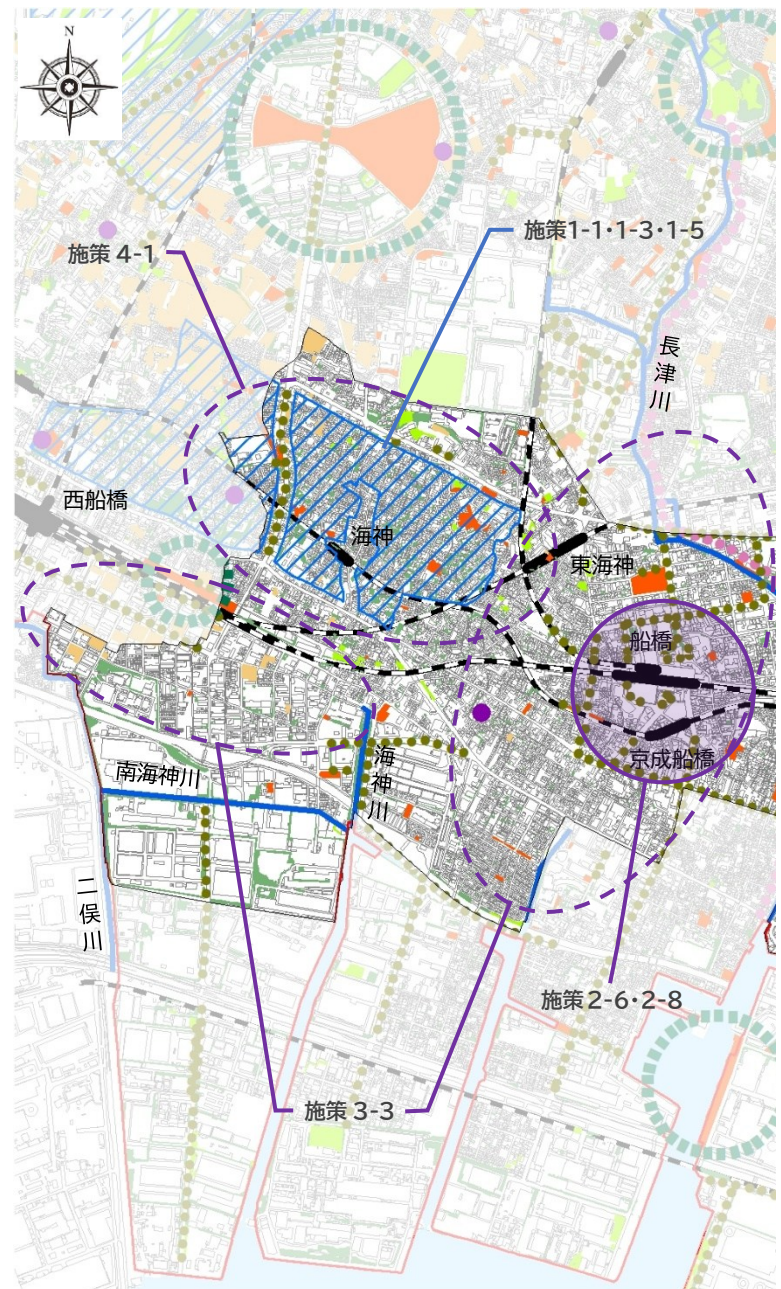
明治27(1894)年に総武鉄道が開通、船橋駅が開設され、新しい市街地の形成にともない、商業機能が集まりました。船橋大神宮(意富比神社)の地元である「宮本」では、街道と鉄道の利便性に恵まれ、早くから市街化が進み、台地部では緑豊かな住宅地(別荘地)が形成されました。




本地域は商業や業務といった機能が集積する市の中心市街地であり、近年では都市計画道路の整備等により良好な都市基盤が整備されています。




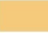


現況と課題

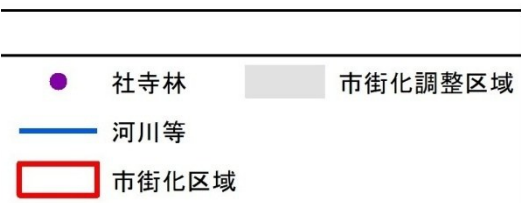
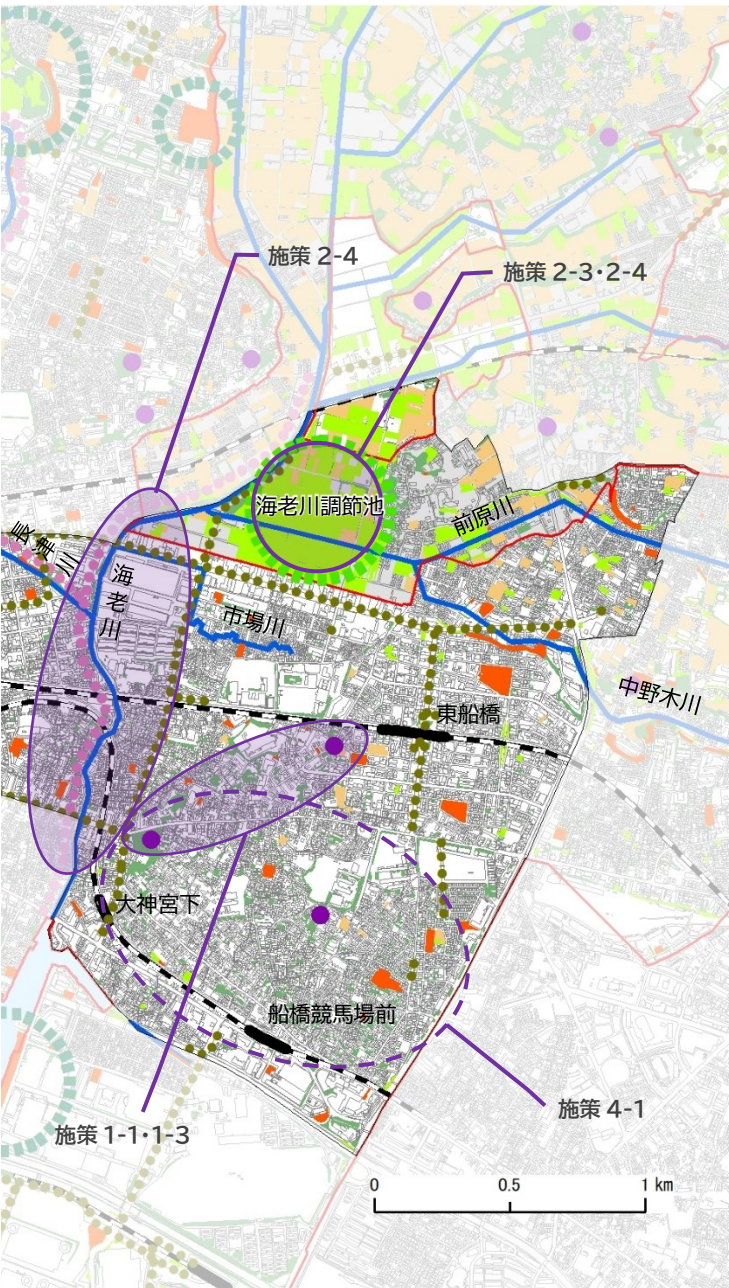
- 土地区画整理事業が行われた東船橋駅周辺等の区域を除き、公園や緑地の整備は十分とはいえません。住宅密集地での延焼防止など、市街地の特性にあわせた公園や緑地の整備促進や、敷地内緑化の推進による都市の良好な環境の形成、既存公園の改修による防災機能の強化を進める必要があります。
- 地域の中央を流れる海老川は南部海老川環境軸を形成し、地域の特徴となっています。引き続き水質の改善を図るとともに、遊歩道の適切な管理や公園的な多目的機能を備えた海老川調節池の整備の促進などによる水と緑のネットワークづくりが課題となっています。
- かつての海岸線をしのばせる松林や地域のシンボルとなる社寺林が住宅地内に残されていますが、徐々に減ってきています。これらの緑地の保全が課題となっています。

地域の現況と施策の方針図



	街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
	公園不足地域
	市街化調整区域

凡例					
	都市公園等		草地		風致地区
	樹林地		水と緑の拠点		散策路
	農地		水と緑の拠点(構想)		緑化された道路



主な関連施策

- 1-1 樹林地の保全
- 1-3 巨樹・名木の保全

海神及び宮本地区内にある、かつての海辺の景観を今に伝える旧海岸線上にわずかに残る松林や社寺林（緑の東西軸）、親しまれている巨木・名木を地域住民とともに保全し、周辺の住宅地と一体となった良好な緑地環境の形成を図ります。

- 1-5 風致地区制度の活用による緑の維持

船橋市風致地区条例により、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図るよう、建築等の各種行為に対し申請確認と許可を行っていきます。

- 2-1 公園緑地の整備・確保

駅周辺をはじめ地域内の公園が不足している地区においては、利用者のニーズに対応した公園整備や既設公園の改修を推進し、公園の充実を図ります。

- 2-3 特色ある公園等の整備

- 2-4 自然を生かした水辺環境の創出

海老川の河川環境を活かした桜の名所ともなっている遊歩道の適切な管理を行うとともに、水と緑と人が生き生きとふれあう活動交流の場として、公園的な多目的機能を備える海老川調節池の整備を千葉県と連携して進めます。

- 2-6 公共施設・公共空間の緑化

- 2-8 立体的な緑の推進

目に映る緑の量を増やすため公共施設や駅前広場等の空地等の緑化を進めます。また、人工地盤等を活用した立体的な土地利用による緑化や壁面緑化・屋上緑化を推進します。

- 3-3 市民・事業者との連携による管理

公園の確保が難しい地区においては市民緑地認定制度等を活用し、事業者との連携を図りながらオープンスペースの確保を進めます。また、公園や花壇などの身近な緑の維持管理について周辺住民や事業者等との連携による管理方法を検討します。

- 4-1 防災機能の確保

既存公園の防災機能の強化を図ります。特に公園が不足している宮本地区や海神地区においては、火災時・水害時の避難場所となる公園の整備を検討します。

3. 葛飾地域

地域の概要

南部には低地が、北部には台地が広がり、肥沃な土地を生かした農業が古くから営まれてきました。また、葛羅の井や勝間田の池等に代表される湧水池がいたるところにありました。低地の先は行徳から続く塩田が開け、江戸時代の末には最盛期を迎えました。下総中山駅周辺は中山法華経寺の門前町として、また野菜の集荷市場として大いに賑わいました。

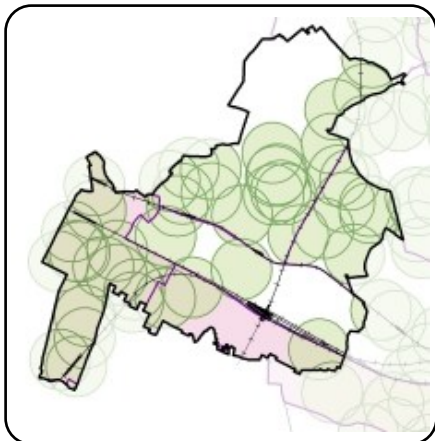
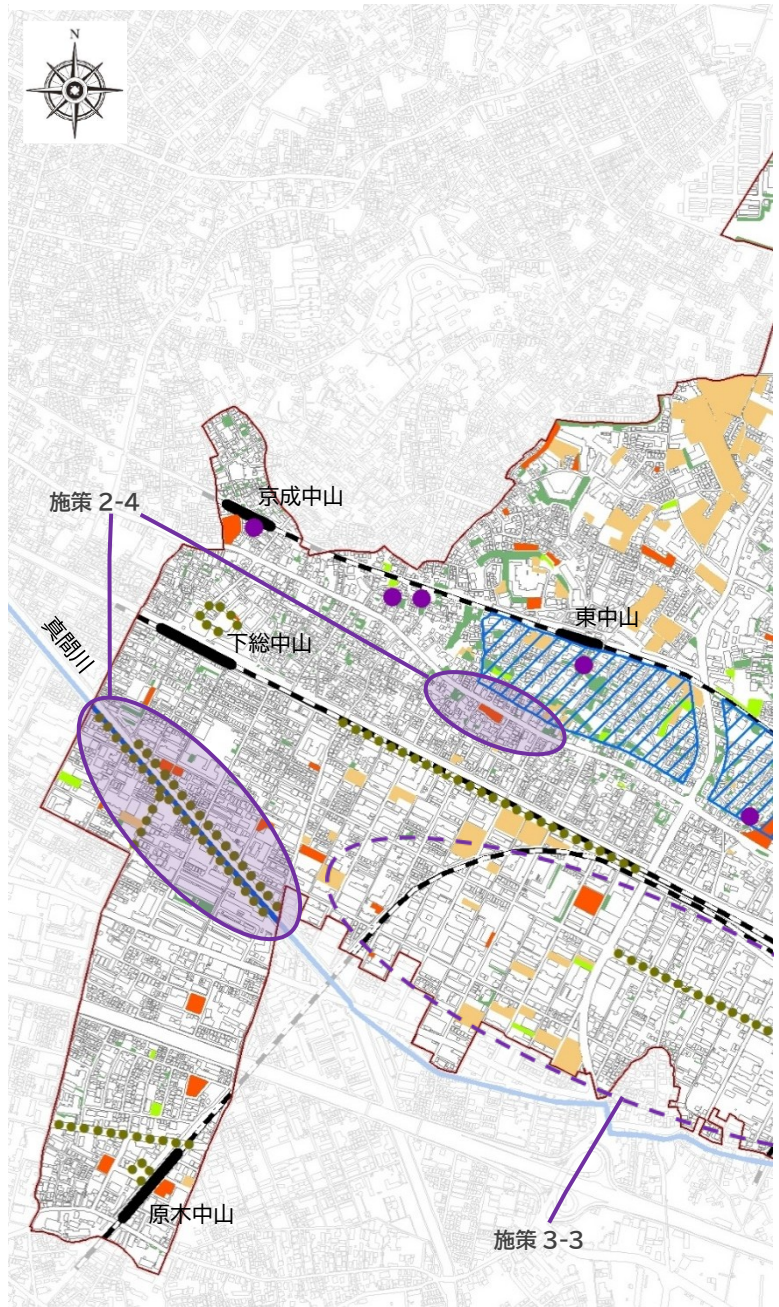
戦後、西船橋駅が開設され、東京メトロ東西線・JR武蔵野線・東葉高速線の開通により、駅周辺を中心に都心からの距離が近いこともあって市街化が急激に進み、本市における西部の玄関口となっています。

現在は、西船橋駅や下総中山駅等の鉄道駅周辺に商業地が集積し、交通結節機能の利便性を生かした住宅需要も高く、地域の中央部では緑豊かな住宅地を形成しています。

現況と課題

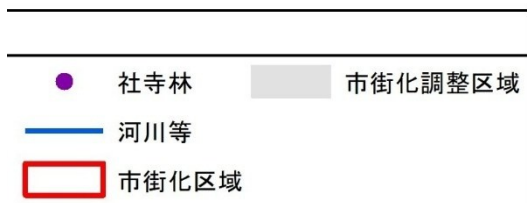
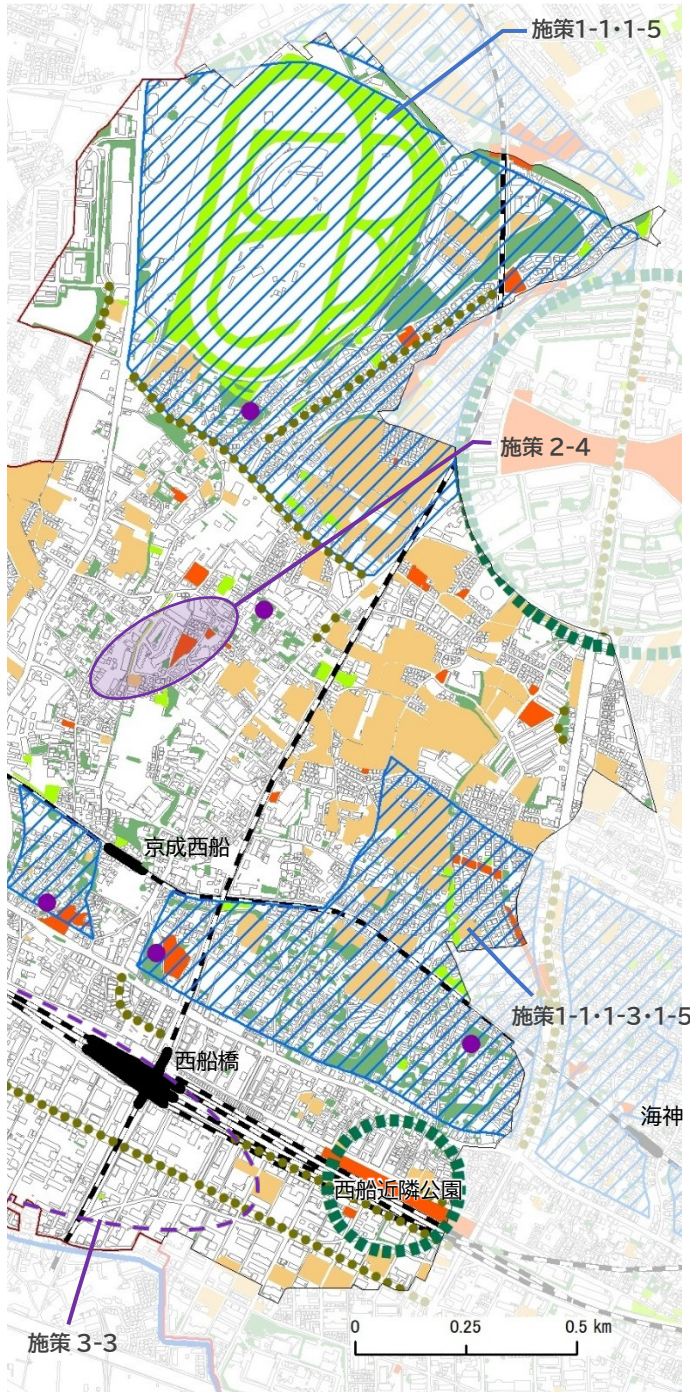
- 地域の南西部を真間川が流れています。また、台地部と低地部の境界周辺では貴重な湧水が見られます。これらの水辺環境の保全、改善が課題となっています。
- かつての海岸線をしのばせる松林が住宅地内に残されていますが、徐々に減ってきています。これらの緑地の保全が課題となっています。
- 土地区画整理事業が行われた原木中山駅周辺等の区域を除き、公園や緑地の整備は十分とはいえません。身近な公園や防災に配慮した公園等、市街地の特性にあわせた公園や緑地の整備を促進する必要があります。
- 地域の北側には農地が多く残されていますが、近年宅地開発等により徐々に減ってきており、これらの農地の保全が課題となっています。

地域の現況と施策の方針図



	街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
	公園不足地域
	市街化調整区域

凡例					
	都市公園等		草地		風致地区
	樹林地		水と緑の拠点		散策路
	農地		水と緑の拠点(構想)		緑化された道路



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

1-3 巨樹・名木の保全

葛飾地区内にある、かつての海辺の景観を今に伝える旧海岸線上にわずかに残る松林や社寺林（緑の東西軸）、親しまれている巨樹・名木を地域住民とともに保全し、周辺の住宅地と一体となった良好な緑地環境の形成を図ります。

1-2 農地の保全

地区内に残る農地（生産緑地）は都市部の貴重な緑地空間であり、災害時のオープンスペースとしての役割もあることから、保全を図ります。

1-5 風致地区制度の活用による緑の維持

船橋市風致地区条例により、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図るよう、建築等の各種行為に対し申請確認と許可を行っていきます。

2-1 公園緑地の整備・確保

地域内の公園が不足している地区においては、生産緑地の活用や立体的な土地利用などの活用を検討し、利用者のニーズに対応した公園整備を進めるとともに、既設公園の改修を推進し、身近な公園の充実を図ります。

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

真間川や地域内に残る貴重な湧水群の保全と活用を図り、個性豊かなまちづくりを進めます。

3-3 市民・事業者との連携による管理

公園の確保が難しい地区においては市民緑地認定制度等を活用し、事業者との連携を図りながらオープンスペースの確保を進めます。また、公園や花壇などの身近な緑の維持管理について周辺住民や事業者等との連携による管理方法を検討します。

4. 法典地域

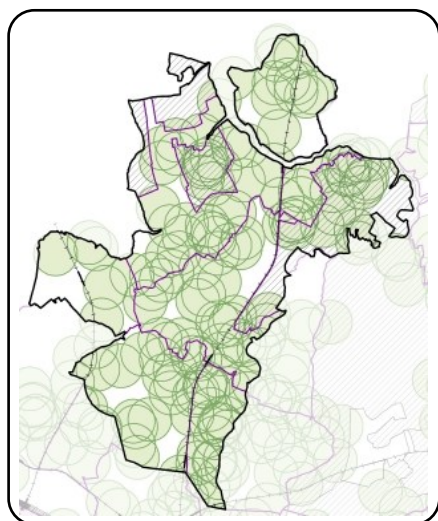
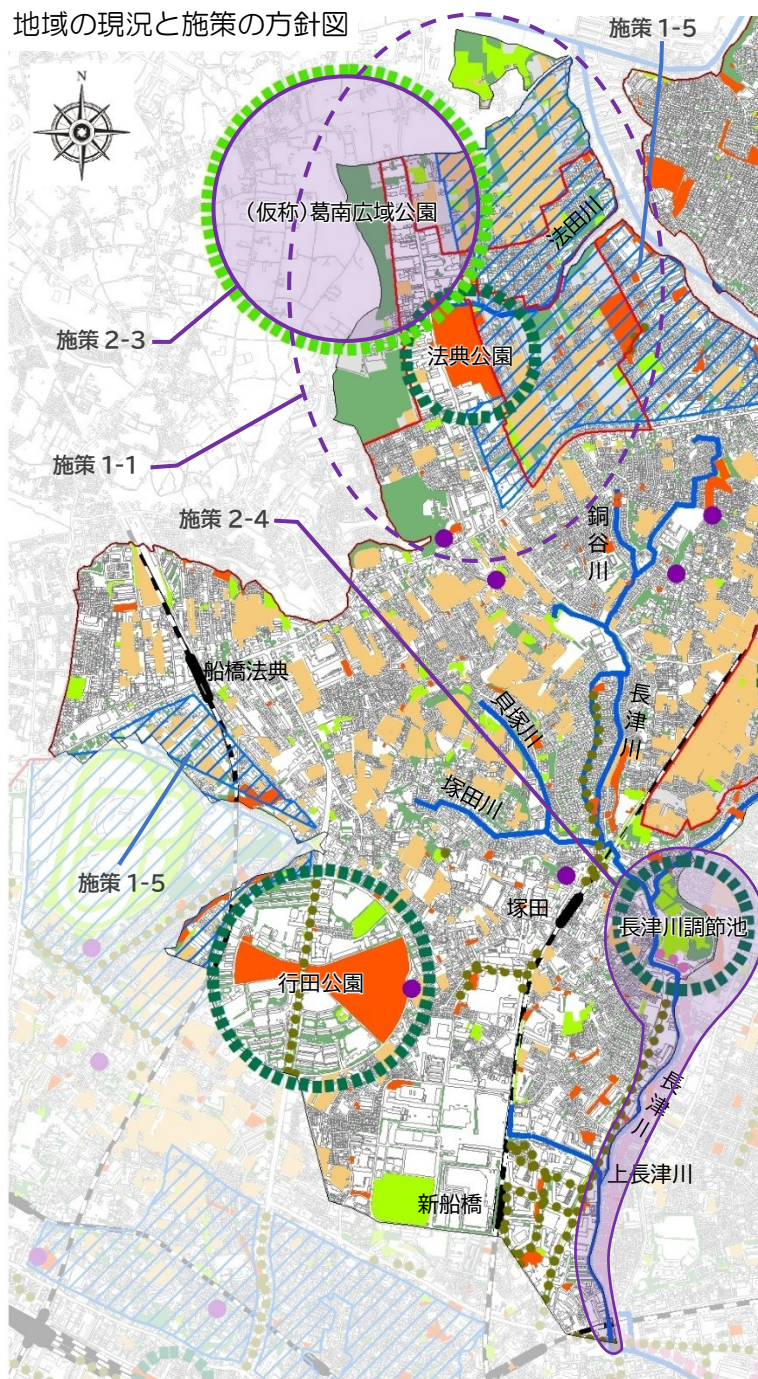
地域の概要

江戸時代には幕府の牧場でしたが、開墾によって、藤原・上山・丸山の三新田が法典村となり、江戸への畑作近郊農業が営まれるようになりました。地域を横断する木下街道は、東京湾と利根川を結ぶ交通の要所であり、「銚子街道」や「生(なま)街道」等と呼ばれ、下総東部からの魚や農産物が多く運ばれる道でした。昭和40年代になると東武アーバンパークライン、JR武蔵野線沿いに住宅開発が進み、市街地が形成されてきましたが、現在でも農地や樹林地が多く残されており、農地と住宅が混じりあった緑豊かなまちを形成しています。近年では山手地区の工場跡地に大規模商業施設や住宅地が立地し、計画的な新たなまちづくりが進められています。

現況と課題

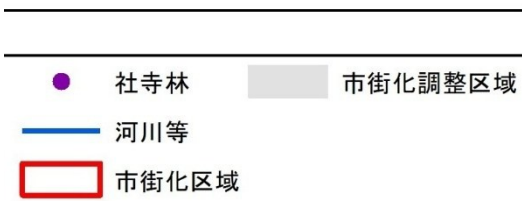
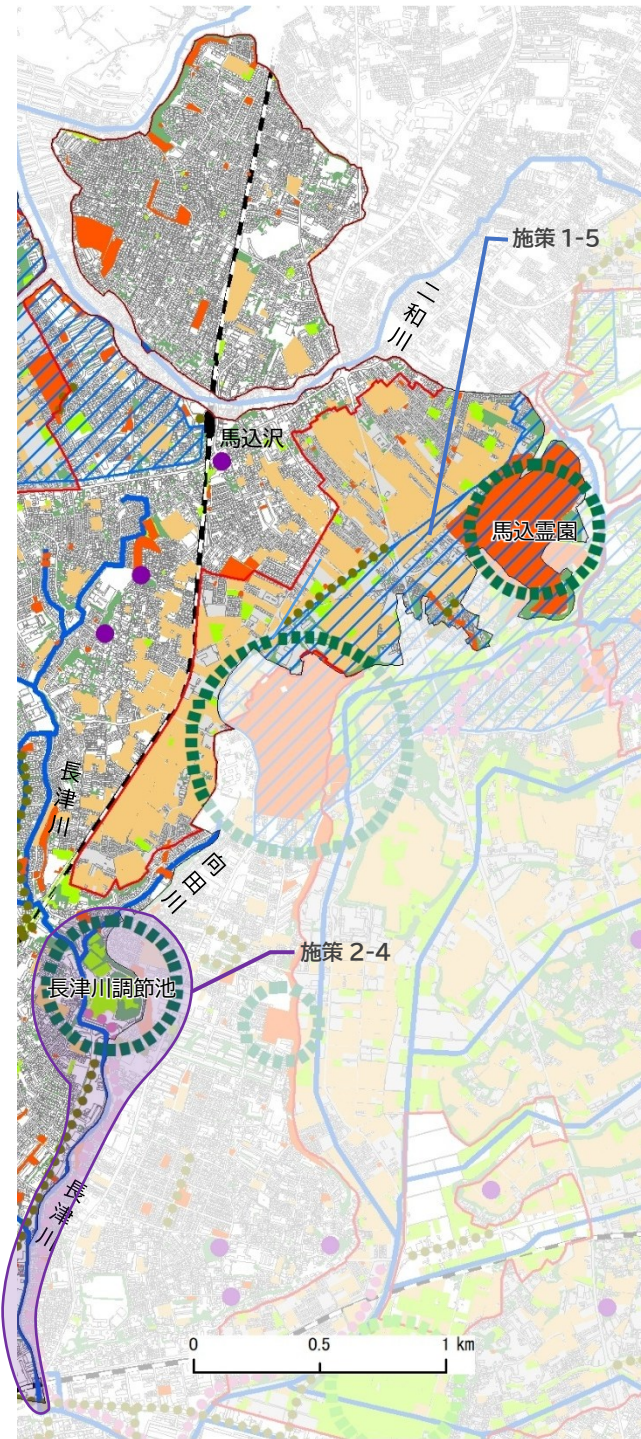
- 長津川や二和川が流れ、良好な緑地としての長津川緑地や長津川調節池が整備されています。地域の良好な自然と風土を演出する、水と緑の環境保全が課題となっています。
- 生産緑地や市街化調整区域の農地、法典地区の大規模な樹林地などの地域を代表する緑がありますが、近年宅地開発等により減少傾向となっています。これらの保全と活用が課題となっています。
- 大規模な公園としては、現在、県立行田公園や法典公園があり、地域の北部には(仮称)葛南広域公園が計画されています。身近で小規模な公園については、住宅団地や宅地開発により街区公園が整備されていますが、依然として少なく、特に法典地区においては緑への満足度も低い状況にあります。

地域の現況と施策の方針図



- 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
- 公園不足地域
- ▨ 市街化調整区域

- 凡例
- 都市公園等
 - 樹林地
 - 農地
 - 草地
 - 水と緑の拠点
 - 水と緑の拠点(構想)
 - ▨ 風致地区
 - 散策路
 - 緑化された道路



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

法典地区は樹林地が多く残る緑豊かな地域であるため、市民の森や指定樹林等の制度を活用し保全していきます。

1-2 農地の保全

地区内に残る農地（生産緑地）は都市部の貴重な緑地空間であり、災害時のオープンスペースとしての役割もあることから、保全を図ります。

1-5 風致地区制度の活用による緑の維持

船橋市風致地区条例により、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図るよう、建築等の各種行為に対し申請確認と許可を行っていきます。

2-3 特色ある公園等の整備

葛南地区の広域的なレクリエーションの場として、船橋市・市川市の市域にまたがる（仮称）葛南広域公園の早期具体化について千葉県に要望していきます。

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

長津川周辺の優れた自然環境の保全に努め、連続した緑と河川を中心とし、周辺の市街地と一体となった水と緑のネットワークづくりを図ります。

2-7 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

宅地開発の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導により緑のまちづくりを推進していきます。

5. 夏見地域

地域の概要

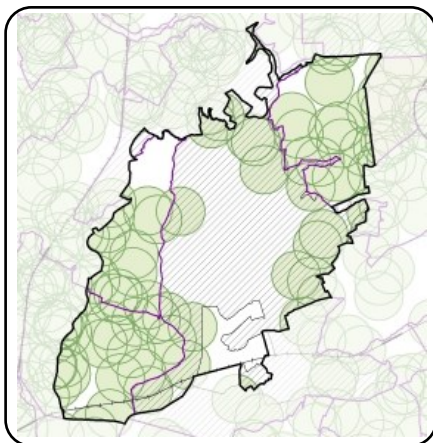
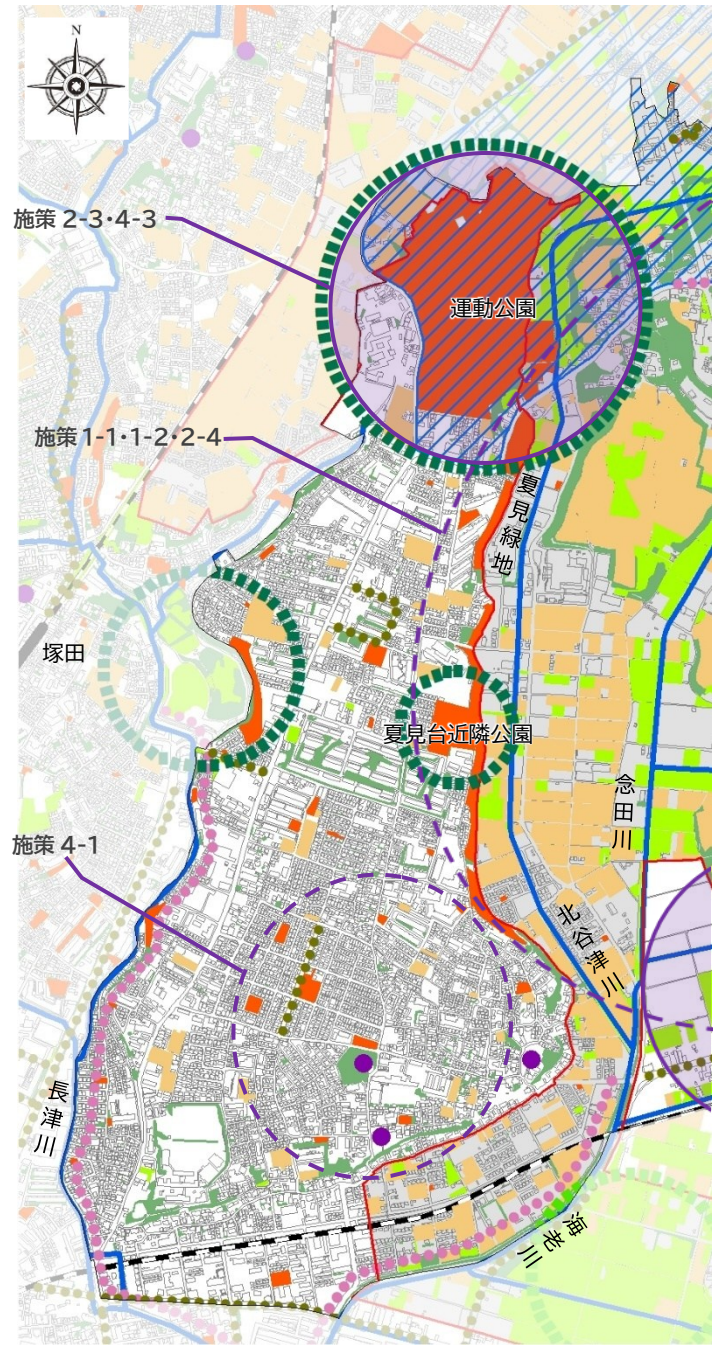
平安朝時代に伊勢神宮の荘園となり、「夏見御厨(みくりや)」という名称が残っています。古代から多くの人々が住み、夏見台地全体から古代の遺跡が多数発見されています。

台地部は陸田、低地部は水田として利用されてきましたが、戦時中に軍需工場の社宅が台地に建設され、戦後になると民間事業者や住宅・都市整備公団（現在のUR都市機構）による宅地化が順次進みました。市街化調整区域にあたる、地域の中央の低地部を中心に良好な自然が残され、現在も畑作による農業が営まれている一方で、耕作放棄地等による土地利用の混在も多くみられることから、海老川上流地区において、医療センター移転や新駅誘致を核とした土地区画整理事業が進められています。

現況と課題

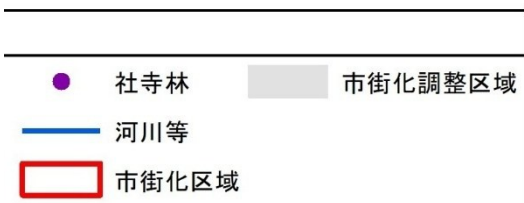
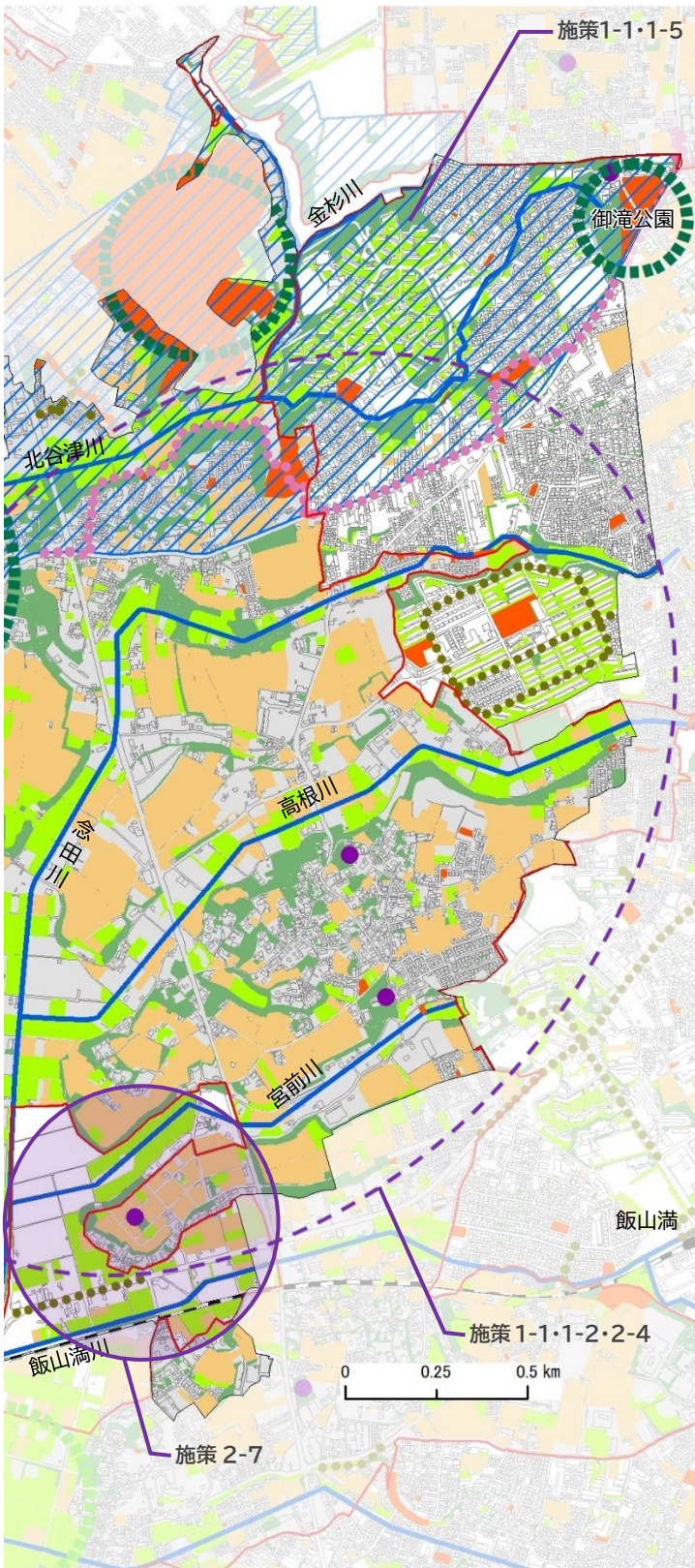
- 地域の南北方向に伸びる夏見緑地や高根川、北谷津川及びその周辺地域は、地域の特徴となる景観を演出しています。こうした、良好な緑地環境の保全と活用を図っていく必要があります。
- 運動公園や住宅団地内の身近な公園は比較的整備されていますが、その他の箇所では、公園整備の推進、既存の公園の改修が必要です。
- 特に宅地が密集する夏見地区においては、火災時の延焼や災害時の孤立の発生が想定されるため、公園の防災機能についてさらなる充実を図る必要があります。
- 地域に源流をもつ海老川及び北谷津川が流れており、水質は改善されてきていますが、引き続き河川の水質改善を図り、水辺とその周辺の環境保全が求められています。

地域の現況と施策の方針図



	街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
	公園不足地域
	市街化調整区域

凡例					
	都市公園等		草地		風致地区
	樹林地		水と緑の拠点		散策路
	農地		水と緑の拠点(構想)		緑化された道路



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

南部海老川環境軸の緑豊かな環境を維持するため、北谷津川上流の斜面緑地を含む良好な自然環境と、市街地に近い重要な自然である海老川や高根川沿いの斜面緑地の保全を検討していきます。

1-2 農地の保全

地区内に残る農地(生産緑地)は都市部の貴重な緑地空間であり、地域を特徴づける景観を生み出していることから保全を図ります。また、貴重な自然的環境を有する北谷津川周辺等の谷津田についても市民団体等と連携した保全を検討します。

1-5 風致地区制度の活用による緑の維持

船橋市風致地区条例により、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図るよう、建築等の各種行為に対し申請確認と許可を行います。

2-3 特色ある公園等の整備

4-3 公園の再整備による活性化

スポーツの拠点である運動公園があり、計画的な住宅団地などを中心に身近な公園が比較的整備されていますが、公園整備から長い年月が経っているため、現在の利用状況等を確認しながら、再整備を検討していきます。

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

5-3 緑に触れ合う機会の創出

北谷津川とその周辺の谷津田並びに斜面緑地を含む箇所は「南部海老川環境軸」の中核として、動植物の生息環境の保全・創出、水辺での学習活動等を行い、市民の交流が生まれる環境共生拠点としての形成を図るとともに、散策路や自転車道の整備を検討する等、自然環境を生かした水と緑のネットワークづくりを進めます。

2-7 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

地域の南部で進められている海老川上流地区土地区画整理事業と連携し、必要となる公園の確保を図るとともに地区計画も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

4-1 防災機能の確保

特に宅地が密集する夏見地区などにおいて、火災・地震などの災害時の避難場所にもなる公園の整備を検討するとともに、地域の状況に合わせて既存公園への防災機能の付与を進めます。

6. 前原地域

地域の概要

江戸時代の初期に幕府により新田が開墾されて以来、農業が発展してきました。また、成田詣への街道沿いにもあたり、店舗等が立ち並びました。

明治期に総武鉄道の津田沼駅ができ、鉄道と道路が集まる交通の便利なまちが形成され、地域の東側は「二宮神社」を中心とした門前町の形で発展しました。

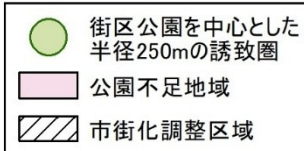
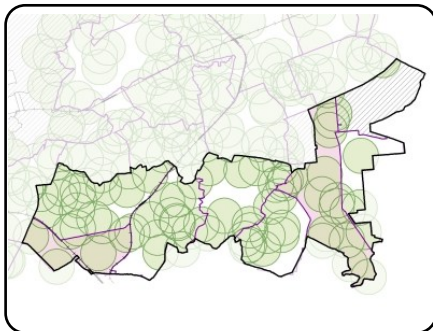
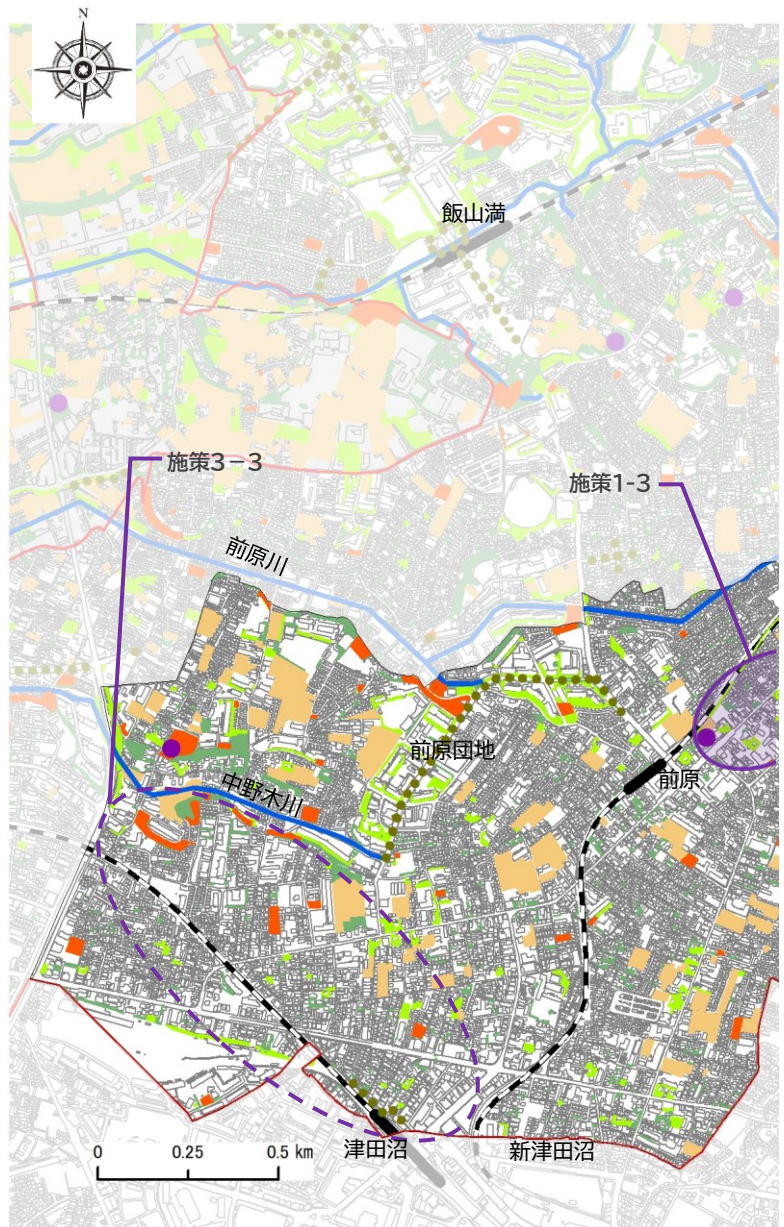
昭和34（1959）年に前原団地が開発され、その後、昭和40（1965）年頃から市街化が進み、住宅が虫食い状に点在する地区も見られるようになりましたが、老朽化していた前原団地では、建替えとともに良質な住宅の供給や商業施設の再生が図られ、周辺地域と調和のとれた街並みが形成され、住宅地の中には今でも農地等が残されています。

現況と課題

○地域内には大規模な公園はなく、計画的に開発された住宅団地以外は、身近な公園が不足し、前原地区では緑への満足度が低い傾向にあるほか、住宅地が集中する三山・田喜野井地区においては火災時の延焼の発生の懸念があります。このため、道路緑化や、地域におけるシンボリックな公園、災害時に避難所となる公園、未利用地を活用した身近な公園の整備などによる、地区内の緑のネットワーク構築が課題となっています。

○湧水のある二宮神社は地域のシンボルとなっており、一部の農家には屋敷林が残されています。これらの湧水や社寺林、屋敷林の保全等により、地域特性のある緑地環境づくりが課題となっています。

地域の現況と施策の方針図



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

二宮神社周辺には屋敷林が、田喜野井公園周辺には樹林地が残されています。これらの屋敷林、樹林地の保全などにより、地域特性のある緑地環境づくりを図ります。

1-2 農地の保全

津田沼駅近くの農地は住宅地の貴重な緑地空間であるため、生産緑地制度等の活用により保全を図ります。

1-3 巨樹・名木の保全

二宮神社などの巨樹・名木を活かし、地域のシンボルづくりを進めます。

2-1 公園緑地の整備 3-3 市民・事業者との連携による管理

地域内の公園が不足している地区においては、利用者のニーズに対応した公園整備や既設公園の改修を推進し、身近な公園の充実を図ります。また、公園の確保が難しい地区においては市民緑地認定制度等を活用し、事業者との連携を図りながらオープンスペースの確保を進めます。

2-5 道路緑化の推進

前原地区では緑が少なく満足度も低いいため、道路緑化を推進します。

4-1 防災機能の確保

住宅地が集中する三山・田喜野井地区について、火災時・災害時の避難場所となる公園の整備や既存公園の改修等に合わせた防災機能の付与を検討します。



凡例				
都市公園等	草地	風致地区	社寺林	市街化調整区域
樹林地	水と緑の拠点	散策路	河川等	
農地	水と緑の拠点(構想)	緑化された道路	市街化区域	

7. 習志野台地域

地域の概要

飯山満は古くから豊かな農村であったといわれ、薬園台は享保年間に、幕府により薬園が設けられていました。明治期に習志野原が陸軍の演習場となり、成田街道沿いに軍人相手の商店や飲食店が街並みを形成し、昭和初期には半商半農のまちとして栄えました。

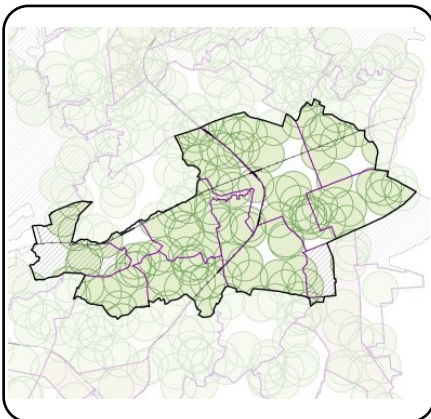
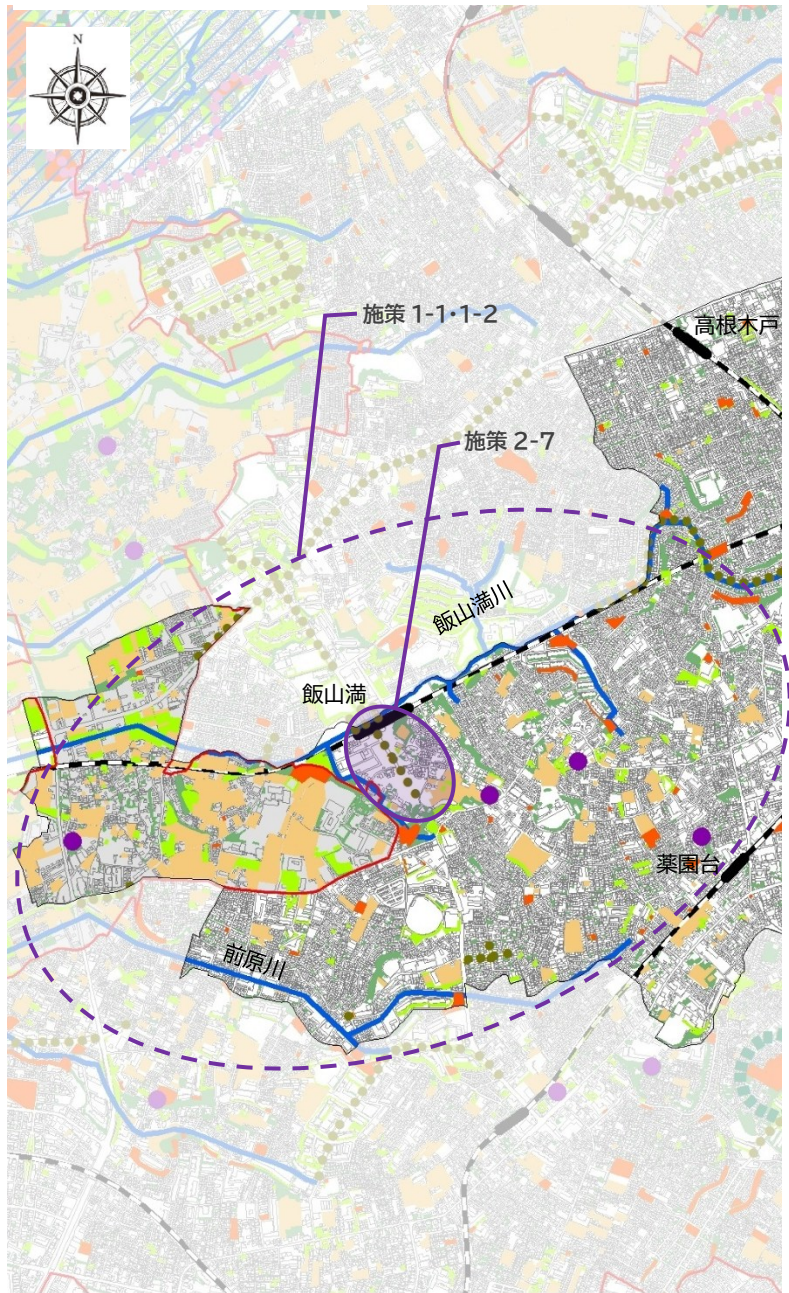
戦後、軍用地は自衛隊敷地を残して大部分が解放され、昭和40年代に入り、日本住宅公団（現在のUR都市機構）等による大規模な開発が進み、市街地が形成されました。その周辺には自然発生的な住宅地が広がっています。



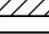
北習志野駅周辺には商店街、地域の東端には大学が存在しており地域の特徴となっているほか、飯山満駅周辺では土地区画整理事業による計画的なまちづくりが行われています。


現況と課題

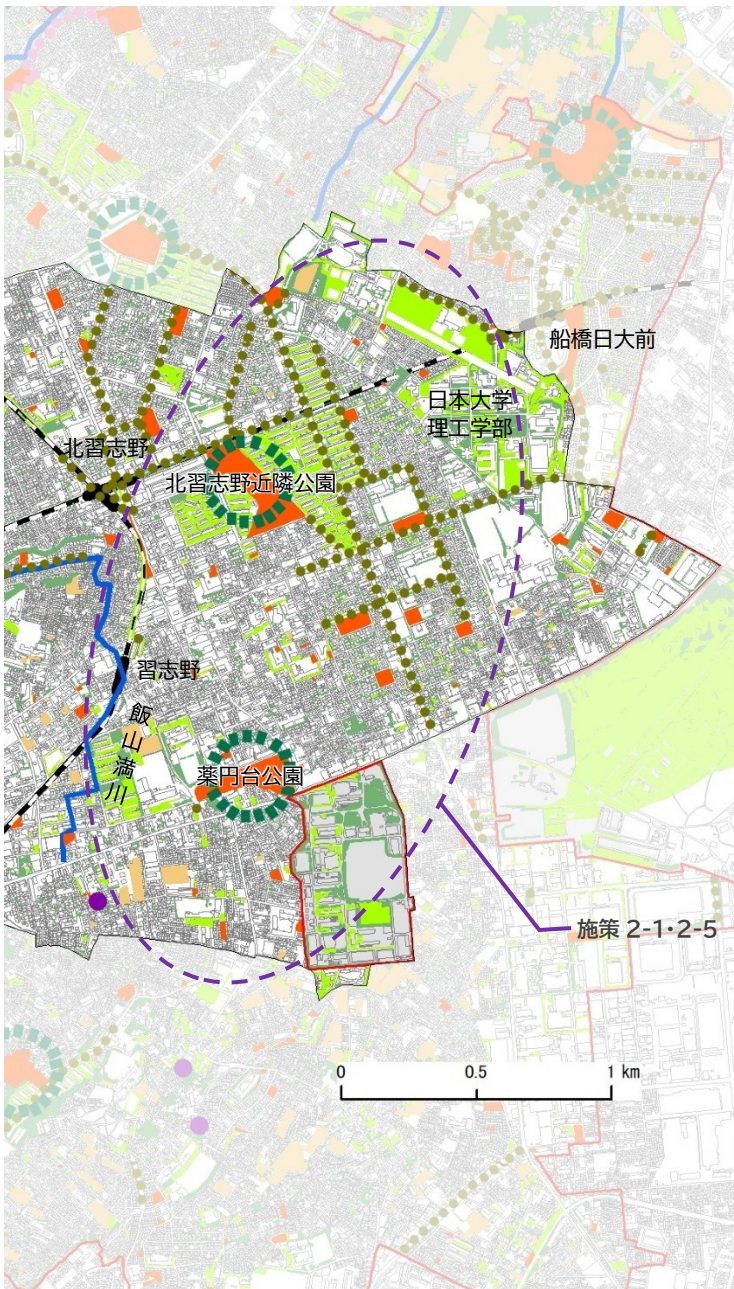
- 地域の西側には、地域の風土景観要素となる樹林地、社寺林が残されており、一部には湧水池や住宅地の生垣化も見られます。これらの水と緑の保全と活用による、地域の個性豊かな緑地環境づくりが課題となっています。
- 地域の東側には、公園や緑地がUR都市機構等の開発により比較的整備されています。その他の箇所では、身近な公園や防災に配慮した公園等、市街地の特性にあわせた公園や緑地の整備を促進する必要があります。
- 市東部の市街地における公園緑地や街路樹を連続的に活用することによる、東部緑の都市環境ネットワークの形成が求められています。
- 飯山満川の水質は改善されてきていますが、引き続き河川の水質浄化が求められています。

地域の現況と施策の方針図



	街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
	公園不足地域
	市街化調整区域

凡例					
	都市公園等		草地		風致地区
	樹林地		水と緑の拠点		散策路
	農地		水と緑の拠点(構想)		緑化された道路



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

地域の西側には、地域の風土景観要素となる樹林地、社寺林が残されており、これらの貴重な緑地空間を保全します。

1-2 農地の保全

地域の西側に多い農地は住宅地の貴重な緑地空間であるため、生産緑地制度等の活用により保全を図ります。

1-3 巨樹・名木の保全

社寺に地域に根付いた巨樹・名木が残るため、地域のシンボルとして保全していきます。

2-1 公園緑地の整備

地域内の公園が不足している地区においては、利用者のニーズに対応した公園整備や既設公園の改修を推進し、身近な公園の充実を図ります。

2-5 道路緑化の推進

市街地内の公園や緑地同士をつなぐ街路樹の整備を推進します。

2-7 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

飯山満駅周辺の土地区画整理事業と連携し、必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑化に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

8. 新高根・芝山地域

地域の概要

鎌倉～室町時代の板碑が数多く出土しており、戦国時代の城跡も残されています。低地部には水田が、台地部には牧場や畑が設けられ、古くから農業が営まれてきました。現在では、高根台・新高根・芝山と3つの町により構成され、それぞれ特徴のある地区を形成しています。

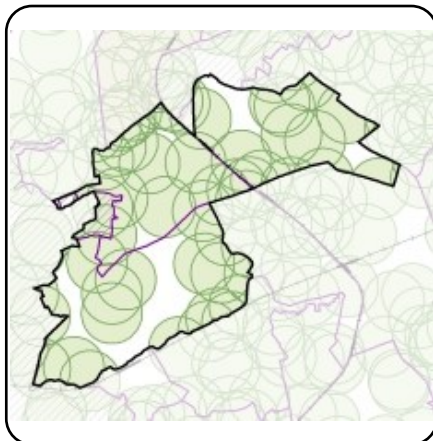
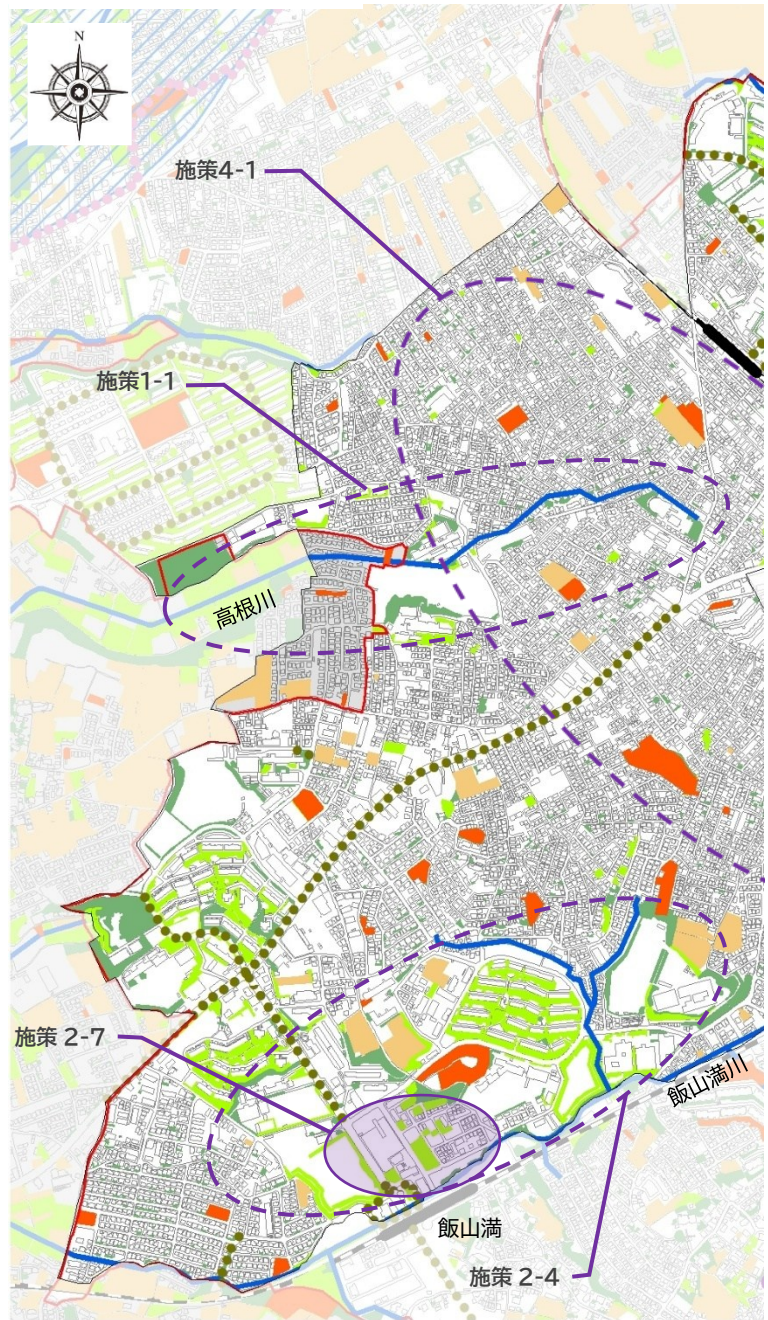
地域の一角には陸軍の演習場がありましたが、戦後、新京成線（現在の京成松戸線）が開業され、高根木戸駅が開設し、昭和30年代以降、台地部を中心に大規模な住宅地の開発が進みました。

その周辺には、自然発生的な住宅地が形成されています。近年老朽化していた高根台団地では、建替えが行われ、新しいまちへと生まれ変わり、飯山満駅周辺では土地区画整理事業による計画的なまちづくりが行われています。

現況と課題

- 高根川及び周辺地域における良好な自然環境の保全が課題となっています。
- 計画的に開発された地区を中心に公園が整備されていますが、その他の地区では公園や緑地の整備は十分とはいえず、緑の満足度も低い傾向にあります。このため、不足する地区の身近な公園等の整備や住宅地内の緑化、市街地の緑化、道路の整備が課題となっています。特に新高根・芝山地区においては、高齢化率が高いことによる緑の保全の担い手となる人材の不足や、木造住宅が密集しているため火災時の延焼の発生が懸念されます。
- 高根川や飯山満川の水質は改善されてきていますが、引き続き河川の水質浄化が求められています。また、河川や調整池等を活用した水と緑のネットワークづくりが課題となっています。

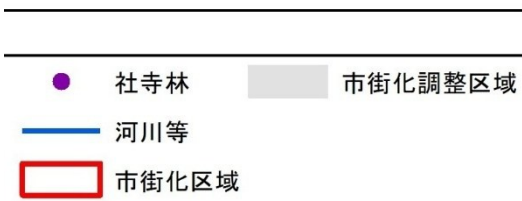
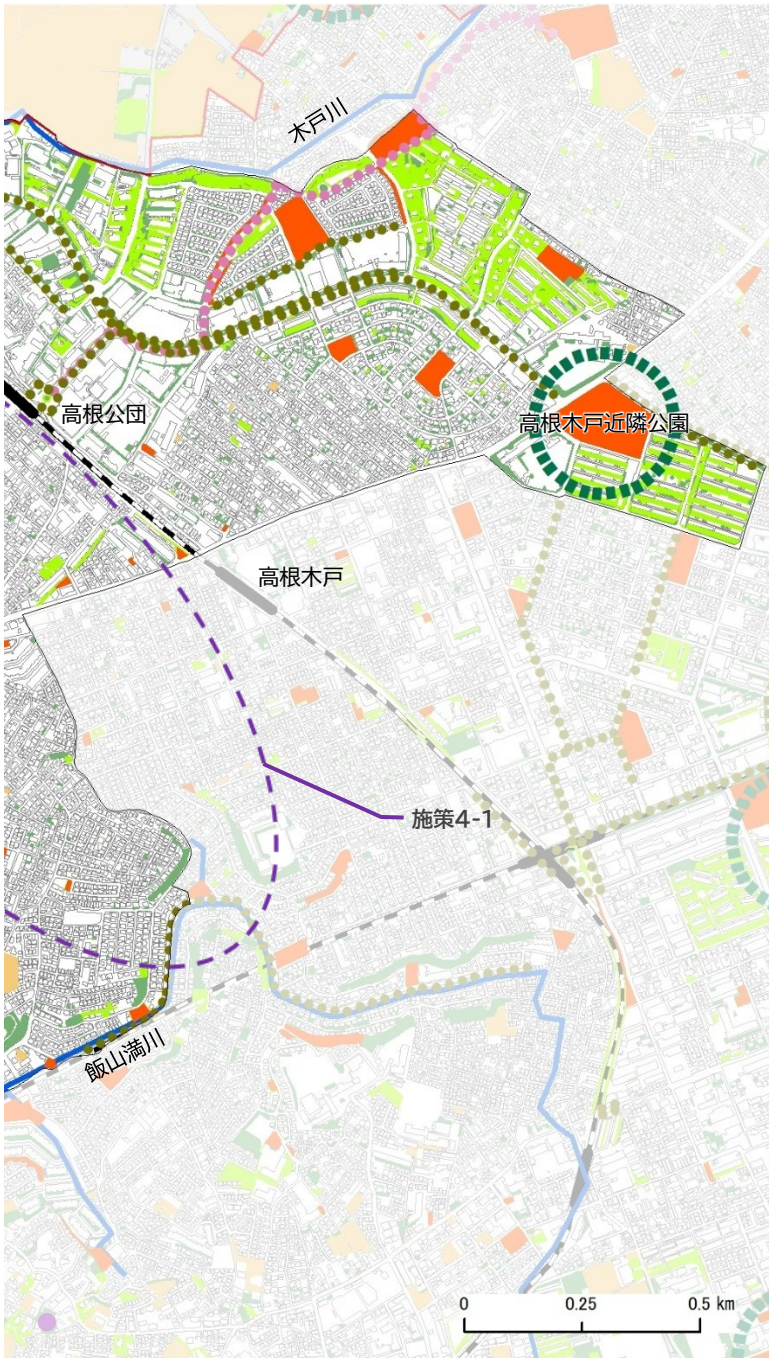
地域の現況と施策の方針図



- 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
- 公園不足地域
- ▨ 市街化調整区域

凡例

- | | | |
|---------|----------------|-------------|
| ■ 都市公園等 | ■ 草地 | ▨ 風致地区 |
| ■ 樹林地 | ●●● 水と緑の拠点 | ●●● 散策路 |
| ■ 農地 | ●●● 水と緑の拠点(構想) | ●●● 緑化された道路 |



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

地区内に残る貴重な樹林地を保全し周辺の住宅地と一体となった良好な緑地環境の形成を図ります

2-1 公園緑地の整備

地域内の公園が不足している地区においては、利用者のニーズに対応した公園整備や既設公園の改修を推進し、身近な公園の充実を図ります。

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

芝山団地内の調整池を潤いのある水辺空間として活用することを検討します。

2-5 道路緑化の推進

火災時の避難経路の確保のため、道路緑化を推進します。

2-7 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

飯山満駅周辺の土地区画整理事業と連携し、必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑化に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

4-1 防災機能の確保

新高根地域では木造住宅が密集していることから、火災時の延焼防止や災害時の避難場所として活用できるよう都市公園への防災機能の付与を進めます。

9. 八木が谷地域

地域の概要

八木が谷は、江戸時代以来農業中心の地域で、昭和 35（1960）年頃からは、梨の栽培をはじめとする近郊農業が営まれるようになりました。

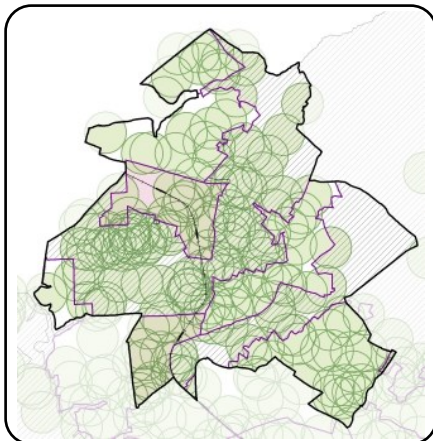
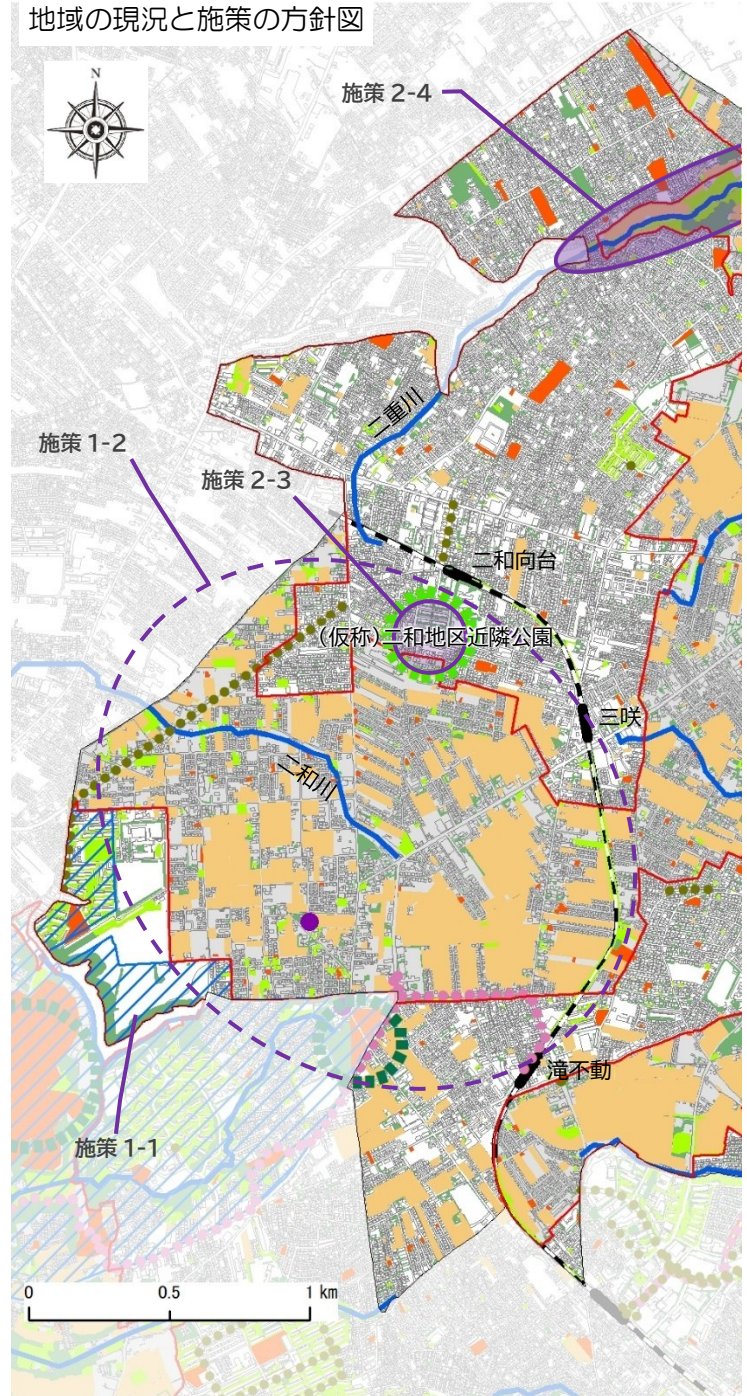
昭和 30 年代に高根台団地の入居が始まると、京成松戸線沿線の北側は、古和釜から分かれた松が丘や大穴地区と同様に宅地化が進み、新興住宅地が形成されました。

現在、住宅地を主体とした市街地が、市街化調整区域を挟んで、北側、中央及び南側に 3 分割された形で形成されています。市街化調整区域には、畑・果樹園を主体とする農地が広がり、緑豊かな景観と環境が形成されています。これらの農地や自然環境の保全が必要となっています。

現況と課題

- 本地区は、南部海老川環境軸と北部アンデルセン環境軸との間にあります。このため、地域の個性を生かした緑地環境を形成するとともに、相互の環境軸を結び工夫が必要です。
- 地域内には樹林地が比較的多く残され、農地の緑とともに地域の特徴となる豊かな景観を形成しています。これらの良好な緑地を保全する必要があります。
- 一部の小規模な住宅開発地内等に街区公園が整備されていますが、地域全体として公園や緑地が不足しています。地域の特性にあわせた公園や緑地の整備や、住宅地内の緑化を推進する必要があります。
- 市街化調整区域の一部には、農村地域の豊かな景観と環境が残されていますが、近年宅地開発などにより減少傾向となっています。これらの保全が課題となっています。
- 二重川や木戸川等の水質は改善されてきていますが、引き続き改善が求められており、川沿いの緑も失われつつあることから河川の浄化とともに周辺と一体となった環境の整備が課題となっています。

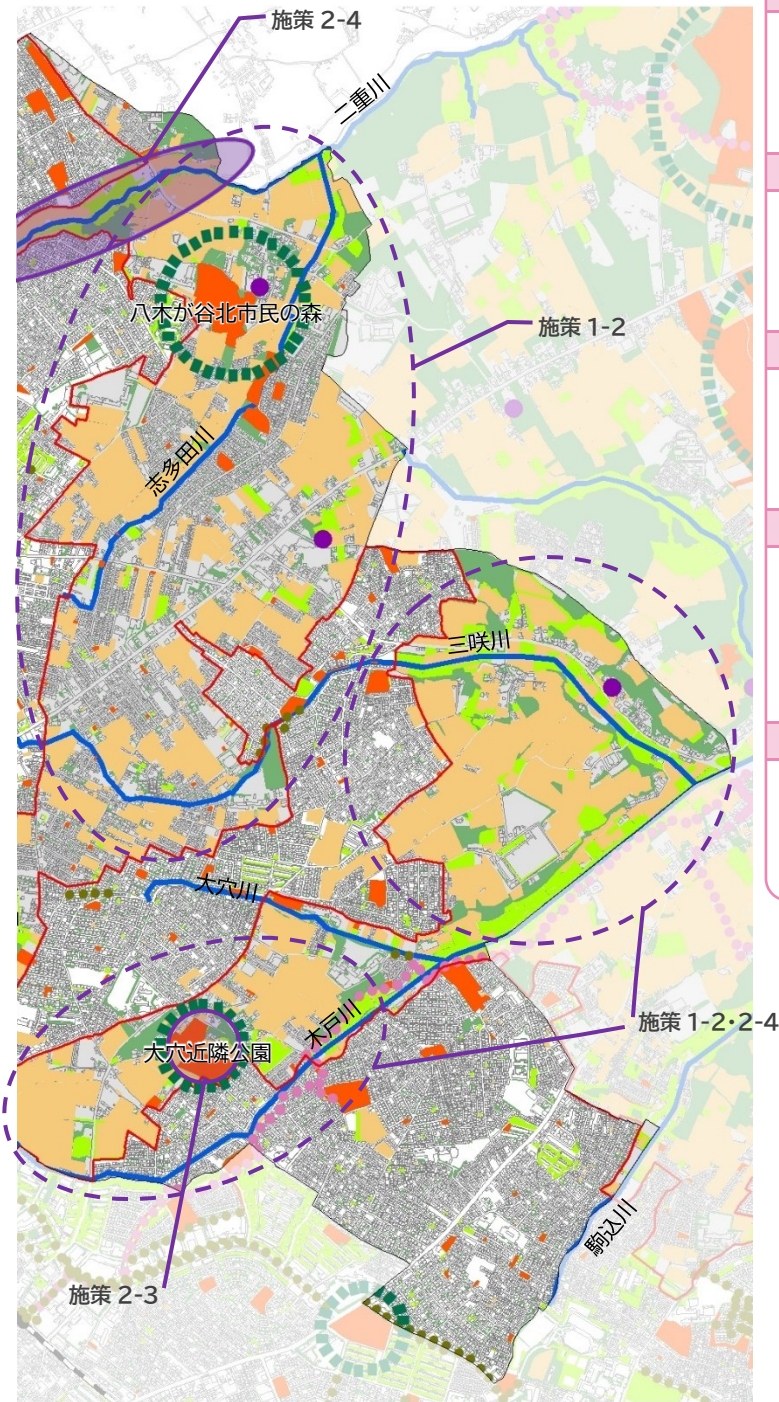
地域の現況と施策の方針図



- 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
- 公園不足地域
- 市街化調整区域

凡例

- | | | |
|--|--|--|
| 都市公園等 | 草地 | 風致地区 |
| 樹林地 | 水と緑の拠点 | 散策路 |
| 農地 | 水と緑の拠点(構想) | 緑化された道路 |



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

南北環境軸の南部海老川環境軸と北部アンデルセン環境軸をつなぐ地区として、八木が谷北市民の森などの良好な樹林地を保全し、緑豊かな環境の形成を図ります。

1-2 農地の保全

地域に残る農地を適切に保全するとともに、点在する耕作放棄地を農地本来のもつ機能を生かしながら、市民農園等としての活用についても検討します。

2-1 公園緑地の整備

公園が不足する二和地区において、利用者のニーズに対応した公園整備や既存公園の改修を進め、身近な公園の充実を図ります。

2-3 特色ある公園等の整備

二和向台駅南口に、(仮称)二和地区近隣公園の整備を行います。また、市民が気軽に運動やレクリエーションに親しむことのできる大穴近隣公園については、引き続き拡張区域の整備を図ります。

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

二重川流域や木戸川流域については、多自然川づくりにより創出された水辺環境を維持管理し、生物の生息・生育の場を保全します。

10. 豊富地域

地域の概要

この地域は旧千葉郡豊富村に属していましたが、昭和 29（1954）年に船橋市と合併しました。昭和 44（1969）年以降、小室地区では千葉県と宅地開発公団（現在のUR都市機構）により新住宅市街地開発事業（千葉ニュータウン事業）が行われ、その後平成 27（2015）年には土地区画整理事業が行われました。地域の南端の坪井地区においては、平成 8（1996）年から平成 22（2010）年に土地区画整理事業が実施され、いずれも良好な住宅市街地が形成されています。

それ以外の地区は、集落が農地の中に点在し、緑豊かな環境に恵まれています。畑作を中心に農業が営まれ、果樹園が点在し、庭先販売も見られます。また、地域の中央部には先端工業団地である船橋ハイテクパークが開発されました。

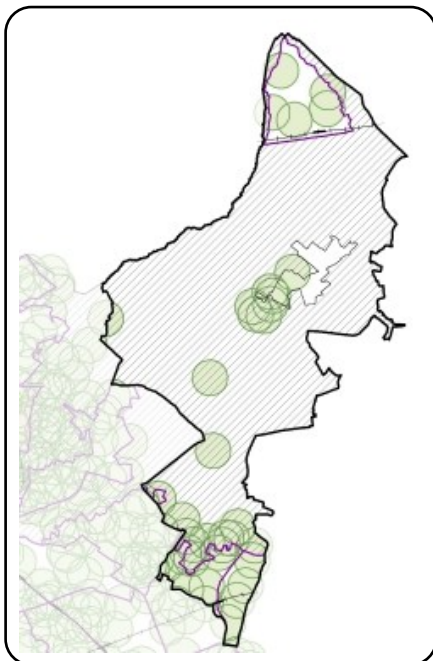
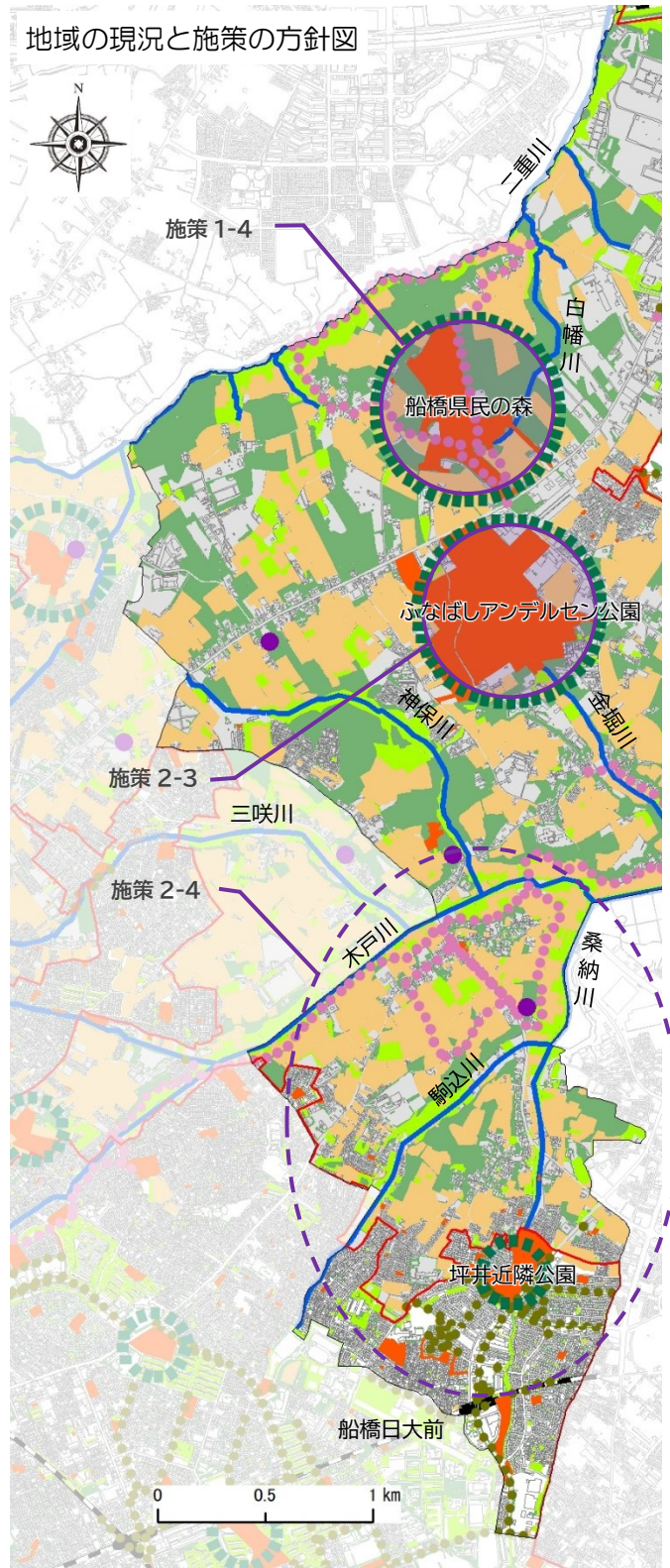
現況と課題

○ふなばしアンデルセン公園、船橋県民の森等の水と緑の拠点があります。また、水辺としては、桑納川、二重川が流れています。さらに、地域内には樹林地が比較的多く残され、良好な農地とともに、地域の特徴となる景観を形成しています。また、市内の緑地の多くがこの地域にあり北部アンデルセン環境軸を形成しています。これらの貴重な水と緑の保全が課題となっています。

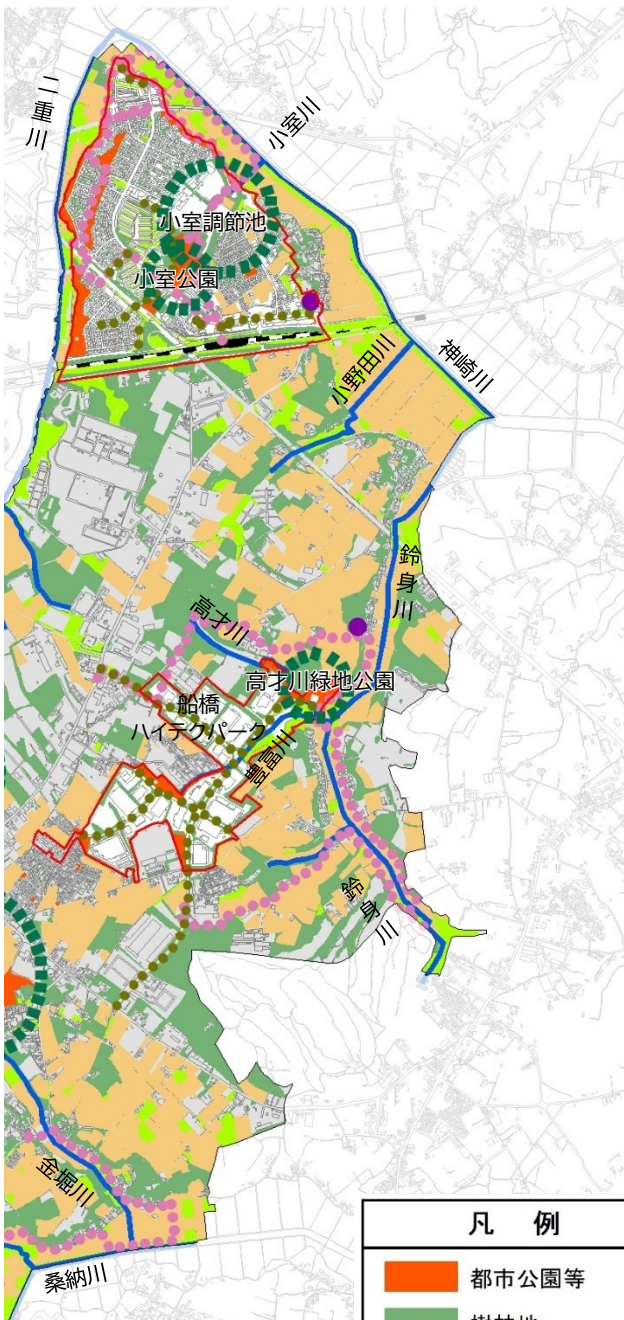
○市街化調整区域の一部には、農村地域の良好な景観が残されており、これらの保全を図る必要があります。

○二重川や木戸川、駒込川等の水質は改善されてきていますが、引き続き改善が求められており、川沿いの緑も失われつつあることから河川の浄化とともに周辺と一体となった環境の整備が課題となっています。

地域の現況と施策の方針図



- 街区公園を中心とした半径250mの誘致圏
- 公園不足地域
- 市街化調整区域



凡 例	
	都市公園等
	樹林地
	農地
	草地
	風致地区
	水と緑の拠点
	水と緑の拠点(構想)
	散策路
	緑化された道路
	社寺林
	河川等
	市街化区域
	市街化調整区域



主な関連施策

1-1 樹林地の保全

市内の樹林地の多くがこの地域にあることから、指定樹林制度の活用や都市緑地化などにより保全を図ります。

1-2 農地の保全

市内でも農業を盛んに営んでいる地域であることから、農業振興計画に基づき適切に農地の保全を図ります。

また、神保川および鈴身川周辺の谷津田について、市民団体等と連携し保全を検討します。

1-4 特別緑地保全地区の指定

船橋県民の森を含めた良好な緑地空間にあっては、特別緑地保全地区の指定も検討します。

2-3 特色ある公園等の整備

ふなばしアンデルセン公園については、施設の改修や再整備を行い、公園の充実を図ります。

2-4 自然を活かした水辺環境の創出

駒込川周辺では多自然川づくりを推進するとともに、木戸川周辺の散策路等を活かし、親しみやすい水辺環境を保全します。

第 6 章

計画策定後の進行管理

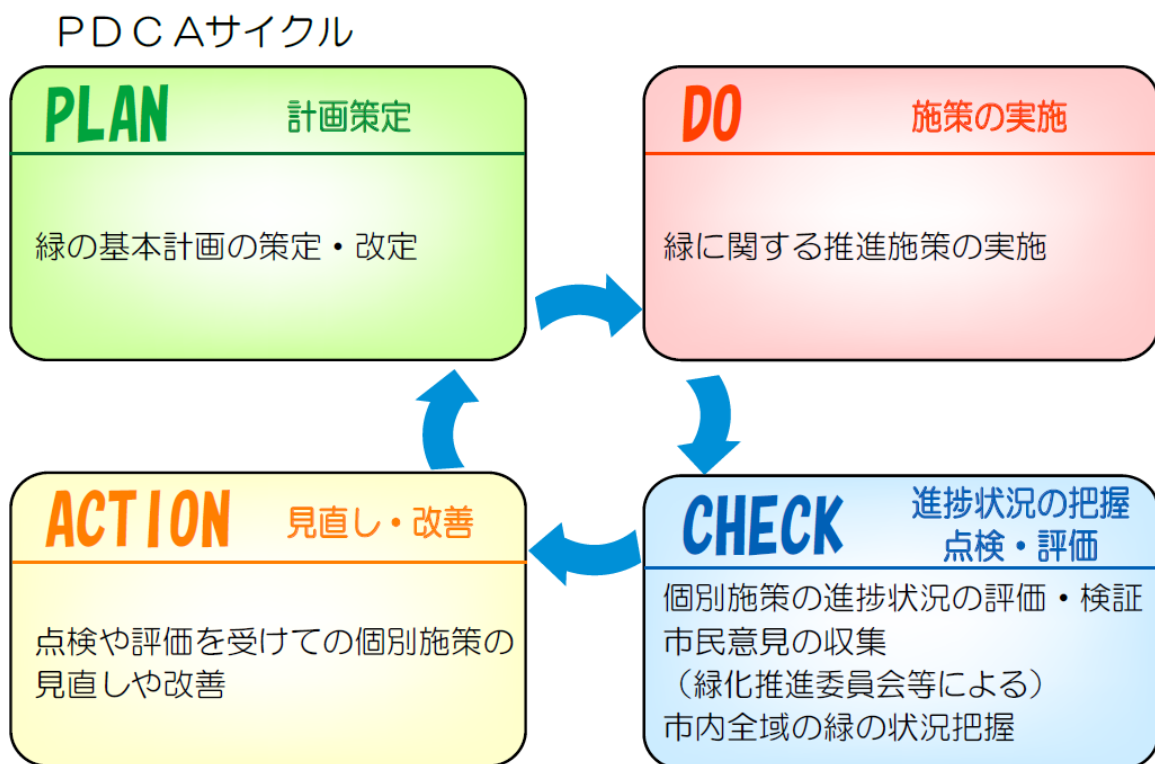
1. 計画の推進について
2. 計画の目標及び個別施策の進行管理について

第6章 計画策定後の進行管理

1. 計画の推進について

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画策定）、DO（施策の実施）、CHECK（進捗状況の把握、点検・評価）、ACTION（見直し・改善）のPDCAサイクルに基づき行います。

具体的にはPLANで緑の基本計画の策定・改定を行い本計画の実行性を高め、DOで具体的な施策を実行し、CHECKで個別施策の進捗状況の評価・検証を行うとともに緑化推進委員会等による市民の意見を取り入れ、ACTIONで計画の推進に関する点検や評価を受けての推進施策の見直しや改善を行います。



本計画の目標年度は令和 27 年度ですが、中間年度である令和 17 年度には全体的な計画内容の検証・見直しを図ります。また、社会情勢の変化や緑に関する新しい考え方など、本計画の策定にあたり重要な基礎条件に変更があった場合については、整合を図るための見直しを行うものとしします。

2. 計画の目標及び個別施策の進行管理について

計画の目標

【目標 1】 緑の確保

緑の適切な保全と新たな緑化の推進により市内の緑の減少を食い止め、緑の増加を目指します。令和 6 年度の調査では、本市の緑被率は 26.4%でした。国の指標である 30%を見据え、更なる緑の保全や緑化推進により数値の上昇を目指します。

基準値	令和 6 年度
緑被率	26.4%

※緑被率は、敷地の面積に対して、樹木や草などの植物が地面や上空を覆っている部分と、農地の面積の占める割合をいい、航空写真をもとに測定します。

【目標 2】 都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。令和 6 年度末時点での市民一人あたりの公園面積は 3.39 m²/人です。仮に目標とした総面積から計算すると令和 17 年度で 3.52 m²/人、令和 27 年度で 4.03 m²/人となり、市民一人あたり 5 m²/人を目指し、公園整備を推進していきます。

目標値	令和 6 年度	令和 17 年度	令和 27 年度
都市公園の総面積	220ha	234ha	267ha

※目標の総面積には、市で整備を行う公園のほか、民間事業者による宅地開発行為等に伴い整備される公園の予測面積を考慮しています。

【目標 3】 緑に対する満足度の向上

緑の量を確保するだけでなく、緑の質についても向上を図ります。市民の緑へのニーズの多様化や、緑の機能への注目の高まりといった現況に応えるため、市民や事業者等との協働によって、より親しみやすい緑のあり方や、より緑の効果を高める方法や管理について実現し、市民の満足度が高い緑を目指します。

目標値	令和 6 年度	令和 17 年度	令和 27 年度
市民満足度	44.8%	50%	60%

※満足度の割合については、令和 6 年度に実施した市民意識調査と「船橋市の公園と緑に関するアンケート」において、「お住まいの近くで日常的に目に映りふれあうことのできる緑はありますか」という問いに関し、「多くある」及び「満足できる程度にある」と回答した方の合計から算出しています。今後も同じような調査によって、市民満足度をはかっていきます。

個別施策の具体的取り組み

各個別施策については、毎年、進捗状況を把握するとともに、施策内容やその効果により1年から3年程度の定期的な検証を行い、施策の修正等を行います。

また、進行管理結果をホームページ等により公開することで、より実行性を高めます。

<1.守る>

個別施策 1-1 樹林地の保全

市内に残る貴重な樹林地を、買収や借地による都市緑地化や市民の森制度による保全・活用を図ります。また、民有の樹林地を保全するため、指定樹林制度により一定の規制を行うとともに所有者への費用助成を行います。

<目標値>

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
樹林地の保全面積（新規）	197ha	203ha	210ha
都市緑地面積	41.3ha	47.6ha	54.1ha

個別施策 1-2 農地の保全

市街地の緑地空間確保に寄与する畑や水田などの農地は都市にあるべき緑として船橋市農業振興計画等に基づき適切に保全していきます。また、様々な主体と連動しながら、谷津田の保全と利活用について検討していきます。

個別施策 1-3 巨樹・名木の保全

故郷の風土の歴史を刻んだ巨樹を保全するため、指定樹木制度の活用を図ります。また、巨樹の他に地域に親しまれている木などを名木として保全するため指定要件を検討します。

<目標値>

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
指定樹木本数	114本	120本	130本

個別施策 1-4 特別緑地保全地区の指定

都市における良好な自然環境に寄与する緑地を一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する特別緑地保全地区等の指定による保全を検討していきます。

個別施策 1-5 風致地区制度の活用による緑の維持

指定4地区について、船橋市風致地区条例に規定された規制（建築等の各種行為に対し建築物の高さや規模等を抑えるなど）に対する確認や許可を行っていくことで指定地域内の住環境と緑地環境の調和を図ります。

＜2.増やす＞

個別施策2-1 公園緑地の整備・確保

市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区の公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。そのために、既存国有地の活用や、上部利用などの用地を立体的に活用する制度の利用など、限られた用地を活かします。

個別施策2-2 地域に合わせた公園づくり

地域のニーズに対応するため、公園整備の際には地元町会・自治会等にヒアリングを行うことで市民のニーズを把握し、利用者が愛着を持てる公園づくりを行います。

また、各公園の立地や地域特性に応じて公園機能の整理・再編等についても検討していきます。

個別施策2-3 特色ある公園等の整備

地域特性を生かした公園や特徴的な施設を整備し、特色のある公園等の整備を促進します。また、スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るため新たな運動公園の整備を検討します。

個別施策2-4 自然を活かした水辺環境の創出

河川や調節池、遊水地等と一体的に利用できる公園緑地や遊歩道などの水や緑と触れ合える親水拠点を整備・保全します。河川の改修にあたっては自然環境の保全および再生を目的として多自然川づくりにも取り組みます。

個別施策2-5 道路緑化の推進

道路整備にあたり、計画的な道路緑化を推進するため、幅員などの道路構造に加え、周辺の土地利用状況や歩行者通行量など街並みや地域特性を考慮した上で、街路樹の導入を検討していきます。

個別施策2-6 公共施設・公共空間の緑化

公共施設の新設や建て替えの際は、地域の景観に配慮した緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入していくよう検討します。

また、駅前などの多くの人が行き交う公共的な空間に、視覚的に緑量を感じられるような緑や花壇を設置していきます。

個別施策2-7 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。

また、開発などにより帰属される公園についても、地域に合わせた整備内容とするため、遊具等の整備内容について事業者と協議を行います。

個別施策2-8 立体的な緑の推進

市街地における緑の視覚的効果と夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。

<3.はぐくむ>

個別施策3-1 適正な樹木管理

公園・緑地及び街路樹の管理について、樹木管理マニュアルに基づきそれぞれの樹木の特徴を生かし、植樹も含めた樹木のライフサイクルを意識した管理を行います。

また、道路交通に支障をきたさないような樹種や種目感覚の確保など、適切な街路樹の在り方について検討していきます。

個別施策3-2 公園施設の適正な維持管理

遊具等の公園施設については定期的な点検により安全確認を行うとともに長寿命化計画に基づき適切に更新を行います。

また、犯罪や事故防止のため適正な夜間照明の照度を確保するとともに、順次 LED 化を進め、死角となるような施設や植栽についても改善を図ります。

個別施策3-3 市民・事業者との連携による管理

地域に密着した公園、住民のコミュニティ形成の場づくり、愛着形成を目的として、地域での管理を推進します。また、事業者との連携による管理方法なども検討していきます。

さらに、市民緑地制度による民有緑地の管理を推進するとともに、みどり法人への指定について検討します。

<目標値>

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
清掃委託箇所	331箇所	340箇所	350箇所

個別施策3-4 緑化活動への支援

緑の保全に寄与する市民活動団体への表彰や、市民公益活動公募型支援事業等の活用等により活動の幅を広げる支援を行います。

また、生垣の視覚的効果や防災効果を高める適正な管理をしていくため、所有者に対して生垣管理に対する助成を行います。

個別施策3-5 公園緑地の管理手法の検討 【新規】

増加していく公園緑地の質を維持・向上させるため、効率的・効果的に維持管理するための手法（指定管理者制度、包括的管理委託等）について検討します。

個別施策3-6 緑化推進委員会の開催

緑の基本計画の各施策を推進するにあたり、地域の緑化活動の実情の把握や各施策の課題解決に資するため、地域・市民活動団体・事業者等の代表と市で構成する緑化推進委員会を運営します。

<4.いかす>

個別施策4-1 防災機能の確保

都市公園の整備や再整備の際には、周辺状況を考慮した上で地元自治会等と協議し、非常時に利用できる防災施設をはじめ、防災機能の強化を図ります。また、防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討していきます。

個別施策4-2 雨水貯留・浸透機能の確保 【新規】

雨水を一時的に貯留・浸透させるための植栽空間（雨庭）など、緑による雨水貯留・浸透機能がよりいっそう発揮されるような取り組みを検討していきます。

個別施策4-3 公園の再整備による活性化

施設の老朽化や、利用形態の変化による利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。

また、子育て支援や高齢化対応の充実を図るなど周辺地域のニーズや取り組みを踏まえて、機能の集約や分配などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討します。

個別施策4-4 地域の活性化のための公園利活用

地域の活性化につながるイベントの開催場所やロケ地として公園等を活用していくとともに、地元が主体となった公園独自の利用ルールの制定や、地域住民主催の緑と触れ合うイベントを積極的に受け入れていきます。

また Park - PFI などの制度を活用した公園及び地域の活性化につながる民間活力の導入について検討します。

個別施策4-5 緑のリサイクルの推進

樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、土壌改良材等として活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。また、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。

<目標値>木材を使用する施設の整備において、再生木材使用製品の整備割合

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
再生木材使用製品の整備割合	—	100%を目指す	

※再生木材とは、廃木材と廃プラスチックを主原料とした環境にやさしいリサイクル素材で、ベンチ等の製品に使用されています。

<5.親しむ>

個別施策5-1 花のあふれるまちづくり

花のあふれるまちを目指し、公共施設や公共空間、さらには自宅での花の育成・管理を様々な形で支援します。また、各事業で花苗の共有や管理についての協力などにより花関連事業の活性化について検討します。

<目標値>ふれあい花壇事業

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
実施箇所	98箇所	110箇所	120箇所

<目標値>花いっぱいまちづくり助成事業

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
事業参加団体	30団体	40団体	50団体

<目標値>花苗サポーター事業

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
花苗サポーター	66人	100人	150人

<目標値>花壇コンテスト

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
コンテスト出場団体	28団体	30団体	35団体

個別施策5-2 市の花の普及・啓発活動

配布数の増加や配布箇所の拡大等により、市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。

個別施策5-3 緑に触れ合う機会の創出

緑と花のジャンボ市を引き続き開催するとともに、様々なイベントや取り組みなどを通じて緑を身近なものとして触れ合える機会の創出を推進します。

<目標値>

	令和6年度	令和17年度	令和27年度
シンボルツリー植樹箇所	5箇所	10箇所	15箇所

個別施策5-4 緑に関する情報発信

公園マップの充実を図ることで公園等の活用促進を図ります。また、身近な場所での緑化に関する情報を発信していくとともに、緑のイベント等を活用して緑の基本計画自体の周知を図ります。

加えて、市内に残る優良な緑地について、自然共生サイトや優良緑地確保計画認定制度などへの登録を検討し、優良な緑地を残していくための機運醸成を図ります。

資料編

資料編

①改定の経緯

(1) 改定までの経緯

開催	審議内容等
第1回船橋市緑化推進委員会（第4期） （令和6年5月13日）	○第4期船橋市緑化推進委員会の活動方針 ○緑の基本計画の検討プロセス ○緑の基本計画の検討概要
令和6年度市民意識調査の実施（令和7年9月6日～30日） 船橋市の「公園」と「緑」に関するアンケートの実施（令和7年9月17日～10月31日）	
第2回船橋市緑化推進委員会（第4期） （令和6年12月23日）	○船橋市緑の基本計画【改定第2版】見直しに向けた「緑の役割」について
第3回船橋市緑化推進委員会（第4期） （令和7年3月13日）	○船橋市緑の基本計画【改定第2版】見直しに向けた課題整理について
第1回船橋市緑の基本計画改定委員会 （令和7年8月21日）	○会長及び副会長の選任について ○緑の将来像及び基本方針・計画目標について
第2回船橋市緑の基本計画改定委員会 （令和7年12月24日）	○計画の基本施策及び個別施策について
第3回船橋市緑の基本計画改定委員会 （令和8年3月23日）	○地域別計画について ○計画素案について
「船橋市緑の基本計画（原案）」についてパブリックコメントの実施（市民意見の募集） （令和8年●月●日～●月●日）	
第4回船橋市緑の基本計画改定委員会 （令和8年●月●日）	○ ○
「船橋市緑の基本計画」の策定	

(2) 船橋市緑化推進委員会の設置

本市における緑豊かなまちづくりを推進するにあたり、より身近に緑を感じることができる施策の課題について、市民参加により広く意見を求めるため緑化推進委員会を設置しています。

第4期となる令和6年には、緑の基本計画改定に向けたアンケートの設定や現行計画の課題整理等を行いました。

船橋市緑化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における緑豊かなまちづくりを推進するにあたり、より身近に緑を感じることができる施策の課題について、市民参加により広く意見を求めるため、船橋市緑化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本市における緑豊かなまちづくりを推進するため、船橋市緑の基本計画の施策に基づき、市民と行政が連携してできる緑化の施策について意見を述べる等する。

2 特に市民との連携を図るべき施策について、仕組みづくりやルールづくり等を検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 市民活動団体
- (4) 企業
- (5) 自治会代表

(会長及び副会長)

第4条 委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 委員会の開催は、開催日時、議題及びその他の開催要件について市の上承を得たのち、委員に対してあらかじめ通知し、委員の3分の2以上の出席をもって会議を開くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市整備部公園緑地課に置く。

(災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

●船橋市緑化推進委員会（第4期）委員一覧

	区分	氏名	所属
1	学識経験者	木下 剛	千葉大学大学院 園芸学研究院 教授
2	有識者	鈴木 弘行	樹木医
3	市民活動団体	花村 義久	NPO法人 シビルまちづくりステーション 会長
4	企業	岩崎 まゆみ	グリーンアドバイザー・フラワーコーディネーター
5		湯浅 健治	市川市農業協同組合 船橋地区青年部 参与
6		高宮 幸子	船橋商工会議所 女性会 副会長
7		須賀 博史	(公財)船橋市公園協会公園管理センター 所長
8		町会・自治会代表	田中 裕治
9	加瀬 武正		自治会連合協議会 副会長 (東部地区)
10	泉谷 清次		自治会連合協議会 副会長 (中部地区)
11	文川 和雄		自治会連合協議会 副会長 (西部地区)
12	村田 佐江子		自治会連合協議会 副会長 (南部地区)
13	行政 (オブザーバー)	竹田 光伸	建設局 都市整備部長
14		中西 学	環境部 環境政策課長
15		松丸 奈美枝	市民生活部 市民協働課長
16		津田 直哉	経済部 農水産課長

(3) 船橋市緑の基本計画改定委員会の設置

令和7年度に計画の改定に向けた「船橋市緑の基本計画改定委員会」を設置しました。

船橋市緑の基本計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における緑地保全・緑化推進・公園整備等の指針である「船橋市緑の基本計画」の見直しを行うため、船橋市緑の基本計画改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、「船橋市緑の基本計画」の見直しについて協議を行い、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、「船橋市緑の基本計画」の見直しについて理解のある市民・学識経験者・有識者等のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の2/3以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は会長の決するところによる。

4 委員会の会議の公開は、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)第26条の定めるところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市整備部公園緑地課に置く。

(災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(廃止)

第9条 この要綱は、第2条に規定する報告をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。

●船橋市緑の基本計画改定委員会 委員一覧

	区分	氏名	所属
1	学識経験者	木下 剛	千葉大学大学院 園芸学研究院 教授
2	有識者	鈴木 弘行	樹木医
3	市民活動団体	花村 義久	NPO法人 シビルまちづくりステーション 会長
4	企業	岩崎 まゆみ	グリーンアドバイザー・フラワーコーディネーター
5		湯浅 健治	市川市農業協同組合 船橋地区青年部
6		高宮 幸子	船橋商工会議所 女性会 副会長
7		須賀 博史	(公財)船橋市公園協会公園管理センター 所長
8	利用者 (町会・自治会代表)	田中 裕治	船橋市自治会連合協議会 常任理事(北部地区)
9		加瀬 武正	船橋市自治会連合協議会 副会長(東部地区)
10		長濱 義夫	船橋市自治会連合協議会 副会長(中部地区)
11		文川 和雄	船橋市自治会連合協議会 副会長(西部地区)
12		堀江 義一	船橋市自治会連合協議会 副会長(南部地区)
13	行政	高橋 孝次	建設局 都市整備部長
14		大島 祐一	環境部 環境政策課長
15		松丸 奈美枝	市民生活部 市民協働課長
16		津田 直哉	経済部 農水産課長

②市民の緑に対する意識に関する資料

令和6年度に市民の緑に対する意識や満足度を調査するため、市民意識調査と「船橋市の公園と緑に関するアンケート」を実施し、1,477名から回答をいただきました。なお、アンケートの方法は、市内各所におけるアンケート用紙の配布・回収、市のホームページ等により実施しました。

結果は、下記の通りですが、日常的に目に映りふれあうことのできる緑については、「少ないがある」まで含めると9割以上となり、その緑に「公園や広場の緑」、「自宅（集合住宅等も含む）の緑」をあげています。また、緑の量の変化は、「あまり変わらない」が約42%となっており、大きな変化を感じていない傾向にあります。また、自宅近くの公園についての満足度は、「満足」が約44%、「不満」が約23%でした。

市民が重要だと思う緑や公園が担う役割は、「防災・減災機能」、「自然を感じる場」、「遊びや体を動かす場」などが多くあげられました。「防災・減災機能」については、10年前と比べて多くの方が重要と考えるようになったことがわかりました。

「緑豊かなまちづくり」のために取り組んでみたいことは、「庭やベランダでガーデニング」、「玄関先をプランターや鉢で緑化」、「家庭菜園等の野菜作り」との回答が多く、身近な緑化活動への関心の高さがうかがえました。一方で、市で行われている緑の活動について「ひとつも知らない」と答えた方も多く、活動を周知していく必要があります。

《アンケート結果概要》

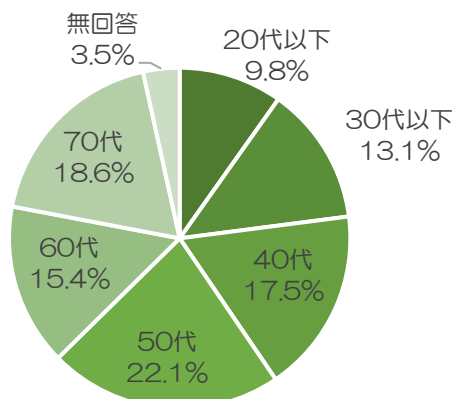
(アンケート実施期間と回答数)

アンケート	実施期間	回答数
市民意識調査	令和6年9月6日(金) ～9月30日(月)	1321
船橋市の公園と緑に関するアンケート	令和6年9月17日(火) ～10月31日(木)	156

(属性)

●年齢

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
20代以下	145	9.8%
30代	194	13.1%
40代	259	17.5%
50代	327	22.1%
60代	227	15.4%
70代以上	274	18.6%
無回答	51	3.5%



●職業等

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
会社員・公務員	581	39.3%
自営業	74	5.0%
農林漁業	4	0.3%
主婦（主夫）	190	12.9%
学生（小・中・高・大・専門学生）	45	3.0%
パート・アルバイト・契約（派遣）社員	270	18.3%
その他	261	17.7%
無回答	52	3.5%

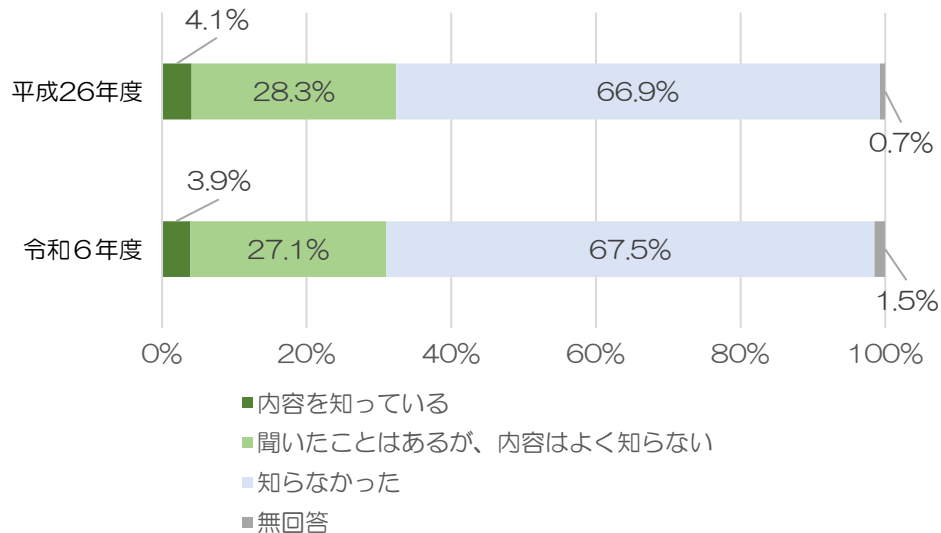
●居住地区

	回答数	回答比率		回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-	前原	114	7.7%
			二宮・飯山満	58	3.9%
宮本	98	6.6%	薬円台	43	2.9%
湊町	70	4.7%	三山・田喜野井	57	3.9%
本町	65	4.4%	習志野台	84	5.7%
海神	76	5.1%	二和	24	1.6%
葛飾	111	7.5%	三咲	36	2.4%
中山	33	2.2%	八木が谷	49	3.3%
塚田	122	8.3%	松が丘	26	1.8%
法典	88	6.0%	大穴	20	1.4%
夏見	67	4.5%	豊富	26	1.8%
高根・金杉	43	2.9%	坪井	28	1.9%
高根台	18	1.2%	その他・不明	6	0.4%
新高根・芝山	54	3.7%	無回答	61	4.1%

①「船橋市緑の基本計画」をご存じですか。

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
内容を知っている	58	3.9%
聞いたことはあるが、内容はよく知らない	400	27.1%
知らなかった	997	67.5%
無回答	22	1.5%

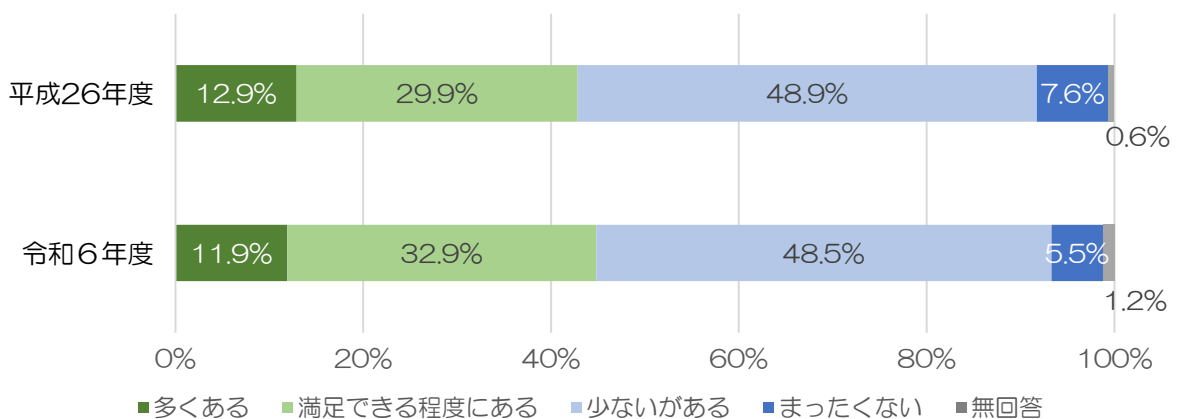
<前回結果との比較>

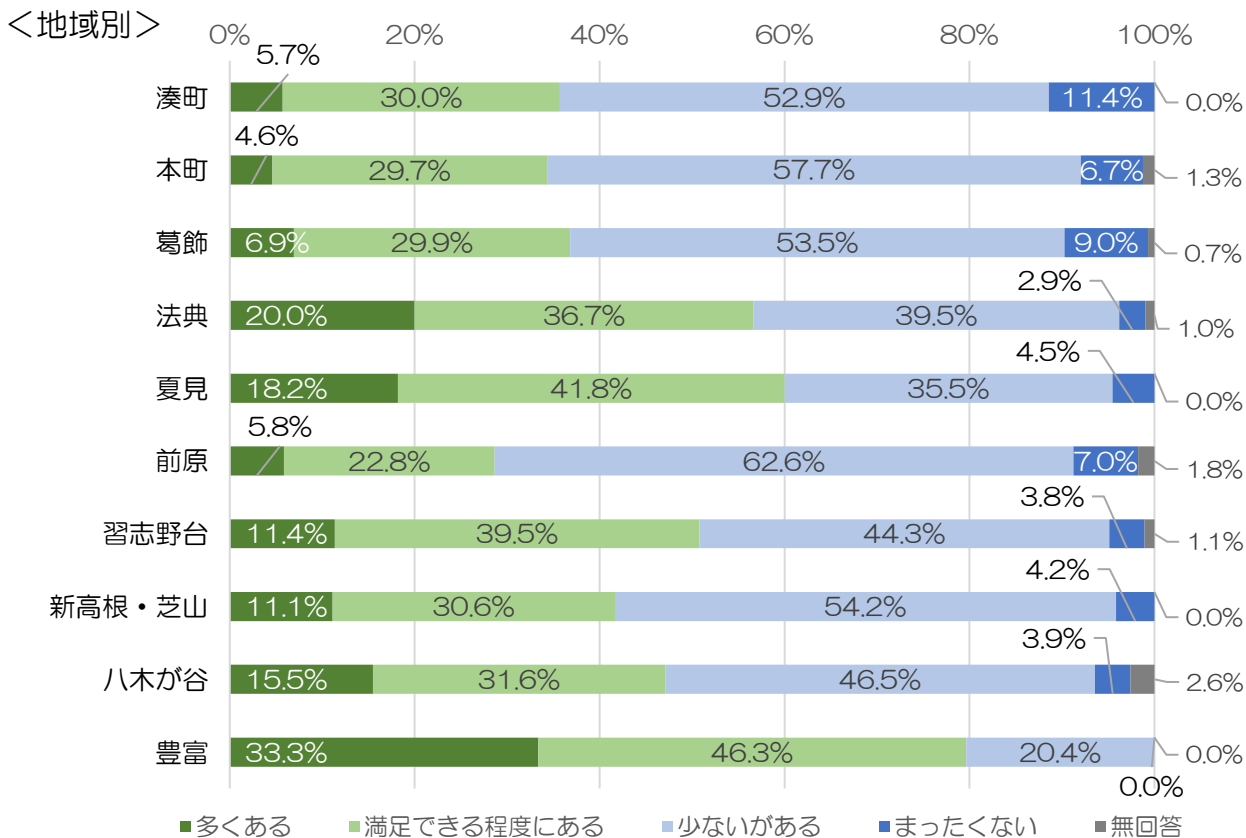


②「船橋市緑の基本計画」では、都市の中でどこにでも緑が目に入り、ふれあうことのできる、都市と緑が共生する街づくりの実現をめざしています。お住まいの近くで日常的に目に入りふれあうことのできる緑はありますか。

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
多くある	176	11.9%
満足できる程度にある	486	32.9%
少ないがある	716	48.5%
まったくない	81	5.5%
無回答	18	1.2%

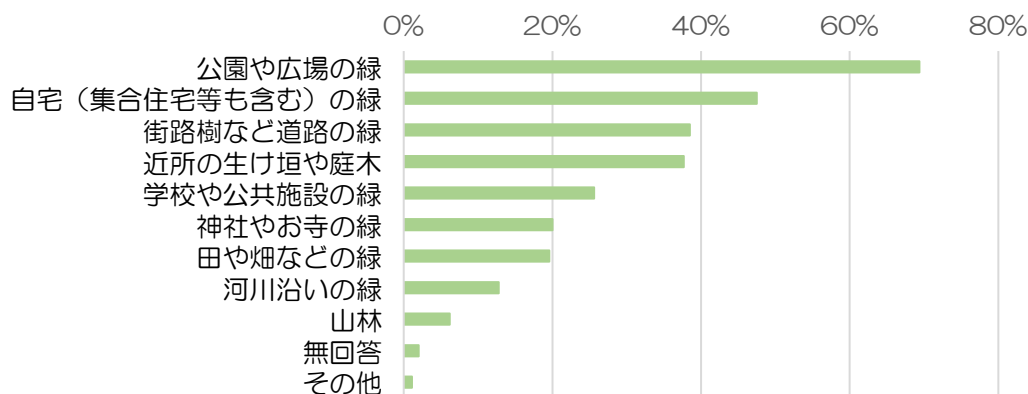
<前回結果との比較>





③前問で「少ないがある」「満足できる程度にある」「多くある」とお答えいただいた方におたずねします。お住いの近くにあるのはどのような緑ですか。（複数回答可）

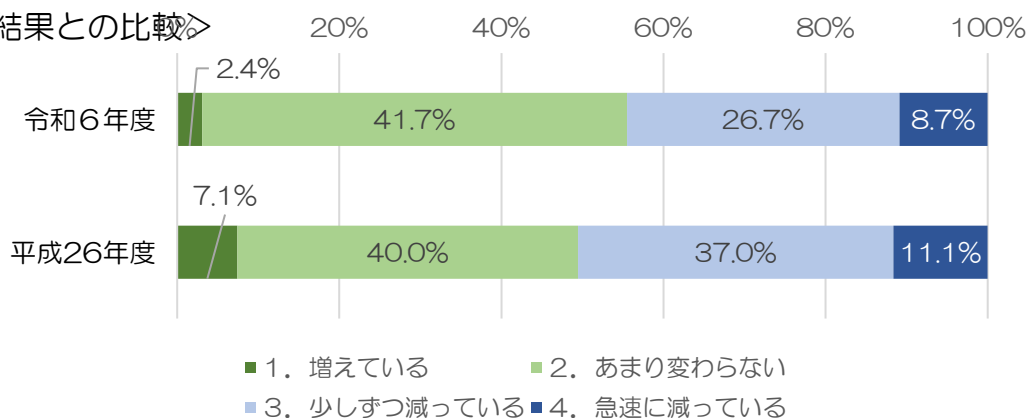
	回答数	回答比率
対象回答者数	1381	-
公園や広場の緑	958	69.4%
自宅（集合住宅等も含む）の緑	656	47.5%
街路樹など道路の緑	531	38.5%
近所の生け垣や庭木	520	37.7%
学校や公共施設の緑	353	25.6%
神社やお寺の緑	276	20.0%
田や畑などの緑	270	19.6%
河川沿いの緑	177	12.8%
山林	86	6.2%
無回答	27	2.0%
その他	15	1.1%



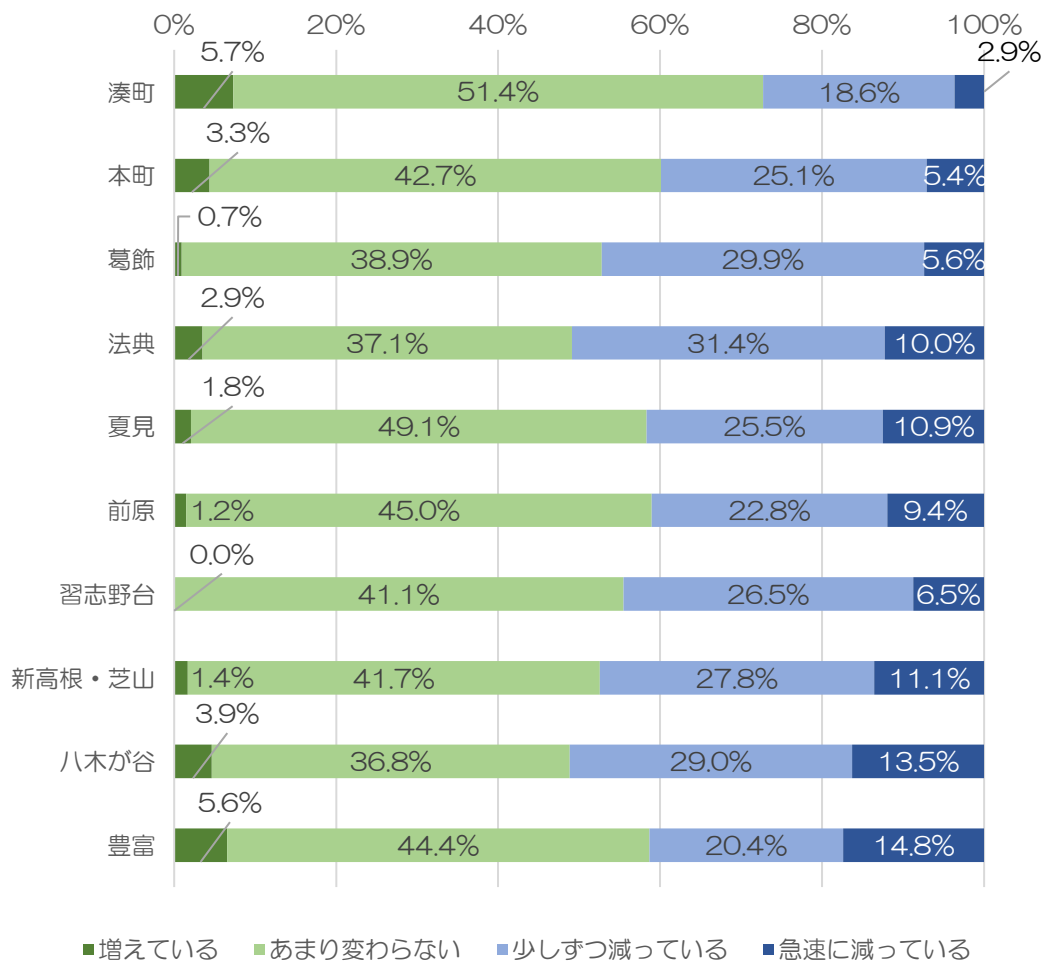
④緑の量の変化についておたずねします。10年前と比べて自宅周辺の緑の量はどのように変化していますか。

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
増えている	36	2.4%
あまり変わらない	616	41.7%
少しずつ減っている	395	26.7%
急速に減っている	128	8.7%
わからない	271	18.3%
無回答	31	2.1%

<前回結果との比較>

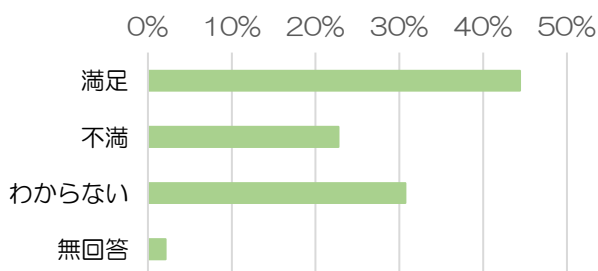


<地域別>

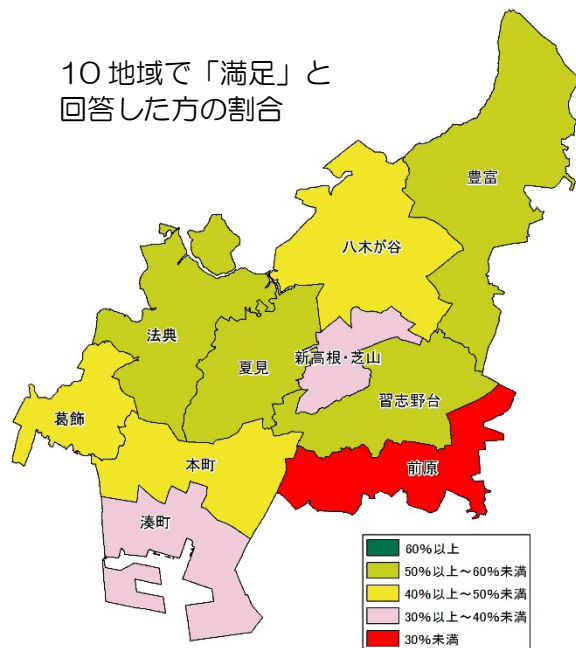


⑤公園についておたずねします。自宅から徒歩 15 分（距離 1 km）で行ける公園についてどのように感じていますか。

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
満足	656	44.4%
不満	336	22.7%
わからない	454	30.7%
無回答	31	2.1%

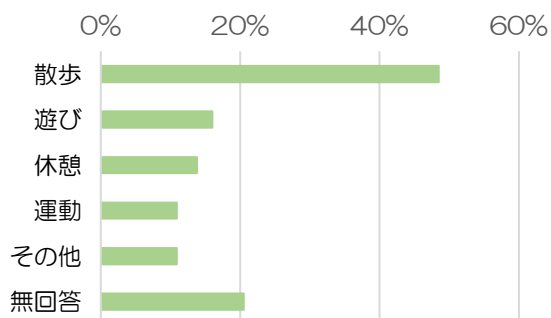


10 地域で「満足」と回答した方の割合

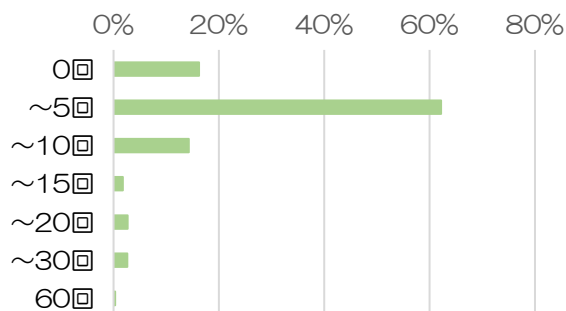


⑥公園の主な利用目的と利用頻度、滞在時間を教えてください。また、公園や緑が社会の中での役割を果たすためには、どのようなことが重要だと思いますか。

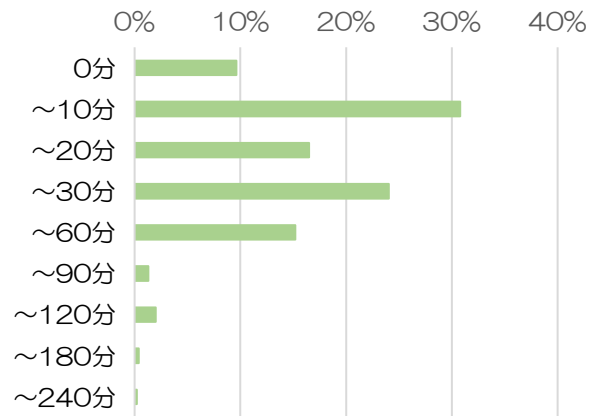
■利用目的	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
散歩	717	48.5%
遊び	236	16.0%
休憩	204	13.8%
運動	161	10.9%
その他	161	10.9%
無回答	303	20.5%



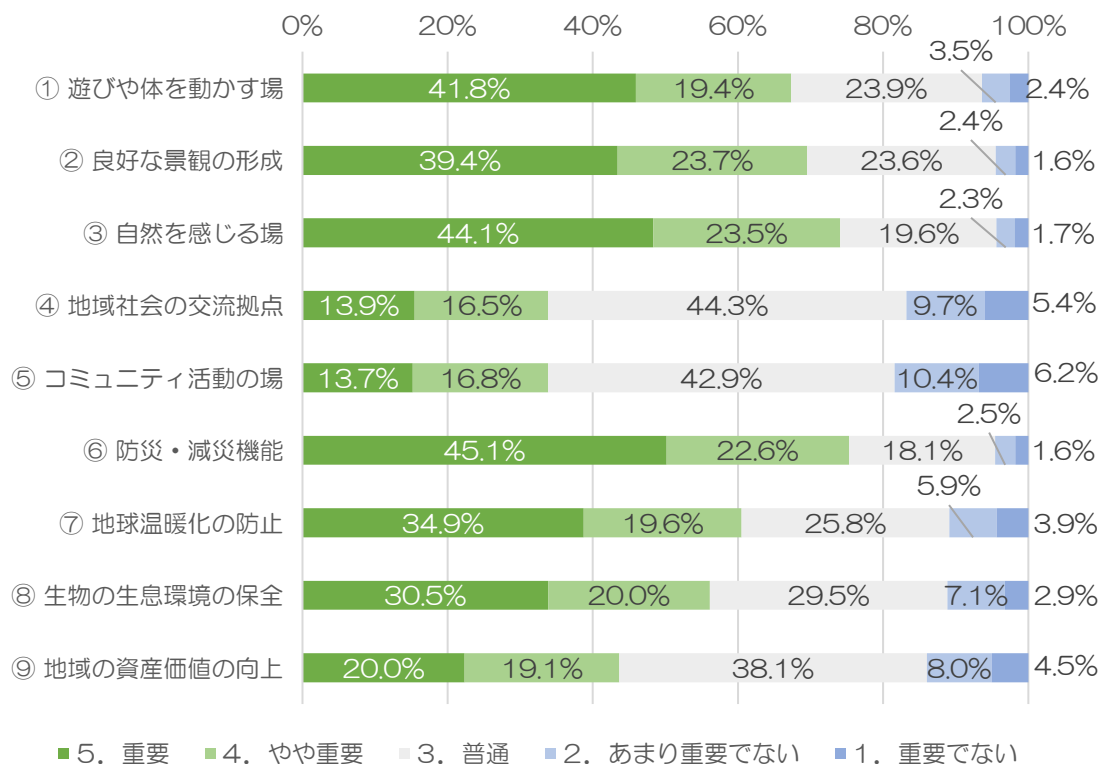
■利用回数	回答数	回答比率
対象回答者数	1078	-
0回	175	16.2%
~5回	670	62.2%
~10回	154	14.3%
~15回	19	1.8%
~20回	29	2.7%
~30回	28	2.6%
60回	3	0.3%



■滞在時間	回答数	回答比率
対象回答者数	1007	—
0分	97	9.6%
～10分	310	30.8%
～20分	166	16.5%
～30分	242	24.0%
～60分	153	15.2%
～90分	13	1.3%
～120分	20	2.0%
～180分	4	0.4%
～240分	2	0.2%

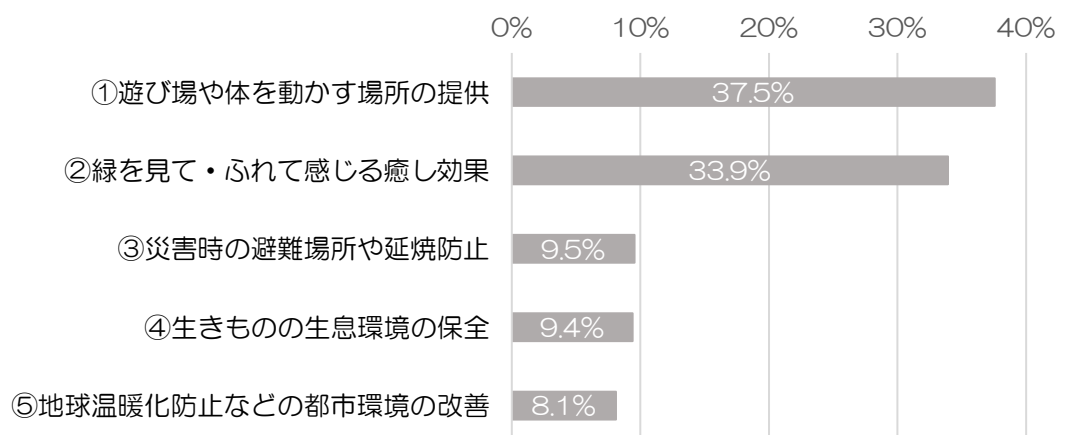


■重要度



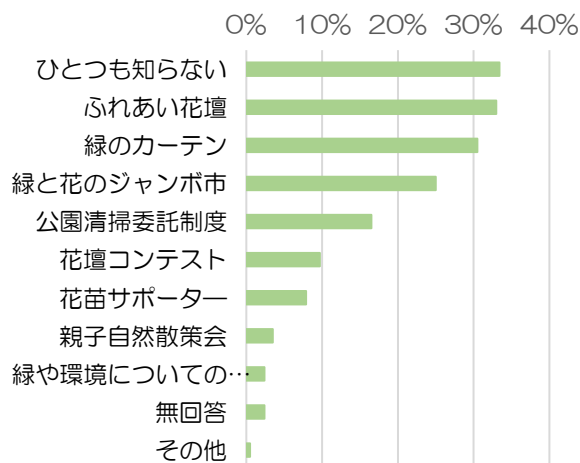
<参考>

平成26年度調査結果
 (「公園や緑に望む役割のうち、一番重要だと思うもの」の回答割合)



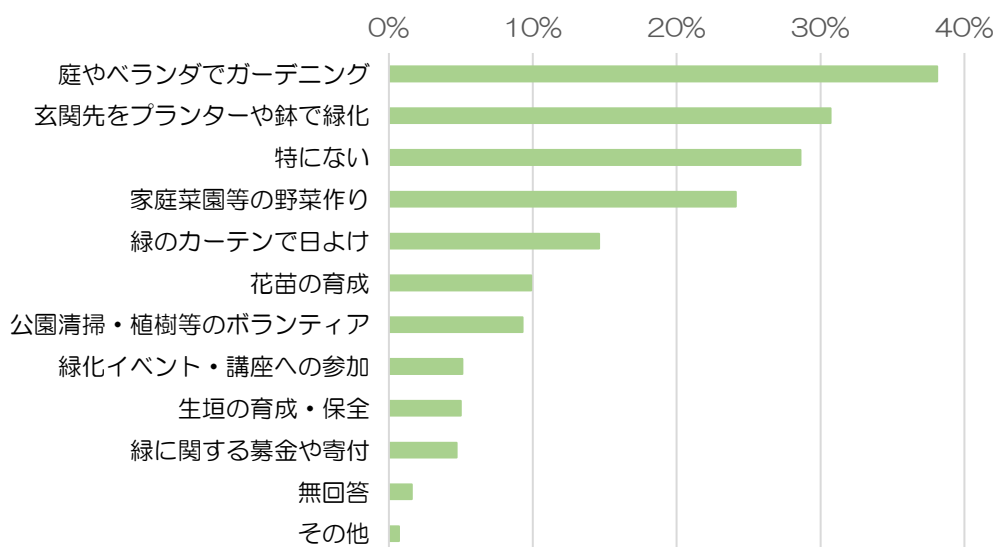
⑦あなたが知っている「緑」に関する活動はどれですか。(複数回答可)

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
ひとつも知らない	494	33.4%
ふれあい花壇	487	33.0%
緑のカーテン	450	30.5%
緑と花のジャンボ市	369	25.0%
公園清掃委託制度	243	16.5%
花壇コンテスト	143	9.7%
花苗サポーター	117	7.9%
親子自然散策会	52	3.5%
緑や環境についての講座	35	2.4%
無回答	36	2.4%
その他	8	0.5%



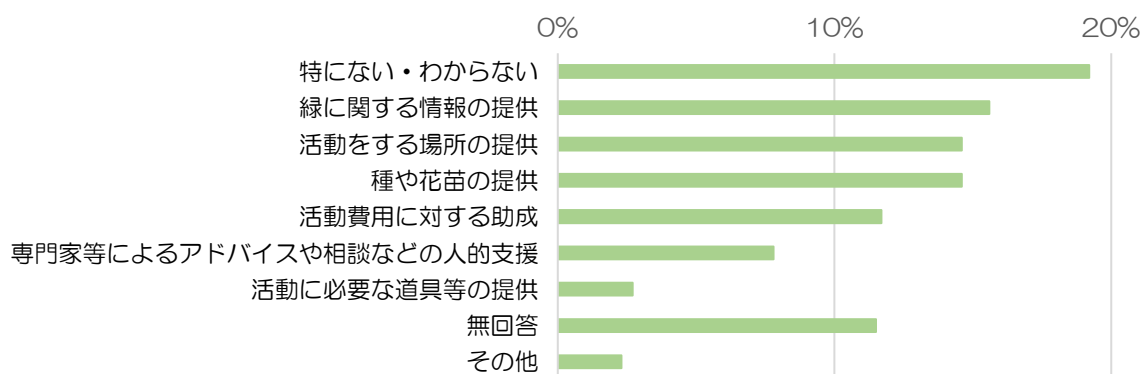
⑧「緑豊かなまちづくり」のために、あなたが取り組んでみたいこと(すでに取り組んでいること)はどれですか。(複数回答可)

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
庭やベランダでガーデニング	562	38.1%
玄関先をプランターや鉢で緑化	454	30.7%
特にない	423	28.6%
家庭菜園等の野菜作り	356	24.1%
緑のカーテンで日よけ	216	14.6%
花苗の育成	146	9.9%
公園清掃・植樹等のボランティア	138	9.3%
緑化イベント・講座への参加	76	5.1%
生垣の育成・保全	74	5.0%
緑に関する募金や寄付	70	4.7%
無回答	24	1.6%
その他	10	0.7%



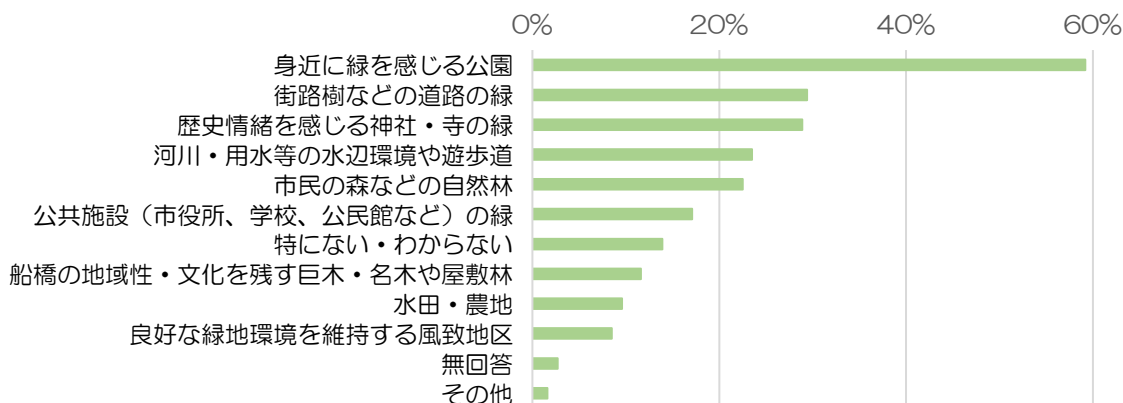
⑨今後、市民の方が緑の環境づくりに関わっていくために、市のどのような支援が最も必要だと考えますか。

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
特にない・わからない	284	19.2%
緑に関する情報の提供	230	15.6%
活動をする場所の提供	216	14.6%
種や花苗の提供	215	14.6%
活動費用に対する助成	173	11.7%
専門家等によるアドバイスや相談などの人的支援	115	7.8%
活動に必要な道具等の提供	40	2.7%
無回答	170	11.5%
その他	34	2.3%



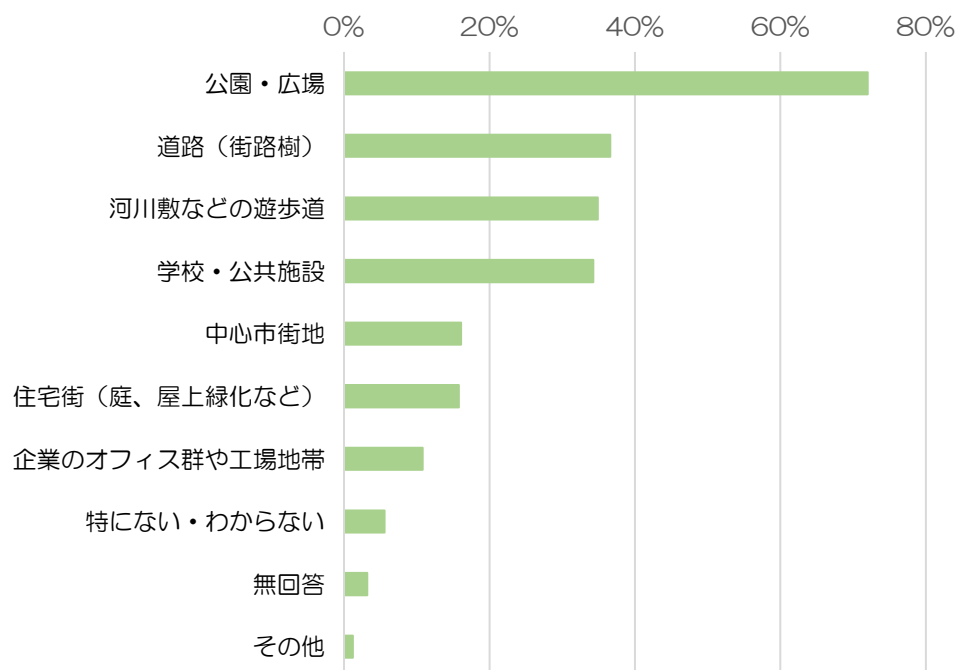
⑩あなたのお住まいの地区で、地区の緑のシンボルとを感じる場所や、今後も残したい場所はどこですか。（複数回答可）

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	-
身近に緑を感じる公園	875	59.2%
街路樹などの道路の緑	434	29.4%
歴史情緒を感じる神社・寺の緑	427	28.9%
河川・用水等の水辺環境や遊歩道	347	23.5%
市民の森などの自然林	332	22.5%
公共施設（市役所、学校、公民館など）の緑	253	17.1%
特にない・わからない	206	13.9%
船橋の地域性・文化を残す巨木・名木や屋敷林	171	11.6%
水田・農地	142	9.6%
良好な緑地環境を維持する風致地区	125	8.5%
無回答	40	2.7%
その他	24	1.6%



⑪これからあなたはどんなところを重点に緑を保全し、または増やしていくべきだと思いますか。(回答3つまで)

	回答数	回答比率
対象回答者数	1477	—
公園・広場	1064	72.0%
道路（街路樹）	541	36.6%
河川敷などの遊歩道	516	34.9%
学校・公共施設	507	34.3%
中心市街地	238	16.1%
住宅街（庭、屋上緑化など）	233	15.8%
企業のオフィス群や工場地帯	159	10.8%
特にない・わからない	83	5.6%
無回答	47	3.2%
その他	18	1.2%



⑫自由意見の区分別件数

区分	件数	割合
近くの緑に関すること	1	0.4%
近くの公園について満足や不満足に感じる事	119	47.0%
公園の利用目的に関する事	17	6.7%
公園が果たす重要な役割に関する事	31	12.3%
知っている緑に関する活動に関する事	4	1.6%
緑のまちづくりのために取り組んでみたいこと	3	1.2%
緑のシンボルや残したい場所に関する事	76	30.0%
重点的に保全・増やすべき緑に関する事	2	0.8%
合計	253	100.0%

③用語の解説

●あ行

用語	解説
Well-being (ウェルビーイング)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

●か行

用語	解説
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
開発	住宅や工場等の建設を目的として「土地の区画形質の変更」を行うこと。
葛南自然ふれあいモデル地区	千葉県が平成4年度から基本計画策定調査を開始した計画で、市街化が著しい船橋、市川、鎌ヶ谷の3市にまたがる地域において、核となる広域公園と各市における公園、緑地を結び、自然とのふれあい、緑のネットワークづくりを目指し設定した地区。
環境学習	市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものに変えていくために、人間と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習。
環境基本計画	環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
官民連携	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図ること。
グリーンインフラ	自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。
景観木	都市において良好な景観の形成に寄与している樹木。
源流域	川の源（みなもと）となる場所。

●さ行

用語	解説
再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物・建築敷地の整備及び公共施設等の整備を行う事業。

里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、農業や林業など様々な人間の働きかけを通じて、その環境が形成・維持されてきた地域。集落とそれを取り巻く林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される。
三番瀬(さんばんぜ)	東京湾最奥部にある、浦安市、市川市、船橋市、習志野市に三方を囲まれた約 1,800ha の干潟と浅海域（浅い海）。貝類や魚類などの多くの生物の生息場所となり、さらにそれらをえさとする渡り鳥も多くやってくる。
市街化区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法により指定された区域区分。既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。
自然共生サイト	ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、企業や地方公共団体等が作成し独立行政法人環境再生保全機構が認定した、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の実施区域。
自然散策マップ	自然を楽しみながら散策するための地図で、市内で 10 地域を設定し、それぞれの自然を楽しめる見所や、そこで見ることのできる生き物たちを分かりやすく紹介している。公民館等で配布しているほか、市ホームページでも確認することができる。
指定樹木制度	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例第 7 条の規定に基づき、市内の健全な民有樹木を指定し、それらを所有者に保全していただき、保全に要する経費の一部として助成金を支給する制度。
指定樹林制度	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例第 7 条の規定に基づき、市内の健全な民有樹林を指定し、それらを所有者に保全していただき、保全に要する経費の一部として助成金を支給する制度。
姉妹都市・友好都市	文化交流や親善を目的とした地方自治体同士の関係を指す。本市はアメリカ・ハイワード市、デンマーク・オーデンセ市と姉妹都市提携を、中国・西安市と友好都市提携を行っている。
市民協働	あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。
市民の森制度	緑地の保全とともにその利用も兼ねる制度であり、主に樹林に覆われたおおむね 5,000 平方メートル以上の土地について所有者と借地契約（10 年間）を結び施設の整備を市が行い市民に開放している森。
市民緑地制度	都市緑地法に基づき、土地や建築物等に住民の利用に供する緑地または緑化施設を設置し管理を行う制度。主に民間事業者等が設置・管理を行う市民緑地認定制度と、地方公共団体等が土地を借り上げ設置・管理する市民緑地契約制度の 2 つに分けられる。

樹木医	日本の民間資格の一つで、樹木の生理・生態を理解し、調査、設計監理、維持管理業務に精通し、診断及び治療をとおして落枝、倒木などによる人的、物損被害の抑制や後継樹の保護育成ならびに樹木の保護・育成に関する知識の普及及び指導を行う専門家。
情操	道徳的・芸術的・宗教的など社会的価値をもった複雑な感情。
照度	物体の表面を照らす光の明るさを表す量。公園等では概ね3ルクスを標準とする。
人工地盤	構造物の表層や上部などに人工的に造られた地盤。
親水拠点	河川等で水を身近に感じることや、水辺にふれあうことができる場所。
シンボルツリー	その場所を象徴する、さらには引き立ててくれるような樹木。
スポーツ健康都市宣言	昭和58年に宣言された、船橋市民が地域に根ざしたスポーツ活動を通じて、健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的都市をめざす宣言。
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定される、都市計画上の地域地区。
生物多様性	生き物の豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つの階層で多様性があるとしている。
生物多様性ふなばし戦略	船橋市の生活に恵みをもたらす生物多様性を未来の世代に引き継いでいくために、生物多様性を保全しつつ、持続可能な形で利用していくための考え方を示すもの。
全国都市緑化ふなばしフェア	全国都市緑化フェアは、日本の地方博覧会のひとつで、国土交通省の提唱で都市緑化機構が主催する花と緑の祭典である。都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図り、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することが目的であり、ふなばしフェアは2007年に開催した。
総合計画	地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

● た行

用語	解説
宅地開発	住宅建築用に、農地や山林などの土地の形質変更を行い、建物を安全に建築することができる敷地に変更する宅地造成を行うこと。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
地下水涵養	降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が補給されること。河川の流量を安定させる役割を果たしている。農地・樹林地・空地などは涵養機能が高いとされる。

地球温暖化	人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加して、大気の温度が上昇すること。なお、これに伴う諸現象まで含めて使用することもある。
地区計画	都市計画法に基づき、個性豊かで魅力に満ちた市街地を形成するため、地区に応じたきめ細かいまちのルールを住民合意のもとに定める計画。地区の目標を実現するために、必要な地区施設や建築物の用途制限、緑化率の最低限度などを定め、より良好なまちづくりの推進に寄与する。
調整池	雨水を一時的に貯留させることで河川への流入量を減らし、洪水が起こりにくくするために土地の開発者が設置する暫定施設。
調節池	雨水を一時的に貯留させることで河川への流入量を減らし、洪水が起こりにくくするための恒久的な河川管理施設。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地などを都道府県または市町村が都市計画に定めるもので、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な緑地について、それを保全するため、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。
都市基幹公園	市全域の住民が利用することを目的とした公園で、総合公園と運動公園がある。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第7条第4項の規定に基づき、千葉県が策定する区域区分の計画書。「土地利用」、「市街地の開発」、「交通体系の整備」などといった方針が定められている。
都市計画決定	都市計画法に基づき、市の都市計画として決定すること。決定に際しては、都市計画の案を作成し、市民等への公告・縦覧、都市計画審議会での議決を受け、最終的に告示を行うことで効力が発生する。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、市の都市計画に関する基本方針を定めた計画。
都市公園	都市公園法に基づき設置される公園で、規模や目的からいくつかの種別に分類される。
都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法に基づいて政府が定める、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。
都市緑地	都市公園法に基づく緑地で、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律。
都市緑地保全法	都市緑地法の改称前の名称。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地利用の増進を図る事業。

● な行

用語	解説
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

ネットワーク	個別のものを関連付け網のように結び付けること。
--------	-------------------------

● は行

用語	解説
Park - PFI (パーク PFI)	国土交通省が推進する「公募設置管理制度」の通称。都市公園の魅力向上と活性化のため、民間事業者によるカフェや売店などの収益施設設置・運営を促し、その収益で公園の整備を行う官民連携手法。
ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態、都市形態の高密度化などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
ビオトープ	生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、生物の生息空間を意味する。生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。
広場	都市公園に準ずる施設として、市民の身近に憩いと遊び場を提供することを目的とした施設。
風致地区	自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、都市計画法に基づく地域地区の一種。本市においては4地区（約508ha）が指定されている。
福祉と緑の都市宣言	平成4年に宣言された、船橋市民が、緑豊かな環境の中で、お年寄りや障害をもつ方々を大切にする優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる、生きがいと温もりに満ちたまちづくりを目指す宣言。
ふなばしお散歩マップ	船橋市の神社・仏閣・公園など市内の名所を紹介している地図。船橋市観光協会のホームページでも閲覧でき、東・西・南・北の4つのモデルコースがある。
船橋市環境基本計画	船橋市環境基本条例第9条に基づいて定めるもので、市の最上位計画である「船橋市総合計画」を環境面から推進するとともに、本市における環境行政の最も基礎となる計画として、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すもの。
船橋市環境共生まちづくり条例	環境と開発との調和を図り、市民と環境が共生する豊かなまちづくりを進めるため、市・事業者・市民が果たすべき責務と具体的な措置等を定めた条例。
船橋市景観計画	平成17年に施行された景観法により中核市が同法に基づく景観行政団体となったため、本市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し・次世代へと受け継いでいくために、同法に基づき平成22年に策定した計画。それに併せ、船橋市景観条例も制定し、一定規模以上の建築物の建築等を行う際の市への届出等を規定している。
船橋市国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法に基づき、船橋市の強靱化に関する施策を中長期的な視野の下で総合的・計画的に推進する指針。
船橋市地域防災計画	船橋市の防災に関し、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めるもの。

船橋市地球温暖化対策実行計画	世界的な課題である地球温暖化問題への対策を推進するため、船橋市における温室効果ガス排出量に関する削減目標と施策を定めるもの。
船橋市農業振興計画	船橋市の農業が多様な機能を発揮しながら、生産者と市民の双方にとって魅力ある産業として持続的に発展していくための方針や施策を定めるもの。
船橋市風致地区条例	都市の風致を維持することを目的として、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について必要な規制を定めた条例。県からの権限移譲により平成 27 年 1 月 1 日に施行された。
船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	昭和 48 年に施行した、緑の保存と緑化の推進を図ることにより、良好な自然環境を維持することを目的とする条例。指定樹木等の指定、保存樹木等保全協定、伐採行為の届出などが規定されている。
ふなばしロケーションズ ふなロケ	船橋市内での、映画やドラマ、CM などの撮影制作に関わる要望に応える窓口。窓口を一元化し、市内の各ロケーション紹介、円滑な撮影の為にサポート、事務手続き等の効率化と公共施設の有効活用を図り、撮影の支援をする。
ふなばしのみどり 2001 年計画	平成 4 年に策定した、快適な都市環境の保全と良好な都市景観の創造を図るための緑地保全に関する基本指針。
船橋ハイテクパーク	豊富町、鈴身町、車方町にわたる地区に民間が開発した、先端・成長産業などを誘致するための工業団地。
船橋市緑の基金 (財団法人)	昭和 60 年に設立された、広く市民等の積極的な参加と協力により緑の保全と緑化の推進を図ることを目的とした法人。平成 23 年度に解散し、一部の事業は船橋市が引き継いでいる。
プロムナード	歩行者用の公共空間で、散歩・回遊することの出来る空間。緑や水に親しみながら歩行者が安全・快適に歩ける歩行者専用の空間を連続的に確保していくという考え方にに基づき設置される。

● ま行

用語	解説
まちづくり出前講座	市民の学習活動に役立てていただくため、市民の学習会や集会に市の職員等が講師として出向き、市の事業や施策などについて説明する事業。
水際線	水域と陸域の境界線あるいは境界域。
水と緑のネットワーク	水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組。都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出など、都市に自然を取り戻し、生き物とのふれあいや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待される。
緑の基本方針	都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全

	及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めたもの。
緑の広域計画	都市緑地法に基づき都道府県が一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、系統的な緑地の配置方針等を示すものとして緑の基本方針に基づいて策定されるもの。
みどり法人	都市緑地法に基づき、市区町村長から指定を受けて緑地の保全や緑化の推進を行う、NPO 法人やまちづくり会社などの民間団体。正式名称を緑地保全・緑化推進法人という。

● や行

用語	解説
屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えられた樹林のこと。
谷津田	主に関東地方において見られる、台地や丘陵地が長い時間をかけて浸食されて形成された谷状地形の谷底部に広がる水田。周囲を雑木林や斜面林に囲まれ、湧水や地下水を水源として利用することから、年間を通じて水が安定して供給される。千葉県では「谷津田」と呼ばれるが、関東の他地域では「谷戸田」と呼ばれることが多い。
優良緑地確保計画認定制度	都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。

● ら行

用語	解説
緑化重点地区	都市緑地法に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（本市における「緑の基本計画」）において定める緑化の推進を重点的に図るべき地区。
緑被率	緑の量を示す一般的な指標。敷地の面積に対して、樹木地や草地などの植物が地面や上空を覆っている部分と、農地の面積の占める割合。航空写真をもとに測定する。

● わ行

用語	解説
ワークショップ	様々な立場や経験を有する参加者が、お互いの考え方や意見を学びながら全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つ。住民参加の手法の一つである。

【公園種別の一覧】 ※誘致距離や面積の標準は、目安としての数値です。

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区内当たり 1 箇所を誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	市民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	
緩衝緑地等	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、面積 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。	

都市公園以外の施設

種類	内容
市民緑地	用語の解説「市民緑地」参照
広場	都市公園法の規定を満たさない公園
市民の森	用語の解説「市民の森制度」参照
管理緑地	都市公園法の規定を満たさない緑地
グリーンスポット	道路や調節池など公共用地に設置される緑地や緑化施設
プロムナード・遊歩道	歩行者用の散歩道（例：海老川プロムナード）
調節池等	河川管理施設である調節池などの上部を公園のように活用している場所（例：長津川調節池）
その他の施設緑地	学校などの公共施設に設けられた緑地

